

2024 年度
調査報告書

障害者専用・優先スポーツ施設
に関する研究2024



〔共同研究者〕

日本福祉大学大学院 スポーツ科学研究科 教授 藤田紀昭

目 次

I. 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査方法	1
3. 調査の実施体制	2
4. 施設情報	2
II. 調査結果(質問紙調査)	4
1. 障害者専用・優先スポーツ施設の設置状況	4
2. 障害者専用・優先スポーツ施設の施設分類	9
3. 障害者専用・優先スポーツ施設の設置年と設置者	10
4. 障害者専用・優先スポーツ施設の所管部署	12
5. 障害者専用・優先スポーツ施設の付帯施設	13
6. 障害者専用・優先スポーツ施設の修繕・建て替え状況	14
7. 障害者専用・優先スポーツ施設の避難所指定状況	15
8. 障害者専用・優先スポーツ施設の管理運営状況	17
9. 障害者専用・優先スポーツ施設の利用状況	22
10. 障害者専用・優先スポーツ施設におけるスポーツ指導者の配置状況	28
11. 障害者専用・優先スポーツ施設の実施事業	34
12. 障害者専用・優先スポーツ施設を利用するサークル・クラブ・競技団体	47
13. 障害者専用・優先スポーツ施設の情報発信	51
14. 障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ用具の保有・貸出状況	53
15. 障害者専用・優先スポーツ施設における指定管理者の事業展開	56
III. クロス集計結果	58
1. ハブ施設とサテライト施設の利用者数	58
2. ハブ施設とサテライト施設の実施事業	60
3. ハブ施設とサテライト施設の事業展開	62
4. ハブ施設とサテライト施設の福祉サービス・地域活動	63
5. ハブ施設とサテライト施設の有給／有償のスポーツ指導者と有資格者	64
6. ハブ施設とサテライト施設の貸出用具の保有	66
7. ハブ施設とサテライト施設の避難所の設置状況	67
IV. 調査結果(事例調査)	68
1. 川崎市中部リハビリテーションセンター付属運動施設	69
2. ラポール上大岡	72
3. 総合病院聖隸三方原病院 地域障がい者総合リハビリテーションセンター アリーナ	77
4. 岐阜県福祉友愛プール・岐阜県福祉友愛アリーナ	80
5. 大阪府立稻スポーツセンター	85

6. 兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンターふれあいスポーツ交流館	89
7. おおむたアリーナ	94
V. まとめと考察 ······	98
1. 障害者専用・優先スポーツ施設の概観	98
2. 新たな知見	98
3. 経年変化	100
4. 実施事業からみる既存施設のハブ施設化の可能性	103
5. スポーツ施設から地域拠点となるための避難所機能の追加	105
VI. 参考文献 ······	107

※「しうがい」の用語は、「障がい」「障害」「障碍」などがあるが、本報告書では、固有名詞以外は、法律上の「障害」を使用した。

I. 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、わが国の障害者スポーツ専用施設および優先施設（以下、「障害者専用・優先スポーツ施設」）の設置状況とその概要、利用者数等を明らかにし、障害者スポーツの普及、振興状況を把握するための基礎資料とする目的に実施した。

2. 調査方法

（1）プレ調査

文献調査（インターネットによる情報収集を含む）により、障害者専用・優先スポーツ施設の要件を満たす施設候補をリストアップした。プレ調査として、47都道府県および20政令指定都市の障害者スポーツ担当部局に対し、障害者専用・優先スポーツ施設の設置状況を調査し、候補となる施設をリストアップした。

（2）質問紙調査

①調査対象

障害者が専用、もしくは優先的に利用できるスポーツ施設の管理者

②調査項目

- ・施設の設置および管理状況
- ・施設の付帯設備設置状況
- ・施設の利用者（2021～2023年度）の状況
- ・施設の指導者
- ・施設の実施事業
- ・施設の修繕／建て替え
- ・施設の避難所指定状況
- ・施設の事業実施状況

③調査期間

2024年10～12月

④調査方法

郵送法*

（*注）対象施設が希望した場合は、調査票データをメールで送付し、回答済み調査票をメール添付で返送していただいた。

⑤回収状況

- ・回収：108（回収率67.5%）

（3）事例調査

全国の障害者専用・優先スポーツ施設のうち、特徴的な施設について事例調査を実施した。

3. 調査の実施体制

本調査は、以下の学識者と笹川スポーツ財団の共同研究により実施した。

日本福祉大学大学院 スポーツ科学研究科 教授

藤田 紀昭

日本福祉大学大学院 スポーツ科学研究科 2年

石垣 喜人

日本福祉大学大学院 スポーツ科学研究科 1年

三上 信雄

笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 政策ディレクター

小淵 和也

4. 施設情報

(1) 障害者専用・優先スポーツ施設の対象とした施設

藤田らと笹川スポーツ財団は、「障害者スポーツ施設に関する研究」(2010年度、2012年度、2015年度、2018年度、2021年度、2024年度)において、障害者の運動・スポーツ活動のために、整備・運営されている施設について、設置根拠となる法律や整備のための財源に基づき整理した。本調査で対象とした施設、および施設分類の詳細は図表1-1の通りである。

- ①身体障害者福祉センター(A型)
- ②旧勤労身体障害者体育施設
- ③旧勤労身体障害者教養文化体育施設(サン・アビリティーズ)
- ④身体障害者福祉センター(B型)
- ⑤都道府県および政令指定都市リハビリテーションセンター
- ⑥その他

図表1-1 障害者専用・優先スポーツ施設の施設分類

①身体障害者福祉センター(A型)
「身体障害者福祉法」第31条に明記されている身体障害者福祉センターのうち、更生相談、機能訓練、スポーツおよびレクリエーションの指導、ボランティアの養成、身体障害者社会参加支援施設の職員に対する研修、その他身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う施設で、「身体障害者社会参加支援施設の設置及び運営に関する基準」に設置基準が定められている。建築面積2,700m ² 以上で、体育館、プール、機能訓練回復室のほかに会議室、研修室などを備えている。
②旧勤労身体障害者体育施設
1961年に設立された雇用促進事業団(1999年に独立行政法人雇用・能力開発機構に改組され、2011年10月に廃止、その後、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に業務移管)が、勤労身体障害者の福祉の増進を図るとともに、その雇用の安定に資することを目的に設置した施設で、「勤労身体障害者体育施設」と呼ばれていたもの。1975年1月から1981年3月までに設置された。
③旧勤労身体障害者教養文化体育施設(サン・アビリティーズ)
「勤労身体障害者体育施設」と同様、雇用促進事業団が勤労身体障害者の機能の回復向上、健康の増進、コミュニケーションおよび教養・文化等の施設を提供し、もって雇用の安定と福祉の増進に資することを目的として設置した施設で、「勤労身体障害者教養文化体育施設(サン・アビリティーズ)」と呼ばれていたもの。1981年度から1986年度までに設置された。
④身体障害者福祉センター(B型)
「身体障害者福祉法」第31条に明記されている身体障害者福祉センターのうち、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、ボランティアの養成その他身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行う施設で、「身体障害者社会参加支援施設の設置及び運営に関する基準」に設置基準が定められている。建築面積424m ² 以上で、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室兼集会室、作業室、図書室、事務室などを備えている。
⑤リハビリテーションセンター
障害者の機能回復訓練から社会復帰までの一貫した援助サービスを行う施設で、来談者の受理、診断・評価、心理的援助、更正意欲の促進、適応能力開発訓練、グループワーク等を通じて、自立性・共存性の向上を図り地域の中で健常者と助け合いながら暮らしていくことに取り組む。
⑥その他
上記以外の施設で、地方自治体が設置しているもの。

これらの他にも、各地に障害者が専用で利用する施設や優先的に利用できる施設があることから、障害者専用・優先スポーツ施設の要件を図表 1-2 の通りとした。本研究では、要件 1、または要件 2 のいずれかを満たす施設を障害者専用・優先スポーツ施設とした。2023 年 6 月、スポーツ庁スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ中間まとめにおいて、障害者スポーツセンターの役割や期待される機能、必要な人材、施設・設備について整理された。それを受け、日本パラスポーツ協会は、2023 年 12 月「パラスポーツセンター協議会」の運営規程を改正、各自治体宛に新規程を通知し、合致する施設の協議会登録を促した。登録団体に求められている要件が、本研究の障害者専用・優先スポーツ施設の要件とも合致していることから、本研究より新たな要件（要件 1）として追加した。

図表 1-2 障害者専用・優先スポーツ施設の要件

障害者専用・優先スポーツ施設の要件	
1	日本パラスポーツ協会 パラスポーツセンター協議会加盟施設
or	
2	①体育館、またはプールのいずれかを所有している ②利用を希望する個人、および団体に施設を貸し出している（障害者の個人利用と団体利用がある）

II. 調査結果(質問紙調査)

1. 障害者専用・優先スポーツ施設の設置状況

わが国には、161 の障害者専用・優先スポーツ施設が存在することが確認された。2021 年度からの施設数の推移は図表 2-1-1 の通りである。161 施設の施設名、住所、設置分類、設置年の一覧を図表 2-1-2 に示した。

図表 2-1-1 障害者専用・優先スポーツ施設数の推移

		施設数
2021年度調査時の施設数		150
(一)	閉鎖した施設	3
	要件を満たさなくなった施設 (障害者専用、または優先の利用実績が確認できなかった施設)	4
2021年度調査からの継続施設		143
(+)	新規に設置された施設	5
	要件を満たした施設 (新たに障害者専用、または優先の利用が確認された施設)	13
2024年度調査時の施設数		161

図表 2-1-2 障害者専用・優先スポーツ施設一覧(1/4)

都道府県	番号	名 称	住 所	施設分類	設置年	設置者	備考
北海道	1	サン・アビリティーズくしろ	〒084-0905 北海道釧路市鳥取南7-2-20	教・文体育	1982	市区町村	
	2	札幌市身体障害者福祉センター	〒063-0802 北海道札幌市西区二十四軒2条6丁目	A型／B型	1978	市区町村	
	3	苫小牧市福祉ふれあいセンター	〒053-0045 北海道苫小牧市双葉町3-7-3	B型	2016	市区町村	
	4	函館市総合福祉センター (あいよる21)	〒040-0063 北海道函館市若松町33-6	B型／その他	1994	市区町村	
	5	旭川市障害者福祉センター おひつた	〒078-8391 北海道旭川市宮前1条3-3-7	その他	2002	市区町村	
青森県	6	青森県身体障害者福祉センター ねむのき会館	〒030-0122 青森県青森市大字野尻字今田52-4	A型	1973	都道府県	
	7	八戸福祉体育館	〒031-0001 青森県八戸市類家4-3-1	体育	1978	市区町村	
	8	弘前市障がい福祉プラザ	〒036-8057 青森県弘前市大字八幡町1-9-17	B型	2024	市区町村	2024年新設
岩手県	9	ふれあいランド岩手	〒020-0831 岩手県盛岡市三本柳8地割1-3	その他	1994	都道府県	
	10	岩手県勤労身体障がい者体育館 (バラリーナ)	〒020-0122 岩手県盛岡市青山4-12-31	体育	1977	都道府県	
	11	障がい者ふれあい交流施設 サン・アビリティーズ一閣	〒021-0821 岩手県一関市三閑字桜町36-3	A型／B型／ 教・文体育	1983	市区町村	
宮城県	12	宮城県障害者総合体育センター	〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-1	体育	1975	都道府県	
	13	仙台市新田東総合運動場 元気フィールド仙台	〒983-0039 宮城県仙台市宮城野区新田東4-1-1	その他	2007	市区町村	
	14	宮城県障害者福祉センター (幸町ウェルフェア温水プール)	〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-2	体育	1988	都道府県	
	15	秋田県勤労身体障害者スポーツセンター	〒010-1602 秋田県秋田市新屋下川原町2-4	体育	1976	都道府県	
秋田県	16	大館市立中央公民館	〒017-0822 秋田県大館市桜町南45-1	教・文体育	1985	市区町村	
	17	秋田県心身障害者総合福祉センター	〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1-5	A型	1986	都道府県	
	18	山形市福祉体育館	〒990-0021 山形県山形市小白川町2-3-33	体育	1981	市区町村	
山形県	19	山形市総合福祉センター	〒990-0832 山形県山形市城西町2-2-22	その他	1995	市区町村	
	20	いわきサン・アビリティーズ	〒972-8321 福島県いわき市常磐湯本町上浅貝5-1	教・文体育	1986	市区町村	
福島県	21	福島県勤労身体障がい者体育館	〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原29-3	体育	1976	都道府県	
	22	郡山市障害者福祉センター	〒963-8833 福島県郡山市香久池1-15-15	B型／教・文体育 ／その他	1982	市区町村	
	23	水戸サン・アビリティーズ	〒310-0913 茨城県水戸市見川町2563-705	教・文体育	1983	市区町村	
栃木県	24	宇都宮市サン・アビリティーズ	〒321-0112 栃木県宇都宮市屋板町251-1	教・文体育	1984	市区町村	
	25	栃木県障害者スポーツセンター (わがくさアリーナ)	〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6	その他	2016	都道府県	
	26	足利市民プラザ身体障害者スポーツセンター	〒326-0823 栃木県足利市朝倉町264	体育	1979	市区町村	
群馬県	27	群馬県立ふれあいスポーツプラザ	〒379-2214 群馬県伊勢崎市下触町238-3	その他	1991	都道府県	
	28	ハーモニー高崎ケアセンター (高崎市心身障がい者体育センター)	〒370-0035 群馬県高崎市柴崎町1746-1	その他	1976	市区町村	
	29	前橋サン・アビリティーズ	〒371-0816 群馬県前橋市上佐島町539-2	教・文体育	1983	市区町村	
	30	群馬県立ゆうあいピック記念温水プール	〒377-0006 群馬県渋川市行幸田3011	その他	1994	都道府県	
埼玉県	31	埼玉県障害者交流センター	〒330-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1	A型	1990	都道府県	
	32	所沢サン・アビリティーズ	〒359-0025 埼玉県所沢市大字上安松1286-7	教・文体育	1984	市区町村	
	33	埼玉県総合リハビリテーションセンター	〒362-0057 埼玉県上尾市西貝塚148-1	リハビリ	1982	都道府県	
	34	戸田市立心身障害者福祉センター	〒335-0015 埼玉県戸田市川岸2-4-8	B型	1986	市区町村	
	35	福祉の里体育館	〒352-0013 埼玉県新座市新塚1-4-5	その他	1993	市区町村	
千葉県	36	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター (サン・アビリティーズ千葉)	〒263-0016 千葉県千葉市稲毛区天台6-5-1	体育／教・文体育	1985	都道府県	
	37	千葉市障害者福祉センター	〒280-0844 千葉県千葉市中央区千葉寺町1208-2	B型	1999	市区町村	
	38	千葉市療育センターふれあいの家	〒261-0003 千葉県千葉市美浜区浜崎4-8-3	B型	1980	市区町村	
東京都	39	東京都多摩障害者スポーツセンター	〒186-0003 東京都国立市富士見台2-1-1	A型	1984	都道府県	
	40	東京都障害者総合スポーツセンター	〒114-0033 東京都北区十条台1-2-2	A型	1986	都道府県	
	41	全国身体障害者総合福祉センター (戸山サンライズ)	〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1	A型	1984	国	
	42	港区立障害保健福祉センター (ヒューマンぶらざ)	〒105-0014 東京都港区芝1-8-23	その他	1998	市区町村	
	43	八王子市東浅川保健福祉センター	〒193-0834 東京都八王子市東浅川町551-1	B型	1991	市区町村	
	44	三鷹市北野ハビネスセンター	〒181-0003 東京都三鷹市北野1-9-29	B型	1983	市区町村	
	45	東京都パラスポーツトレーニングセンター	〒182-0032 東京都調布市西町376-3	その他	2023	都道府県	2023年新設
	46	荒川区障害者福祉会館 アクロスあらかわ	〒116-0002 東京都荒川区荒川2-57-8	その他	1997	市区町村	

図表 2-1-2 障害者専用・優先スポーツ施設一覧(2/4)

都道府県	番号	名 称	住 所	施設分類	設置年	設置者	備考
神奈川県	47	障害者スポーツ文化センター (横浜ラボール)	〒222-0035 神奈川県横浜市港北区鳥山町1752	A型	1992	市区町村	
	48	障害者スポーツ文化センター (ラボール上大岡)	〒233-0002 神奈川横浜市港南区上大岡西1-6-1	その他	2020	市区町村	
	49	藤沢市太陽の家	〒251-0037 神奈川県藤沢市鶴沼海岸6-6-12	体育	1980	市区町村	
	50	けやき体育館	〒252-0236 神奈川県相模原市中央区富士見6-6-23	教・文体育	1985	市区町村	
	51	川崎市中部リハビリテーションセンター	〒211-0035 神奈川川崎市中原区井田3-16-1	リハビリ	1971	市区町村	
	52	LCA国際小学校北の丘センター (相模原市立北市民健康文化センター)	〒252-0134 神奈川相模原市緑区下九沢2071-1	その他	1999	市区町村	
	53	神奈川県立スポーツセンター	〒251-0871 神奈川県藤沢市善行7-1-2	その他	2020	都道府県	
	54	新潟県障害者交流センター (新潟ふれ愛プラザ)	〒950-0121 新潟県新潟市江南区亀田向陽1-9-1	リハビリ/A型	1997	都道府県	
	55	上越市勤労身体障害者体育館	〒943-0805 新潟県上越市木田1-17-33	体育	1979	市区町村	
新潟県	56	上越市福祉交流プラザ	〒943-0892 新潟県上越市寺町2-20-1	その他	2009	市区町村	
	57	富山市勤労身体障害者体育センター	〒939-3521 富山県富山市水橋畠等298-2	その他	1979	市区町村	
	58	サン・アビリティーズ滑川	〒936-0023 富山県滑川市柳原1537-2	教・文体育	1984	市区町村	
富山県	59	富山市障害者福祉プラザ	〒939-8222 富山県富山市鏡川15	B型	1998	市区町村	
	60	小松サン・アビリティーズ	〒923-0302 石川県小松市符津町念仏ヶ2-7	教・文体育	1985	市区町村	
	61	白山市身体障害者・老人福祉センター こがね荘	〒924-0863 石川県白山市博労2-50	A型	1983	市区町村	
石川県	62	金沢市障害者高齢者体育館 (駅西むづみ体育館)	〒920-0025 石川県金沢市駅西本町2-3-27	その他	1982	市区町村	
	63	福井県社会福祉センター	〒910-8516 福井県福井市光陽2-3-22	A型	1980	都道府県	
福井県	64	福井市ちりょう体育館	〒918-8026 福井県福井市渕4-748	体育	2012	市区町村	
	65	あけぼの医療福祉センター	〒407-0046 山梨県韮崎市旭町上条南割3251-1	体育/その他	1975	都道府県	
山梨県	66	山梨県立やまなしパラスポーツセンター	〒400-0811 山梨県甲府市川田町517	その他	2025	都道府県	2025年新設
	67	長野県障がい者福祉センター (サンアップル)	〒381-0008 長野県長野市下駒沢586	A型	1998	都道府県	
長野県	68	長野市立障害者福祉センター	〒381-0904 長野県長野市大字鶴賀276-10	B型	1982	市区町村	
	69	勤労身体障害者等市民プール	〒503-0804 岐阜県大垣市仲之江3-1-3	リハビリ/体育	1977	市区町村	
岐阜県	70	岐阜県福祉友愛プール	〒500-8368 岐阜県岐阜市笠山向井2563-18	その他	2016	都道府県	
	71	岐阜県福祉友愛アリーナ	〒502-0931 岐阜県岐阜市則武1816-1	その他	2019	都道府県	
静岡県	72	静岡県身体障害者福祉センター	〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-70	A型	1983	都道府県	
	73	静岡市清水みなとふれあいセンター	〒424-0905 静岡県静岡市清水区駒越西2-10-10	B型	1982	市区町村	
	74	浜松市発達医療総合福祉センター (はままつ友愛のさと)	〒434-0023 静岡県浜松市浜北区高蔵775-1	その他	1994	市区町村	
	75	聖隸三方原病院 地域障がい者総合リハビリテーションセンターアリーナ	〒433-8558 静岡県浜松市中央区三方原町3453	リハビリ/体育	2019	その他	
	76	名古屋市障害者スポーツセンター	〒465-0055 愛知県名古屋市名東区勢子坊2-1501	A型	1981	市区町村	
愛知県	77	名古屋市総合リハビリテーションセンター (福祉スポーツセンター)	〒467-8622 愛知県名古屋市瑞穂区彌富町字密柑山1-2	A型	1989	市区町村	
	78	愛知勤労身体障害者体育館	〒495-0001 愛知県福沢市祖父江町祖父江寺西14-5	体育	1978	都道府県	
	79	春日井市福祉文化体育館 (サン・アビリティーズ春日井)	〒486-0857 愛知県春日井市浅山町1-2-61	教・文体育	2003	市区町村	
	80	刈谷市心身障害者福祉会館	〒448-0024 愛知県刈谷市下重原町3-32	その他	1987	市区町村	
	81	へきなん福祉センターあいくる	〒447-0869 愛知県碧南市山神町8-35	その他	2014	市区町村	
	82	障がい者総合福祉会館サン・アビリティーズ豊田	〒471-0062 愛知県豊田市西山町5-2-6	B型	1987	市区町村	
	83	豊橋市障害者福祉会館 さくらピア	〒440-0812 愛知県豊橋市東新町15	A型	1982	市区町村	
	84	三重県身体障害者総合福祉センター	〒514-0113 三重県津市一身田大古曾670-2	更生/A型/その他	1985	都道府県	
	85	四日市市障害者体育センター	〒510-0943 三重県四日市市西日野町4070-1	体育	1977	都道府県	
滋賀県	86	滋賀県立障害者福祉センター	〒525-0072 滋賀県草津市笠山8-5-130	A型	1990	都道府県	
	87	水口体育馆	〒528-0014 滋賀県甲賀市水口町鹿深3-46	その他	2020	市区町村	
	88	野洲市なかよし交流館	〒520-2351 滋賀県野洲市富波甲1339-24	その他	2007	市区町村	
京都府	89	京都市障害者教養文化・体育会館	〒601-8155 京都府京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原37-4	教・文体育	2003	市区町村	
	90	京都市障害者スポーツセンター	〒606-8106 京都府京都市左京区高野玉岡町5	A型	1988	市区町村	
	91	府立心身障害者福祉センター (サン・アビリティーズ城陽)	〒610-0113 京都府城陽市中芦原	教・文体育	1983	都道府県	

図表 2-1-2 障害者専用・優先スポーツ施設一覧(3/4)

都道府県	番号	名 称	住 所	施設分類	設置年	設置者	備考
大阪府	92	大阪府立稻スポーツセンター	〒562-0015 大阪府箕面市福6-15-26	A型	1996	都道府県	
	93	大阪市長居障がい者スポーツセンター	〒546-0034 大阪府大阪市東住吉区長居公園1-32	A型	1974	市区町村	
	94	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター (アーティスティック)	〒554-0041 大阪府立舞洲市此花区北港白津2-1-46	A型	1997	市区町村	
	95	大阪府立障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪)	〒590-0137 大阪府堺市南区城山台5-1-2	A型	1986	都道府県	
	96	堺市立健康福祉プラザ スポーツセンター	〒590-0808 大阪府堺市堺区旭ヶ丘町4-3-1	A型	2012	市区町村	
	97	八尾市立障害者総合福祉センター	〒581-0081 大阪府八尾市南本町8-4-5	B型	2004	市区町村	
	98	枚方市立総合福祉会館 ラボールひらかた	〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目1-35	その他	1998	市区町村	
	99	高石市障がい者ふれあいプラザ	〒592-0014 大阪府高石市綾園4-5-28	その他	1987	市区町村	
	100	吹田市立障害者支援交流センター あいぽうぶ吹田	〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園12-27	その他	2001	市区町村	
	101	兵庫県立障害者スポーツ交流館	〒651-2181 兵庫県神戸市西区曙町1070	体育	2006	都道府県	
兵庫県	102	神戸市立市民福祉スポーツセンター	〒651-0086 兵庫県神戸市中央区磯上通3-1-32	A型	1994	市区町村	
	103	しあわせの村	〒651-1106 兵庫県神戸市北区1-1	その他	1989	市区町村	
	104	西宮市総合福祉センター	〒662-0913 兵庫県西宮市染殿町8-17	A型	1985	市区町村	
	105	松原体育馆 (サン・アリティーズにのみや)	〒650-0912 兵庫県西宮市松原町2-41	教・文体育	1986	市区町村	
	106	神戸市障害者福祉センター	〒650-0016 兵庫県神戸市中央区橋通3-4-1	A型	1977	市区町村	
	107	神戸市立王子スポーツセンター	〒657-0805 兵庫県神戸市灘区青谷町1-1-1	その他	1978	市区町村	
	108	伊丹市立障害者福祉センター (アイ愛センター)	〒664-0015 兵庫県伊丹市昆陽池2-10	B型	1991	市区町村	
	109	尼崎市立身体障害者福祉センター	〒661-0024 兵庫県尼崎市三反田町1-1-1	B型	1985	市区町村	
	110	芦屋市保健福祉センター	〒659-0051 兵庫県芦屋市吳川町14-9	その他	2010	市区町村	
	111	明石市総合福祉センター本館	〒673-0037 兵庫県明石市貴崎1-5-13	その他	1991	市区町村	
	112	明石市総合福祉センター新館	〒673-0037 兵庫県明石市貴崎1-5-46	その他	2019	市区町村	
	113	姫路市立障害者体育馆	〒670-0806 兵庫県姫路市増位新町2-37	その他	2010	市区町村	
	114	ふれあいスポーツ交流館 (兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター)	〒679-5165 兵庫県たつの市新宮町光都1-7-1	その他	2006	都道府県	
	115	ふれあいプラザあかし西	〒694-0092 兵庫県明石市二見町東二見1836-1	その他	2009	市区町村	
	116	尼崎市立身体障害者ディサービスセンター	〒660-0052 兵庫県尼崎市七松町3-8-8	その他	2002	市区町村	
奈良県	117	奈良県心身障害者福祉センター	〒636-0344 奈良県橿原市原本町宮森34-4	A型	1979	都道府県	
	118	奈良市総合福祉センター	〒631-0801 奈良県奈良市左京5-3-1	教・文体育	1986	市区町村	
	119	奈良市勤労者総合福祉センター (サン・アクリティイズ奈良)	〒630-8106 奈良県奈良市佐保町西町115	その他	1991	市区町村	
	120	天理市障害者ふれあいセンター	〒632-0052 奈良県天理市柳本町719	教・文体育	1983	市区町村	
和歌山県	121	和歌山県障害児サポートセンター	〒641-0014 和歌山県和歌山市毛見1437-218	その他	2009	都道府県	
鳥取県	122	鳥取県立障がい者体育センター	〒680-0947 鳥取県鳥取市湖山町西3-129	体育	1977	都道府県	
	123	米子サン・アクリティイズ	〒683-0003 鳥取県米子市皆生3-16-20	教・文体育	1987	市区町村	
島根県	124	鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア	〒680-0944 鳥取県鳥取市布勢146-1	その他	2020	都道府県 その他	
	125	島根県立はつらつ体育馆	〒690-0015 島根県松江市上乃木7-1-27	体育	1979	都道府県	
岡山県	127	岡山市障害者体育センター	〒700-0843 岡山県岡山市北区二日市町56	体育	1981	市区町村	
広島県	128	広島市心身障害者福祉センター	〒732-0052 広島県広島市東区光町2-1-5	A型	1983	市区町村	
	129	広島県立障害者リハビリテーションセンター スポーツ交流センター おりづる	〒739-0036 広島県東広島市西条町田口295-3	A型	1996	都道府県	
山口県	130	福山市障害者体育センター	〒721-0964 広島県福山市山港町1-11-10	体育	1977	市区町村	
	131	下関市パラスポーツサポートセンター (下関市総合体育馆)	〒750-0041 山口県下関市向洋町1-11-1	その他	2024	市区町村	2024年新設
	132	サン・アクリティイズ光	〒743-0075 山口県光市室積沖田6-1	教・文体育	1987	市区町村	
徳島県	133	山口県身体障害者福祉センター	〒753-0092 山口県山口市八幡馬場36-1	A型	1974	都道府県	
	134	徳島県立障がい者交流プラザ	〒770-0005 徳島県徳島市南矢三町2-1-59	その他	2006	都道府県	
香川県	135	かがわ総合リハビリテーション福祉センター	〒761-8057 香川県高松市田村町1114	A型	1986	都道府県	
	136	愛媛県身体障がい者福祉センター	〒790-0843 愛媛県松山市道後町2-12-11	A型	1982	都道府県	
愛媛県	137	サン・アクリティイズ今治	〒799-1502 愛媛県今治市喜田村2-1-10	教・文体育	2003	市区町村	
	138	新居浜市総合福祉センター (ふれあいプラザ)	〒792-0031 愛媛県新居浜市高木町2-60	その他	1996	市区町村	
高知県	139	高知県立障害者スポーツセンター	〒781-0313 高知県高知市春野町内ノ谷1-1	その他	1996	都道府県	

図表 2-1-2 障害者専用・優先スポーツ施設一覧(4/4)

都道府県	番号	名 称	住 所	施設分類	設置年	設置者	備考
福岡県	140	福岡市立障がい者スポーツセンター (さん・さんプラザ)	〒815-0031 福岡県福岡市南区清水1-17-15	A型	1984	市区町村	
	141	クローバーブラザ	〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7	その他	1996	都道府県	
	142	北九州市障害者スポーツセンター アレアス	〒802-0061 福岡県北九州市小倉北区三郎丸3-4-1	体育	2012	市区町村	
	143	サン・アビリティーズいいづか	〒820-0011 福岡県飯塚市柏の森956-4	教・文体育	1983	市区町村	
	144	おおむたアリーナ	〒836-0861 大牟田市宝坂町2-92	その他	2024	市区町村	2024年新設
	145	早良障がい者フレンドホーム	〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜1-4-1	B型	1994	市区町村	
	146	SAGA・パラスポーツセンター	〒840-0851 佐賀県佐賀市天祐1-8-5	教・文体育	1983	都道府県	勤労身体障害者教養文化体育館より名称変更
長崎県	147	長崎市障害福祉センター (もりまちハートセンター)	〒852-8104 長崎県長崎市茂里町2-41	A型	1992	市区町村	
	148	諫早市新道福祉交流センター	〒854-0045 長崎県諫早市新道町999-1	体育	1968	市区町村	
	149	サン・アビリティーズ佐世保	〒857-0852 長崎県佐世保市千尽町3-100	教・文体育	1986	市区町村	
熊本県	150	熊本県身体障がい者福祉センター (熊本勤労身体障害者体育館)	〒861-8039 熊本県熊本市長嶺南2-3-2	A型／体育	1975	都道府県	
	151	宇城市松橋勤労身体障害者教養文化体育施設 (希望の里サン・アビリティーズ)	〒869-0524 熊本県宇城市松橋町豊福1786	教・文体育	1987	市区町村	
大分県	152	あすひあおいた (大分県身体障害者福祉センター)	〒870-0907 大分県大分市大津町2-1-41	A型	1986	都道府県	
	153	別府市身体障害者福祉センター	〒874-0835 大分県別府市大字鶴見4310-2	B型	1975	市区町村	
	154	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 別府重度障害者センター	〒874-0904 大分県別府市南荘園町2組	リハビリ	1952	国	
宮崎県	155	宮崎市身体障がい者体育センター	〒880-0916 宮崎県宮崎市大字恒久字西原5132	体育	1980	市区町村	
	156	都城市勤労身体障害者教養文化体育施設 (サン・アビリティーズ都城)	〒885-0094 宮崎県都城市原町3369	教・文体育	1985	市区町村	
鹿児島県	157	サン・アビリティーズ川内	〒895-0005 鹿児島県薩摩川内市永利町4107-2	教・文体育	1987	市区町村	
	158	鹿児島県障害者自立交流センター	〒890-0021 鹿児島県鹿児島市小野1-1-1	A型	2000	都道府県	
	159	心身障害者総合福祉センター(ゆうあい館)	〒890-0067 鹿児島県鹿児島市真砂本町58-30	B型	1987	市区町村	
沖縄県	160	知的障害者福祉センター ふれあい館	〒891-0102 鹿児島市星ヶ峯2-1-1	その他	2000	市区町村	
	161	浦添市身体障がい者福祉協会 (サン・アビリティーズうらそえ)	〒901-2126 沖縄県浦添市宮城4-11-1	教・文体育	1985	市区町村	

注1)番号が白抜きの 29 施設は、(公財)日本パラスポーツ協会の「パラスポーツセンター協議会※」に加盟。

※パラスポーツセンター協議会は、施設の運営における諸問題等に関する意見交換や交流の場として 1984 年に「身体障害者スポーツセンター協議会(現・パラスポーツセンター協議会)」として発足した。

注2)番号 8、45、66、131、144 は、新たに障害者専用・優先スポーツ施設として設置された施設。

注3)施設分類

- ・ A型 : 身体障害者福祉センター(A型)
- ・ 体育 : 旧 勤労身体障害者体育施設
- ・ 教・文体育 : 旧 勤労身体障害者教養文化体育施設(サン・アビリティーズ)
- ・ B型 : 身体障害者福祉センター(B型)
- ・ リハビリ : 都道府県および政令指定都市リハビリテーションセンター
- ・ 更生 : 障害者更生センター
- ・ その他 : 上記以外の施設

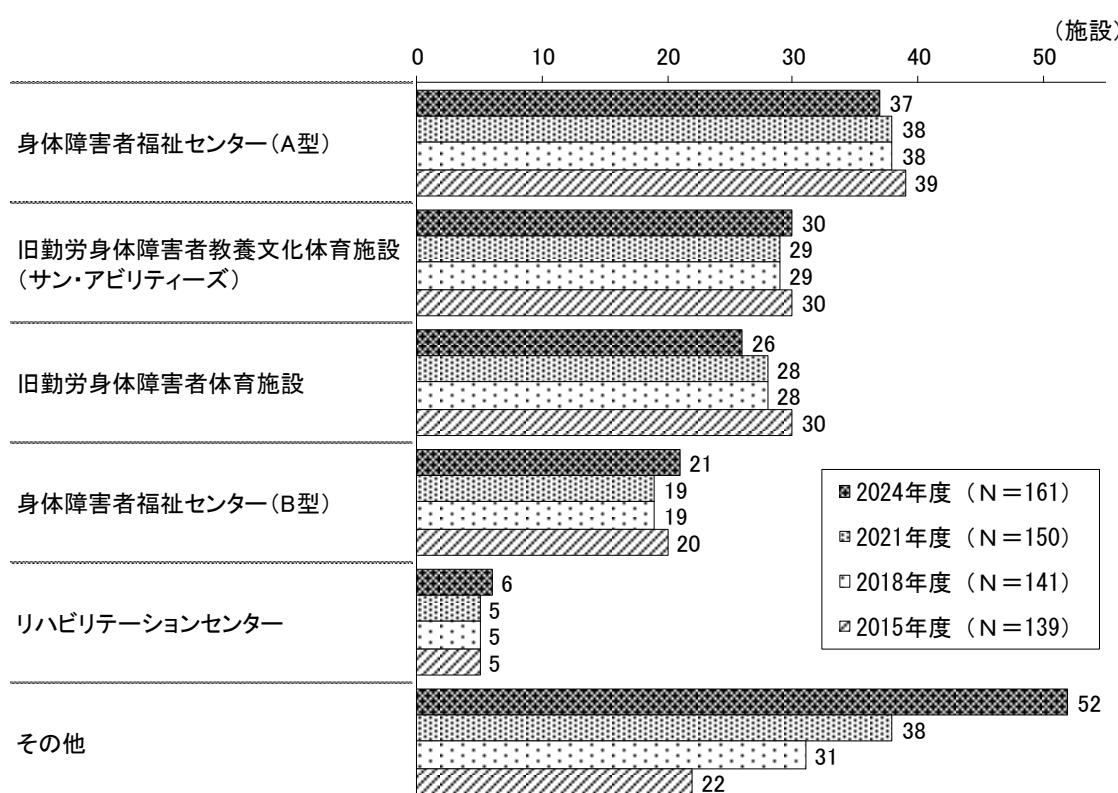
注4)回収した 108 施設で変更があった施設情報のみ更新、それ以外は前回の調査結果を反映。

2. 障害者専用・優先スポーツ施設の施設分類

施設分類別に障害者専用・優先スポーツ施設をみると、「身体障害者福祉センター（A型）」が37施設で最も多く、ついで「旧勤労身体障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズ）」が30施設、「旧勤労身体障害者体育施設」が26施設、「身体障害者福祉センター（B型）」が21施設だった（図表2-2-1）。

2018年度、2021年度、2024年度と増加している「その他」には、スポーツセンターや障害者優先体育館などがあった。これまで障害者の運動・スポーツ活動が設置の主たる目的ではない福祉施設などが多くを占めていたが、新規に設置された施設や要件を満たした施設（新たに障害者専用、または優先の利用が確認された施設）にはスポーツ施設が多く、「その他」が増加する一因となった。

図表2-2-1 障害者専用・優先スポーツ施設の施設分類



注1)施設によっては複数の機能を有する施設があるため、複数回答としている。

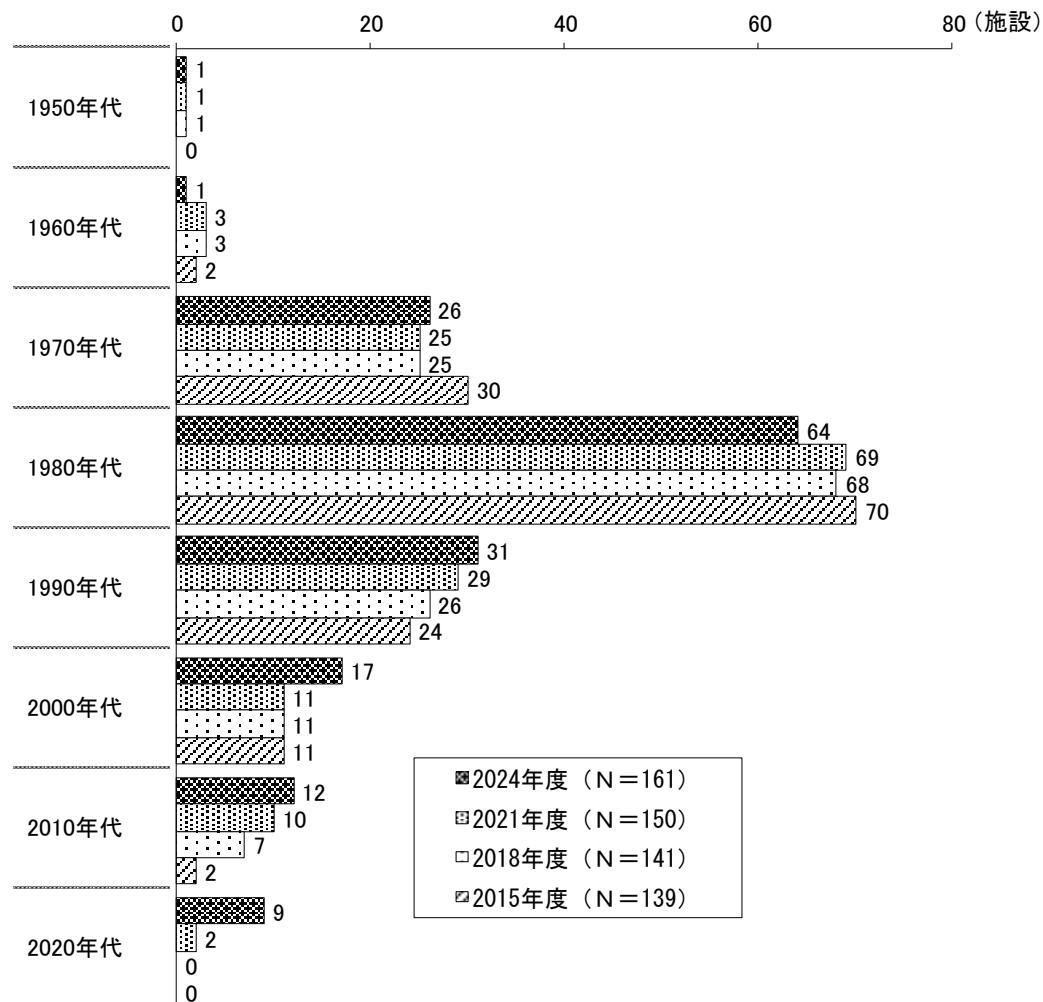
注2)「障害者更生センター」は件数が少ないため、「その他」に含めている。

注3)回収した108施設で変更があった施設情報のみ更新、それ以外は前回の調査結果を反映。

3. 障害者専用・優先スポーツ施設の設置年と設置者

障害者専用・優先スポーツ施設の設置年代別の設置数をみると、1980年代が64施設で最も多く、ついで「1990年代」(31施設)、「1970年代」(26施設)だった(図表2-3-1)。

図表2-3-1 障害者専用・優先スポーツ施設の設置年

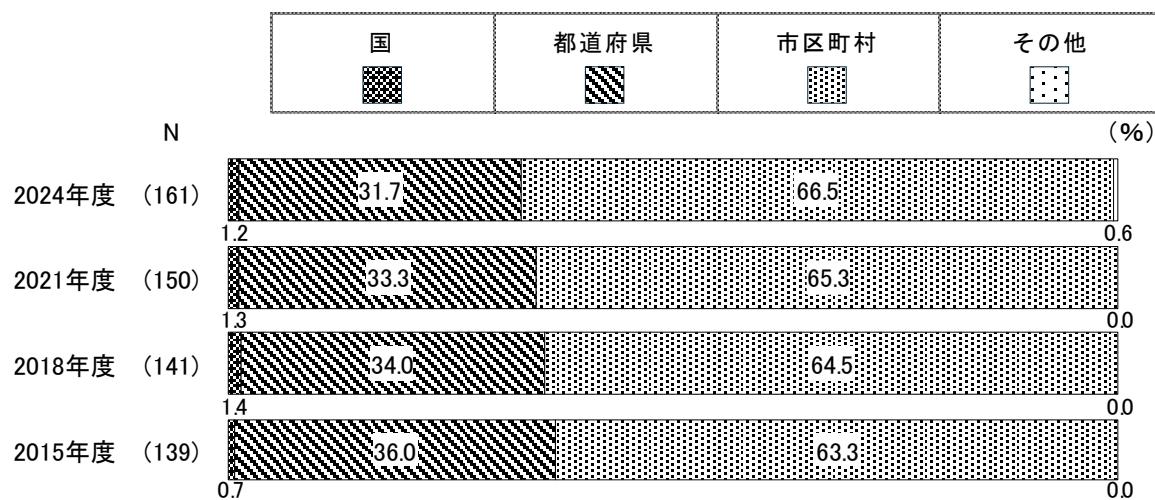


注1)設置後に改修している施設もあるが、ここでは改修年ではなく設置年を記載している。

注2)回収した108施設で変更があった施設情報のみ更新、それ以外は前回の調査結果を反映。

障害者専用・優先スポーツ施設の設置者をみると、「市区町村」が 66.5% で最も多く、ついで「都道府県」(31.7%) だった(図表 2-3-2)。

図表 2-3-2 障害者専用・優先スポーツ施設の設置者

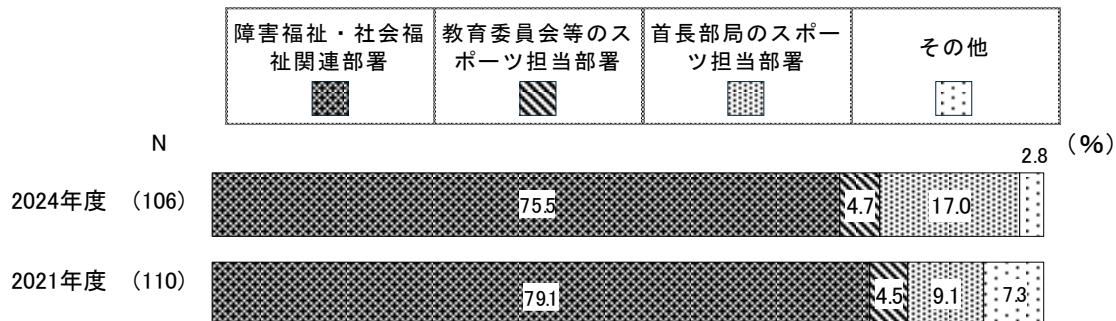


注)回収した 108 施設で変更があった施設情報のみ更新、それ以外は前回の調査結果を反映。

4. 障害者専用・優先スポーツ施設の所管部署

障害者専用・優先スポーツ施設の所管部署をみると、「障害福祉・社会福祉関連部署」が75.5%で最も多く、ついで「首長部局のスポーツ担当部署」(17.0%)、「教育委員会等のスポーツ担当部署」(4.7%)だった(図表 2-4-1)。「その他」には、労働福祉部署や雇用労働政策部署、教育委員会の公民館管理部署などがあった。

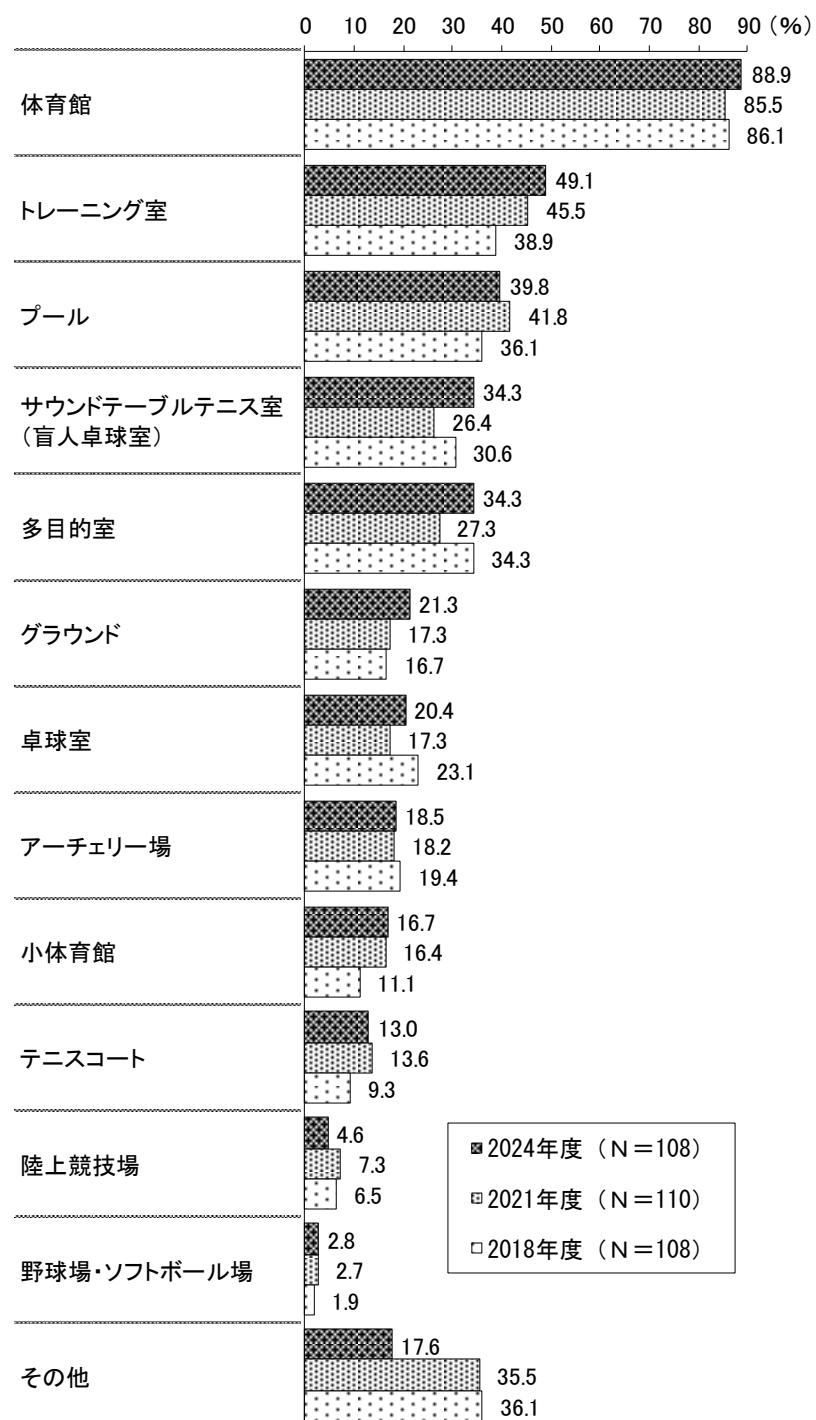
図表 2-4-1 障害者専用・優先スポーツ施設の所管部署



5. 障害者専用・優先スポーツ施設の付帯施設

障害者専用・優先スポーツ施設の付帯施設をみると、「体育館」が 88.9% で最も多く、ついで「トレーニング室」(49.1%)、「プール」(39.8%)、「サウンドテーブルテニス室(盲人卓球室)」、「多目的室」(ともに 34.3%) だった(図表 2-5-1)。2021 年度と比較すると、「サウンドテーブルテニス室(盲人卓球室)」が 7.9 ポイント、「多目的室」が 7.0 ポイント増加した。「その他」には、教養文化室、ボウリング室、ゲートボール場、ボルダリング室などがあった。

図表 2-5-1 障害者専用・優先スポーツ施設の付帯施設

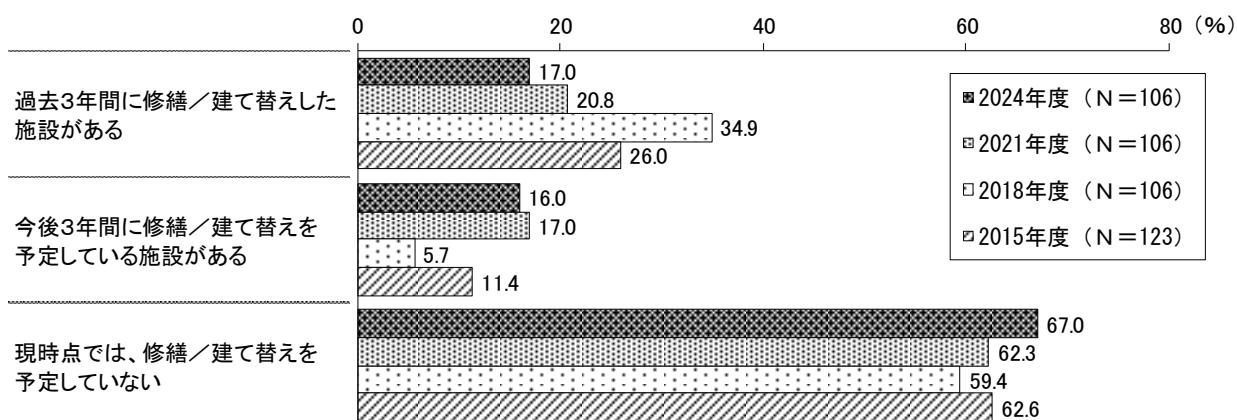


6. 障害者専用・優先スポーツ施設の修繕・建て替え状況

財務省「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」では、公共施設の耐用年数を明記している。省令によると、鉄骨鉄筋コンクリート造の体育館で47年、金属造の体育館では骨格材の厚さに応じて19～38年、木造造で22年となっている。用途や建物の主体構造により耐用年数は異なるが、1970～1990年代に多く設置された障害者専用・優先スポーツ施設では、耐用年数が迫っている施設やすでに超えている施設も多くある。一般の公共施設同様、障害者専用・優先スポーツ施設においても、修繕・建て替えなどを行なながら、施設の耐用年数を延ばして運営を続けている。

障害者専用・優先スポーツ施設の修繕や建て替え状況をみると、「現時点では、修繕／建て替えを予定していない」が67.0%で最も多く、ついで「過去3年間に修繕／建て替えした施設がある」が(17.0%)、「今後3年間に修繕／建て替えを予定している施設がある」(16.0%)だった(図表2-6-1)。

図表2-6-1 障害者専用・優先スポーツ施設の修繕・建て替え状況



注)本調査における修繕は、施設の利用を1ヵ月以上停止して実施する改修・補修などを指す。

(例)テニスコートのサーフェスの張り替えは修繕に含むが、ガラス破損修理、冷暖房修理は修繕には含まない。

7. 障害者専用・優先スポーツ施設の避難所指定状況

近年の自然災害の発生増加に伴い、発災時には障害者専用・優先スポーツ施設が避難所になる可能性があることから、本研究では、避難所の指定状況を把握するために新たな設問として追加した。

(1) 指定避難所の現状

内閣府「令和4年版防災白書」では、指定避難所を「避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設」と定義している。内閣府では、近年の災害状況等を受け、市町村における避難所や福祉避難所の指定の推進などを検討し、必要な対策を講じていくためのひとつとして、2016年4月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を発表、さらに感染症対策、生活環境等の改善、立地状況に応じた適切な開設・防災機能設備等の確保等を踏まえ、2021年5月に改定した。「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」によると、広義の福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、協定等により福祉避難所として確保しているものも含まれ、2019年10月1日時点、全国に78,423カ所の指定避難所があり、そのうち福祉避難所は8,683カ所、協定等により確保しているものを含めた福祉避難所は22,078カ所であった。本調査では、図表2-7-1の指定避難所の定義を明示の上、対象施設から回答を得た。

図表2-7-1 指定避難所の定義

【指定一般避難所】

避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者が一時的に滞在する施設。災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第4号までに定める基準にのみ適合。

【指定福祉避難所】

災害時に高齢者や障害者などの要配慮者を受け入れる施設。災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合。

【協定等により確保している福祉避難所】

前述の「指定福祉避難所」ではなく、市町村が協定等により確保している施設。

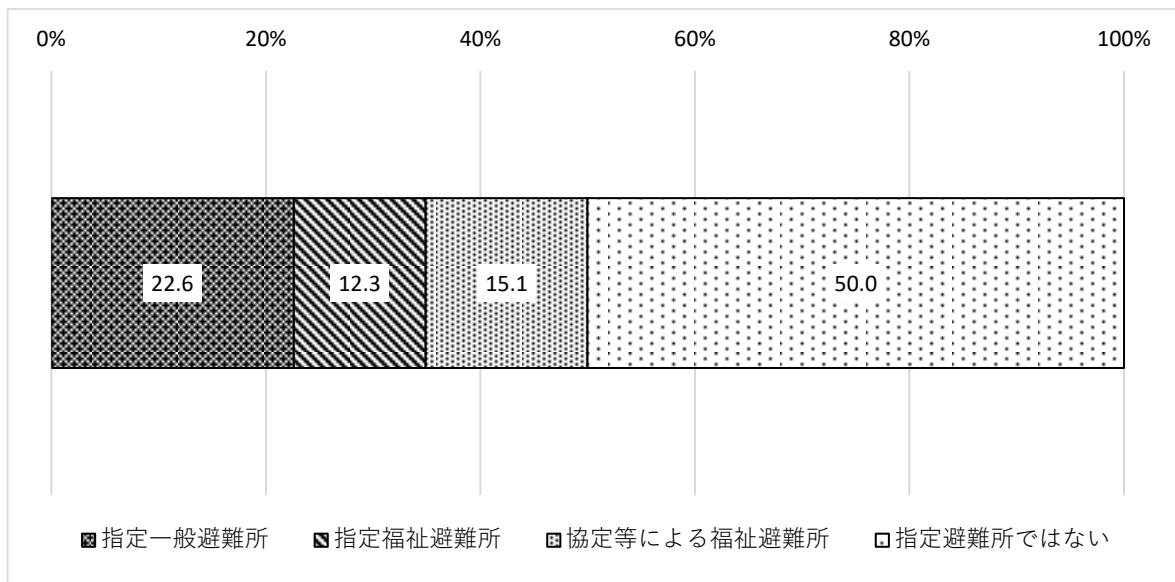
(2) 福祉避難所の受入対象者

福祉避難所の受入対象者として想定しているのは、法律上の「要配慮者」である。災害対策基本法第8条第2項第15号では、「要配慮者」(18歳未満含む)を「災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義している。また、受入対象者として想定しているのが、「その他の特に配慮を要する者」(18歳未満含む)で、「妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケア(人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など)を必要とする者等」と定義している。こうした人々は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、福祉避難所を設置し、受け入れ、何らかの特別な配慮が必要となる。

(3) 障害者専用・優先スポーツ施設の避難所指定状況

障害者専用・優先スポーツ施設における避難所の指定状況をみると、50.0%の施設がいずれかの避難所指定を受けていた。内訳をみると、「指定一般避難所」が 22.6%、「協定等により確保している福祉避難所」が 15.1%、「指定福祉避難所」が 12.3%だった(図表 2-7-2)。

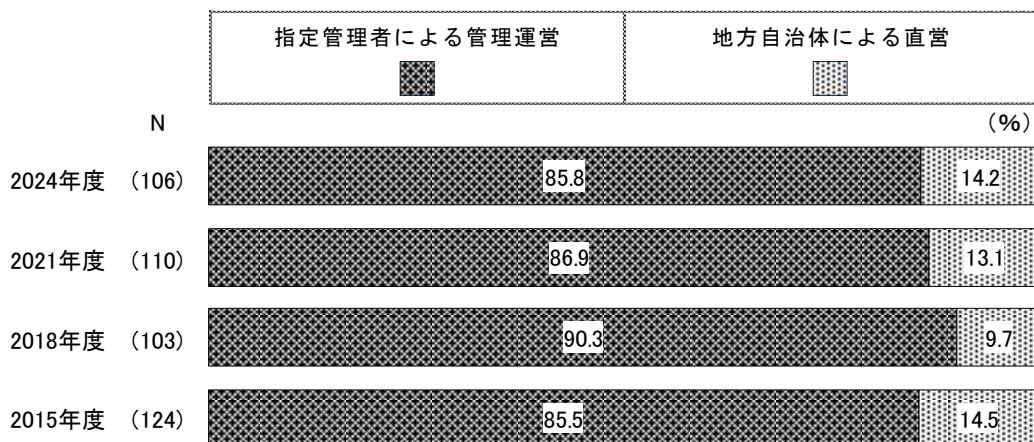
図表 2-7-2 障害者専用・優先スポーツ施設の避難所の指定状況(N=106)



8. 障害者専用・優先スポーツ施設の管理運営状況

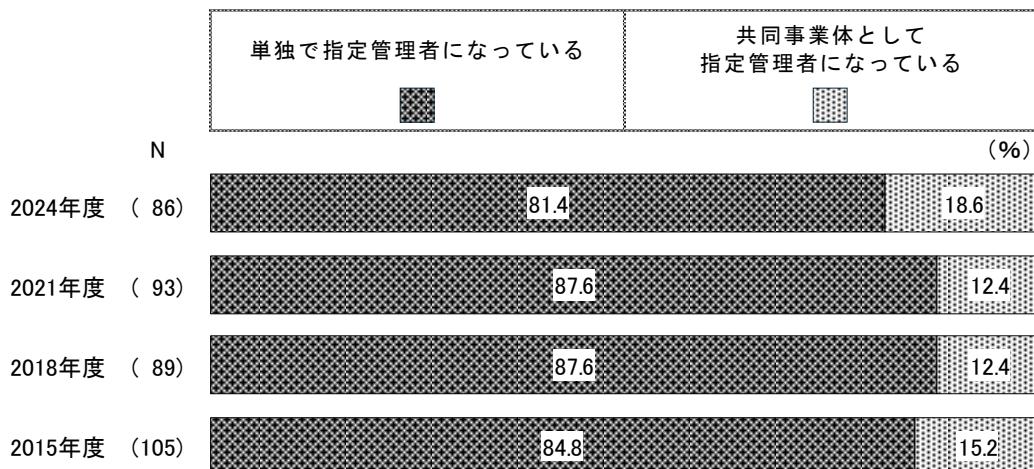
障害者専用・優先スポーツ施設の管理運営状況をみると、「指定管理者による管理運営」が85.8%、「地方自治体による直営」は14.2%となっている(図表 2-8-1)。過去調査と比較しても、大きな傾向の違いはみられなかった。

図表 2-8-1 障害者専用・優先スポーツ施設の管理運営状況



障害者専用・優先スポーツ施設の指定管理の事業形態をみると、「単独で指定管理者になっている」が81.4%、「共同事業体として指定管理者になっている」が18.6%となっている(図表 2-8-2)。2021年度と比較すると、「共同事業体として指定管理者になっている」は6.2ポイント増加した。

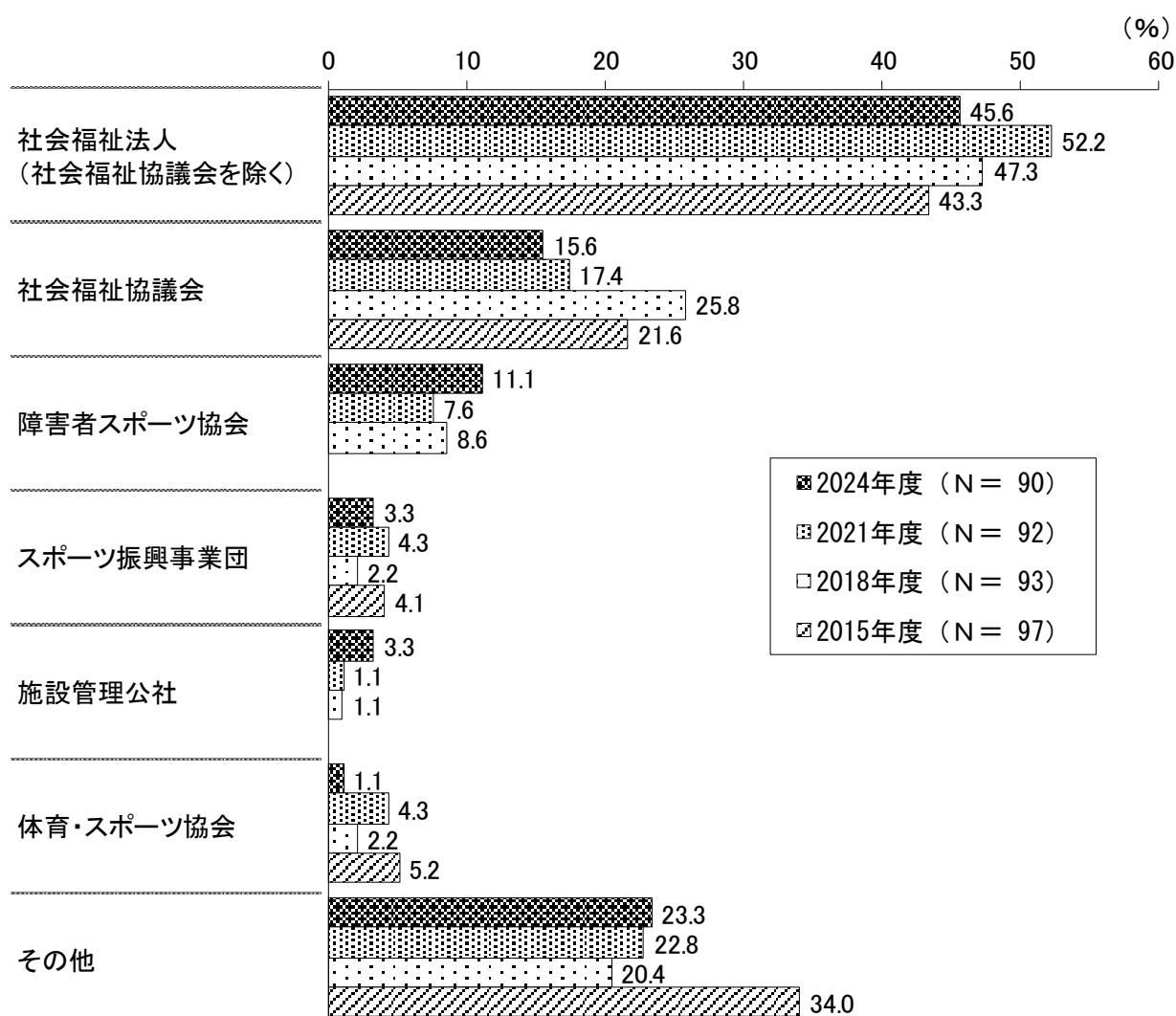
図表 2-8-2 障害者専用・優先スポーツ施設の指定管理の事業形態



障害者専用・優先スポーツ施設の指定管理者団体をみると、「社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)」が45.6%で最も多く、ついで「社会福祉協議会」(15.6%)、「障害者スポーツ協会」(11.1%)だった(図表 2-8-3)。「スポーツ振興事業団」、「施設管理公社」、「体育・スポーツ協会」が指定管理者団体となっている施設は、いずれも5%未満であった。「その他」には、スポーツ施設の管理運営を主たる業務とする企業・団体、公共施設の管理運営を主たる業務とする企業・団体、ビル管理会社、総合型地域スポーツクラブなどがあった。

「社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)」や「社会福祉協議会」が2021年度から減少した理由として、閉鎖した施設や要件を満たさなくなった施設(障害者専用、または優先の利用実績が確認できなかった施設)の指定管理者団体の多くが「社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)」や「社会福祉協議会」であったこと、さらに新規に設置された施設や要件を満たした施設(新たに障害者専用・または優先の利用が確認された施設)の指定管理者団体が「障害者スポーツ協会」や「その他」に含まれているスポーツ施設の管理運営を主たる業務とする企業・団体であったことがあげられる。

図表 2-8-3 障害者専用・優先スポーツ施設の指定管理者団体(複数回答)

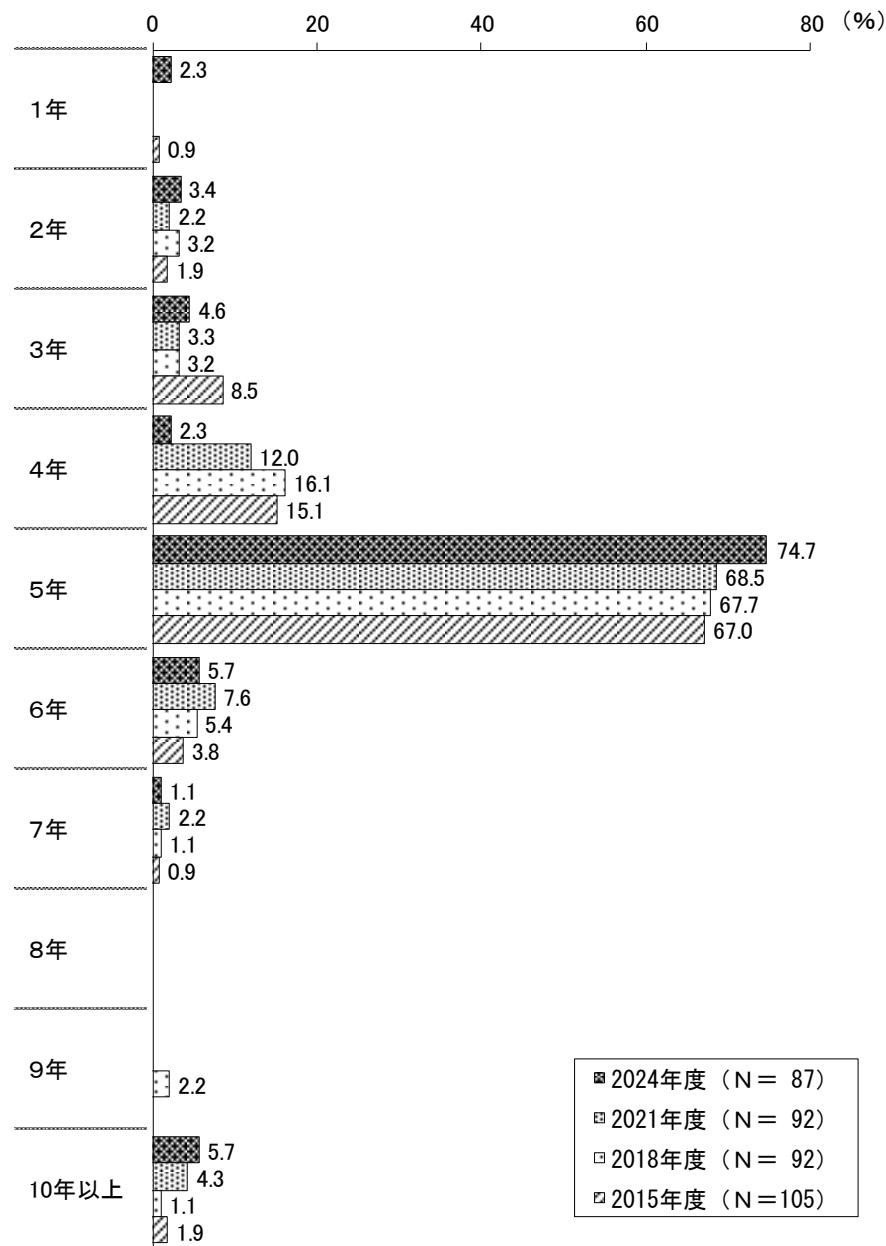


注1)2018年度調査までは「社会福祉法人」「社会福祉事業団」「身体障害者福祉協会」の選択肢を設けていたが、2021年度調査から「社会福祉法人(社会福祉協議会を除く)」に統合した。

注2)2021年度調査までは「企業」の選択肢を設けていた。2024年度調査では「その他」に含めている。

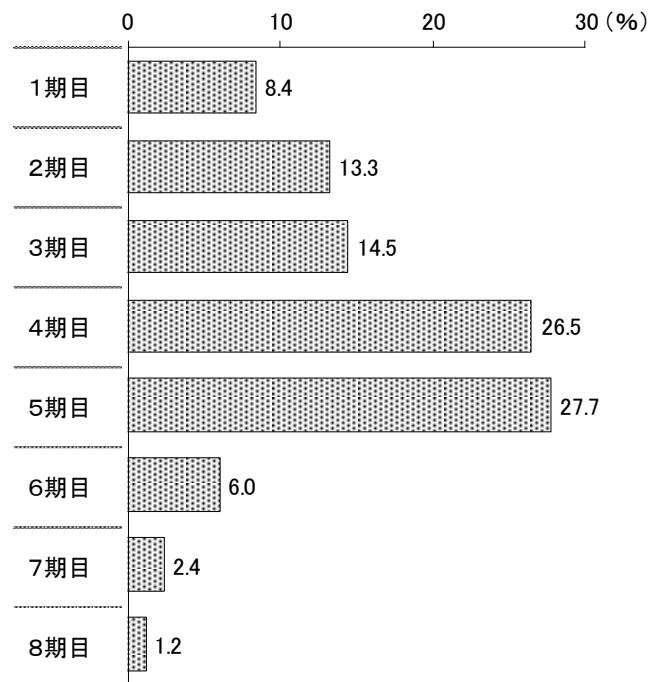
障害者専用・優先スポーツ施設における現在の指定管理期間は「5年」が74.7%と多数を占めた(図表2-8-4)。指定管理期間としては、通常3~5年が多く、「1年」「2年」と回答した施設の中には、指定管理の残期間を回答した施設もあると推察できる。

図表2-8-4 障害者専用・優先スポーツ施設における現在の指定管理期間



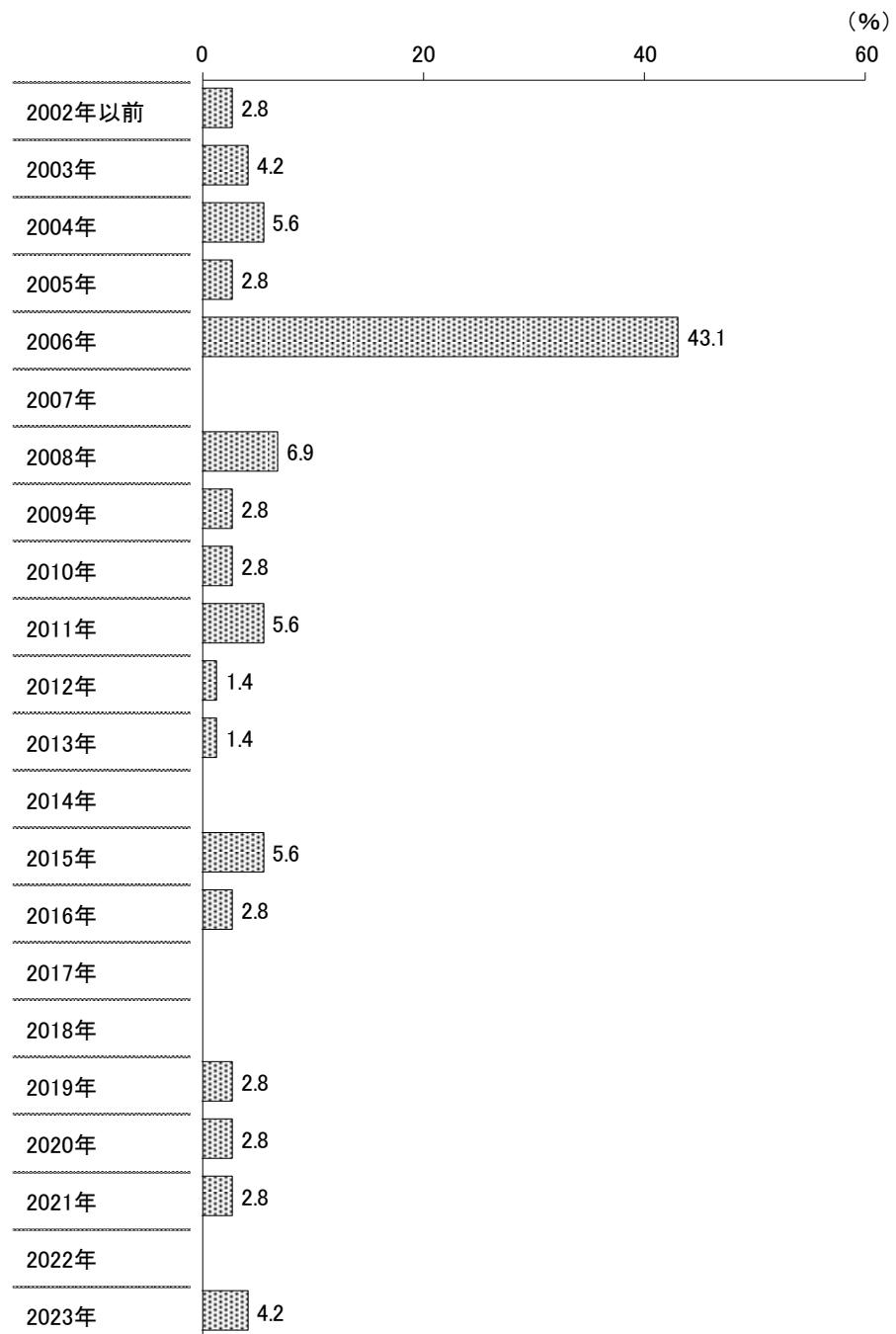
障害者専用・優先スポーツ施設の指定管理者になった期数をみると、「5期目」が27.7%で最も多く、ついで「4期目」(26.5%)、「3期目」(14.5%)、「2期目」(13.3%)だった(図表2-8-5)。

図表2-8-5 障害者専用・優先スポーツ施設の指定管理者になった期数(N=83)



現在、障害者専用・優先スポーツ施設の指定管理者になっている組織・団体が最初に指定管理者になった年度をみると、「2006年」が43.1%と多数を占めた(図表2-8-6)。指定管理者制度は、2002年7月の総合規制改革会議の中間とりまとめで、「官製市場の見直し」方策のひとつとして取り上げられ、地方自治法の改正を経て2003年9月から施行された。施行日から3年以内の2006年9月までに、管理委託している公共施設の直営化、または指定管理者制度への移行が求められたため、期限内の2006年に多くの施設が指定管理者制度を利用して指定管理者になったと推察できる。

図表2-8-6 障害者専用・優先スポーツ施設の現在の指定管理者が最初に指定管理者になった年度(N=72)



9. 障害者専用・優先スポーツ施設の利用状況

(1) 利用者数

障害者専用・優先スポーツ施設の年間の利用者数を 2012 年度から 2023 年度までみると、付き添いなどを含めた総利用者数(のべ人数)は、2019 年度までは 700~860 万人前後で推移していた。その後、2020~2021 年度のコロナ禍には約 380 万人前後まで落ち込んだが、2022 年度以降は約 100 万人規模で増加し、2023 年度には 600 万人まで回復した(図表 2-9-1)。1 施設あたりの平均利用者数をみると、2018 年度が最も多く 8 万人を超えていたが、2020~2021 年度で 4 万人を下回るまで減少するも 2023 年度に 57,718 人まで回復した。

障害者の総利用者数(のべ人数)を 2012 年度から 2023 年度までみると、2019 年度までは 250 万人前後で推移していた。コロナ禍に 98 万人まで減少したが、2022 年度には 152 万人、2023 年度には 181 万人を超えるまで回復した。1 施設あたりの平均利用者数をみると、2018 年度が 29,924 人と最も多く、コロナ禍で 1 万人台まで減少したが、2023 年度に 2 万人を超えるまで回復した。健常者と障害者の区別なく利用者数を把握している施設があるため単純な比較はできないが、障害者より健常者(付き添いなどを含む)の利用が多いのは、調査開始以来変わらない傾向である。

2023 年度の利用状況を障害種別にみると、「肢体不自由」の利用者が 45 万 9,253 人と最も多く、ついで「知的障害」(44 万 7,193 人)、「精神障害」(13 万 7,644 人)、「視覚障害」(7 万 8,121 人)、「聴覚障害」(7 万 3,421 人)と続く。2012 年度から 2023 年度までの利用状況を障害種別にみると、いずれの障害種もコロナ禍に落ち込んだが、2022 年度以降、回復傾向にある。現在、発達障害者を対象とした障害者手帳はなく、発達障害は、精神障害者保健福祉手帳の対象となる。そのため、「精神障害」利用者数には、一部の施設で「発達障害」利用者数を含めている場合があり、「精神障害」と「発達障害」の利用者数には注意が必要である。「発達障害」利用者数がコロナ禍前の 2019 年度と比べて 2023 年度には倍増しているが、「精神障害」と「発達障害」を合算した利用者数では 2019 年度が 15 万 4,928 人、2023 年度が 15 万 9,336 人と大きな違いではなく、発達障害者の利用状況を、障害者手帳ではなく、障害の実態に合わせて把握している施設が増えたと推察できる。

図表 2-9-1 障害者専用・優先スポーツ施設の利用者数(2012~2023年度)

上段: 施設数
下段: 人数

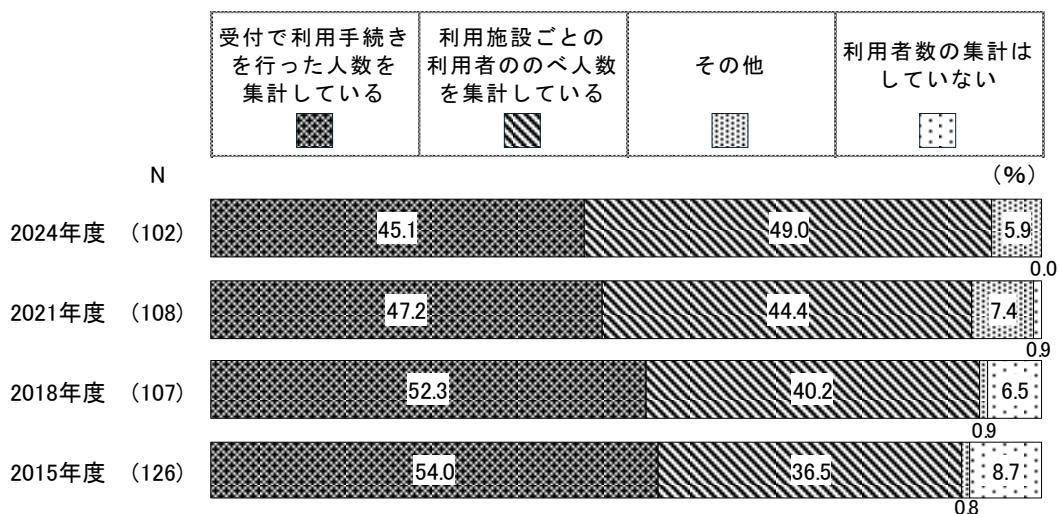
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
総利用者	115	115	121	97	102	104	101	104	107	101	104	105
	8,472,975	8,553,796	8,660,261	7,080,142	7,192,108	7,248,744	8,526,815	8,124,973	3,725,941	3,824,000	5,180,238	6,060,430
1施設あたりの平均利用者数	73,678	74,381	71,572	72,991	70,511	69,699	84,424	78,125	34,822	37,861	49,810	57,718
障害者の利用者	100	99	104	82	87	89	84	85	88	86	88	88
	2,665,735	2,689,194	2,777,075	2,472,042	2,492,319	2,483,573	2,513,597	2,412,901	984,770	1,035,643	1,524,335	1,816,375
1施設あたりの平均利用者数	26,657	27,164	26,703	30,147	28,647	27,905	29,924	28,387	11,191	12,042	17,322	20,641
障害種別	肢体不自由	43	42	44	40	42	45	42	42	44	45	47
		787,200	769,986	786,890	755,597	748,500	709,709	688,785	650,347	264,434	292,751	400,637
	視覚障害	39	39	40	35	37	40	38	38	39	41	43
		106,452	105,941	109,805	105,007	104,444	102,101	101,853	92,489	36,420	40,170	64,082
	聴覚障害	37	37	39	36	38	41	40	40	41	42	43
		77,374	81,783	91,249	91,730	82,363	85,665	79,705	69,954	30,177	39,460	62,946
	内部障害	34	34	34	29	30	32	34	34	35	37	39
		58,304	63,984	67,976	62,775	64,833	69,524	69,749	64,302	30,418	32,392	43,904
	重複障害	15	15	17	11	11	12	15	15	15	12	14
		46,142	41,134	50,166	29,795	29,577	28,613	38,531	32,776	6,473	8,378	15,509
知的障害	40	39	40	36	37	39	39	39	40	47	48	48
		492,393	497,058	534,944	548,321	533,954	520,504	576,275	540,813	177,512	214,198	334,763
精神障害	35	34	37	31	32	35	37	37	37	43	43	43
		107,967	116,050	129,116	110,599	120,244	133,517	153,907	146,852	59,810	73,465	111,153
発達障害	9	10	10	8	8	11	8	8	9	9	9	11
		10,058	12,165	10,507	7,188	7,660	13,545	8,995	8,076	6,138	5,685	10,235
その他	20	20	22	20	20	22	34	34	35	25	26	26
		79,957	78,297	82,110	125,543	115,368	114,852	151,644	146,375	65,114	28,863	46,522
												52,195

注)「精神障害」利用者数には一部の施設で「発達障害」利用者数を含めている場合がある。

(2) 利用者の集計方法

障害者専用・優先スポーツ施設の利用者の集計方法をみると、「利用施設ごとの利用者のべ人数を集計している」が49.0%、「受付で利用手続きを行った人数を集計している」が45.1%だった(図表2-9-2)。過去の調査と比較すると、「利用施設ごとの利用者のべ人数を集計している」は2021年度より4.6ポイント増加し、2015年度調査以降増加傾向にある。「その他」では、「個人利用は各施設、団体利用は総合受付で集計」、「利用報告書をもとに人数を集計」、「貸館分は受付で集計、入居事業所分は事業所ごとの利用人数を集計し合算」などがあった。

図表2-9-2 障害者専用・優先スポーツ施設の利用者の集計方法



2023 年度の障害者の利用者数が 10 万人を超えた施設は、「大阪市長居障がい者スポーツセンター」と「障害者スポーツ文化センター(横浜ラポール)」だった(図表 2-9-3)。2023 年度の障害者の利用者数が多かった上位 10 位までの施設の過去 3 年間の推移をみると、おおむねすべての施設で、障害者の利用者数は増加傾向にある。

図表 2-9-3 障害者専用・優先スポーツ施設の障害者の利用者数(上位 10 位)

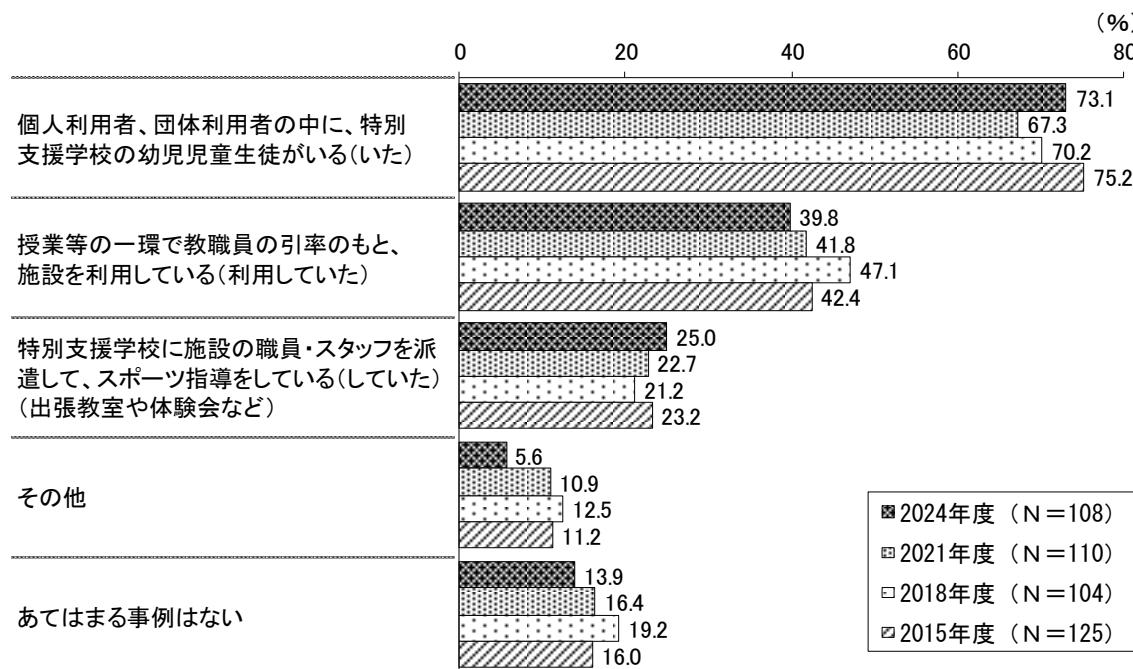
(人)

No.	施設名	2021年度	2022年度	2023年度
1	大阪市長居障がい者スポーツセンター	48,326	99,565	153,085
2	障害者スポーツ文化センター(横浜ラポール)	75,002	128,694	128,132
3	埼玉県障害者交流センター	51,736	73,275	88,395
4	京都市障害者スポーツセンター	54,769	81,170	87,607
5	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター(アミティ舞洲)	32,568	53,425	78,626
6	大阪府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)	55,881	69,303	72,869
7	広島市心身障害者福祉センター	36,527	64,839	66,729
8	東京都障害者総合スポーツセンター	12,859	36,314	61,918
9	東京都多摩障害者スポーツセンター	10,501	28,618	55,339
10	福岡市立障がい者スポーツセンター(さん・さんプラザ)	28,823	44,023	52,054

(3) 特別支援学校の児童生徒の利用状況

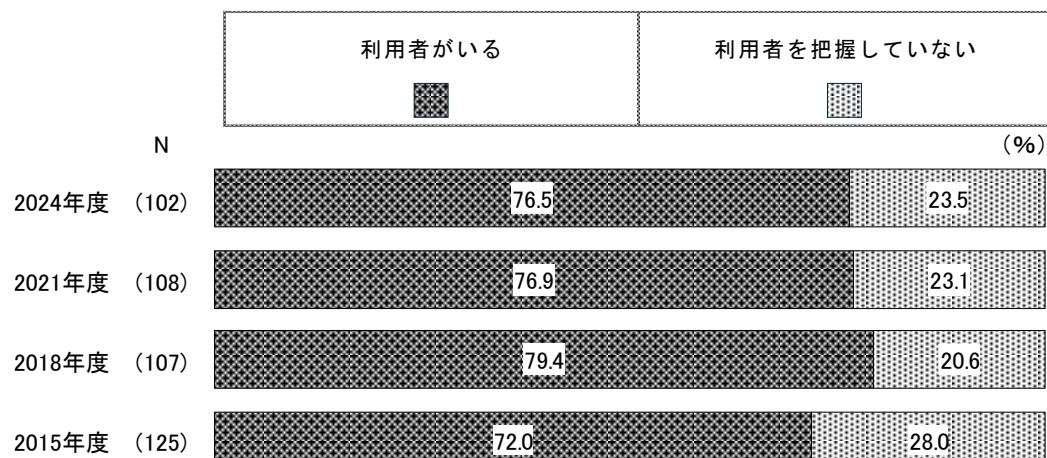
障害者専用・優先スポーツ施設における特別支援学校の児童生徒の利用状況をみると、「個人利用者、団体利用者の中に、特別支援学校の児童生徒がいる(いた)」が 73.1% で最も多く、ついで「授業等の一環で教職員の引率のもと、施設を利用している(利用していた)」(39.8%)、「特別支援学校に施設の職員・スタッフを派遣して、スポーツ指導をしている(していた)」(25.0%) だった(図表 2-9-4)。

図表 2-9-4 障害者専用・優先スポーツ施設における特別支援学校の児童生徒の利用状況



障害者専用・優先スポーツ施設における移動支援や同行援護の福祉サービス利用者の実態をみると、「利用者がいる」は76.5%となっている。過去の調査と比較しても、大きな傾向の違いはみられない。(図表 2-9-5)

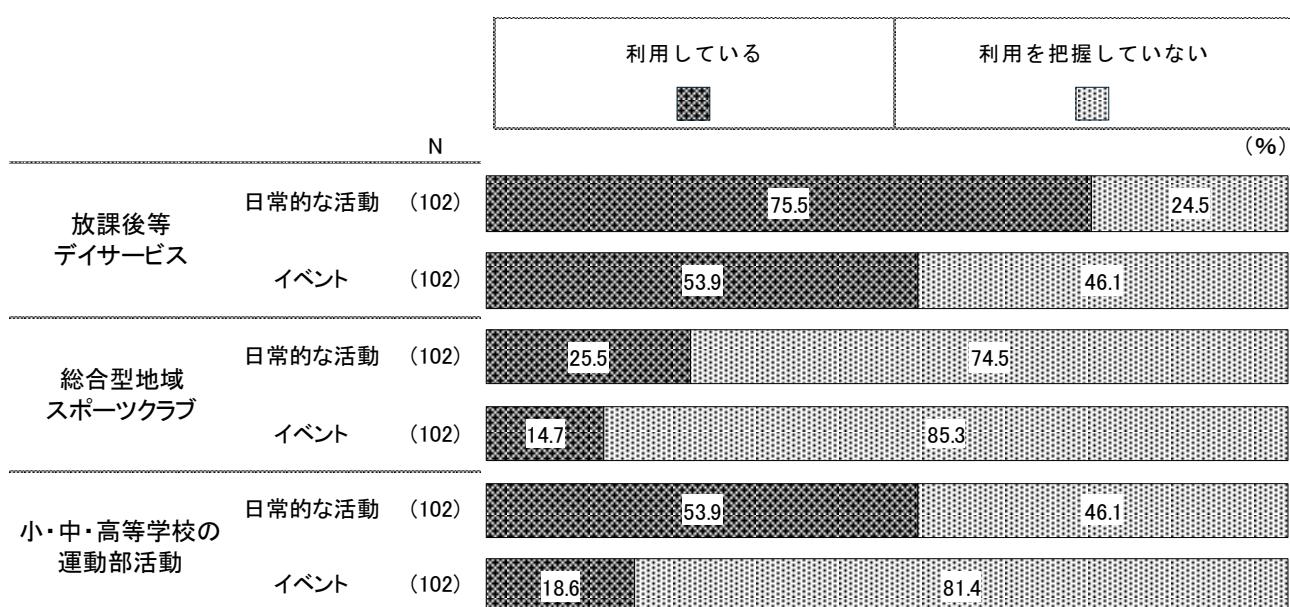
**図表 2-9-5 障害者専用・優先スポーツ施設における移動支援や同行援護の
福祉サービス利用者の実態**



注)個人で施設利用している場合があるため、「利用者がいない」ではなく、「利用者を把握していない」としている

障害者専用・優先スポーツ施設における放課後等デイサービス、総合型地域スポーツクラブ、小・中・高等学校の運動部活動の利用状況についてみると、「放課後等デイサービス／日常的な活動」が75.5%と最も多く、ついで「放課後等デイサービス／イベント」「小・中・高等学校の運動部活動／日常的な活動」の53.9%だった(図表 2-9-6)。「総合型地域スポーツクラブ」が日常的な活動として利用しているのは25.5%だった。

図表 2-9-6 障害者専用・優先スポーツ施設における事業での利用状況



注)参加者属性を確認せずに開催するイベントや個人利用などがあるため、「利用していない」ではなく、「利用を把握していない」としている。

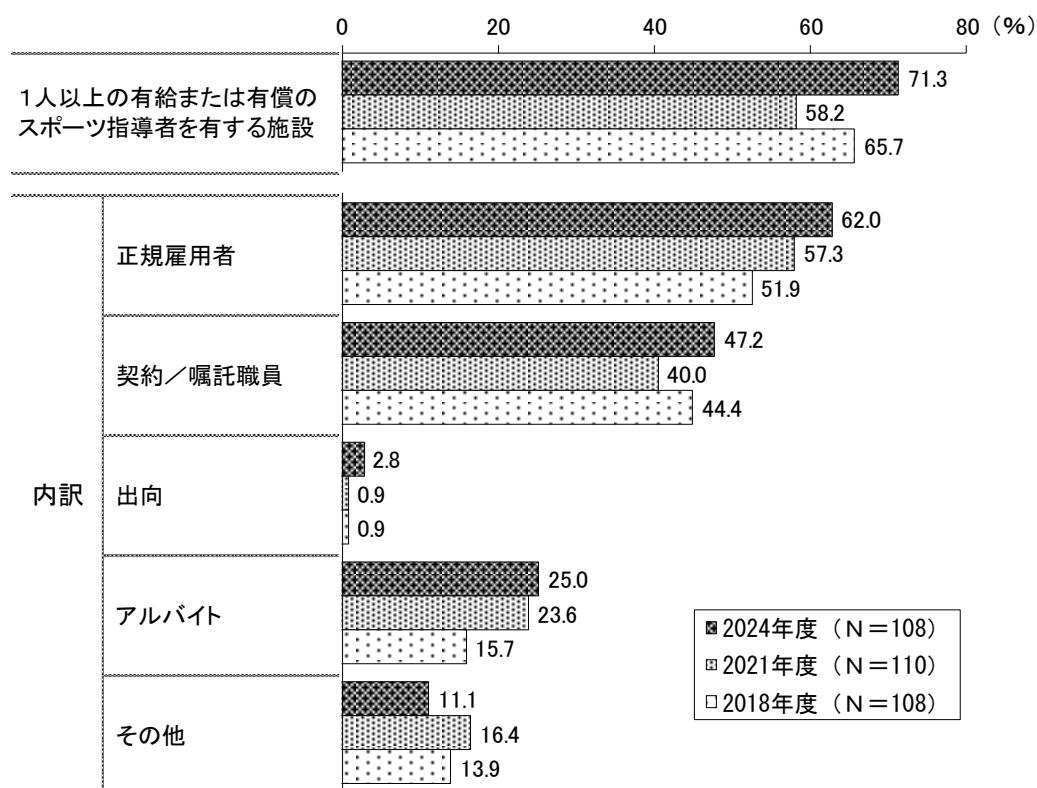
10. 障害者専用・優先スポーツ施設におけるスポーツ指導者の配置状況

(1) 有給または有償のスポーツ指導者

障害者専用・優先スポーツ施設における有給または有償のスポーツ指導者を有する施設をみると、「1人以上の有給または有償のスポーツ指導者を有する施設」は71.3%だった(図表2-10-1)。雇用形態の内訳では、「正規雇用者」が62.0%で最も多く、ついで「契約／嘱託職員」(47.2%)、「アルバイト」(25.0%)、「出向」(2.8%)だった。

「1人以上の有給または有償のスポーツ指導者を有する施設」は2021年度より13.1ポイント増加した。雇用形態の内訳では、「正規雇用者」「契約／嘱託職員」「出向」「アルバイト」といづれも2021年度から増加した。

図表 2-10-1 障害者専用・優先スポーツ施設における有給または有償のスポーツ指導者を有する施設



障害者専用・優先スポーツ施設における有給または有償のスポーツ指導者数をみると、「合計」の平均値は 12.2 人で、2021 年度の 13.6 人から微減だった(図表 2-10-2)。雇用形態別では、「アルバイト」の平均値が 11.8 人で最も多く、ついで「正規雇用者」の 5.5 人、「契約／嘱託職員」の 3.3 人が続く。いずれの雇用形態においても 2021 年度から減少した。

指導者数の最大値は、「合計」で 94 人であり、2021 年度の 75 人から大幅に増加した。雇用形態別では、「アルバイト」の最大値が 57 人で最も多く、ついで「正規雇用者」の 26 人、「契約／嘱託職員」の 14 人が続く。

有給または有償のスポーツ指導者のなかには、主たる業務がプールの監視やトレーニング機器の利用相談、テニスや卓球などのヒッティングパートナーなど利用者のさまざまなニーズに対応する指導者もあり、副次的にスポーツ指導を行う指導者が含まれていると推察できる。

**図表 2-10-2 障害者専用・優先スポーツ施設における有給または有償の
スポーツ指導者数の平均値・最大値・最小値**

(人)

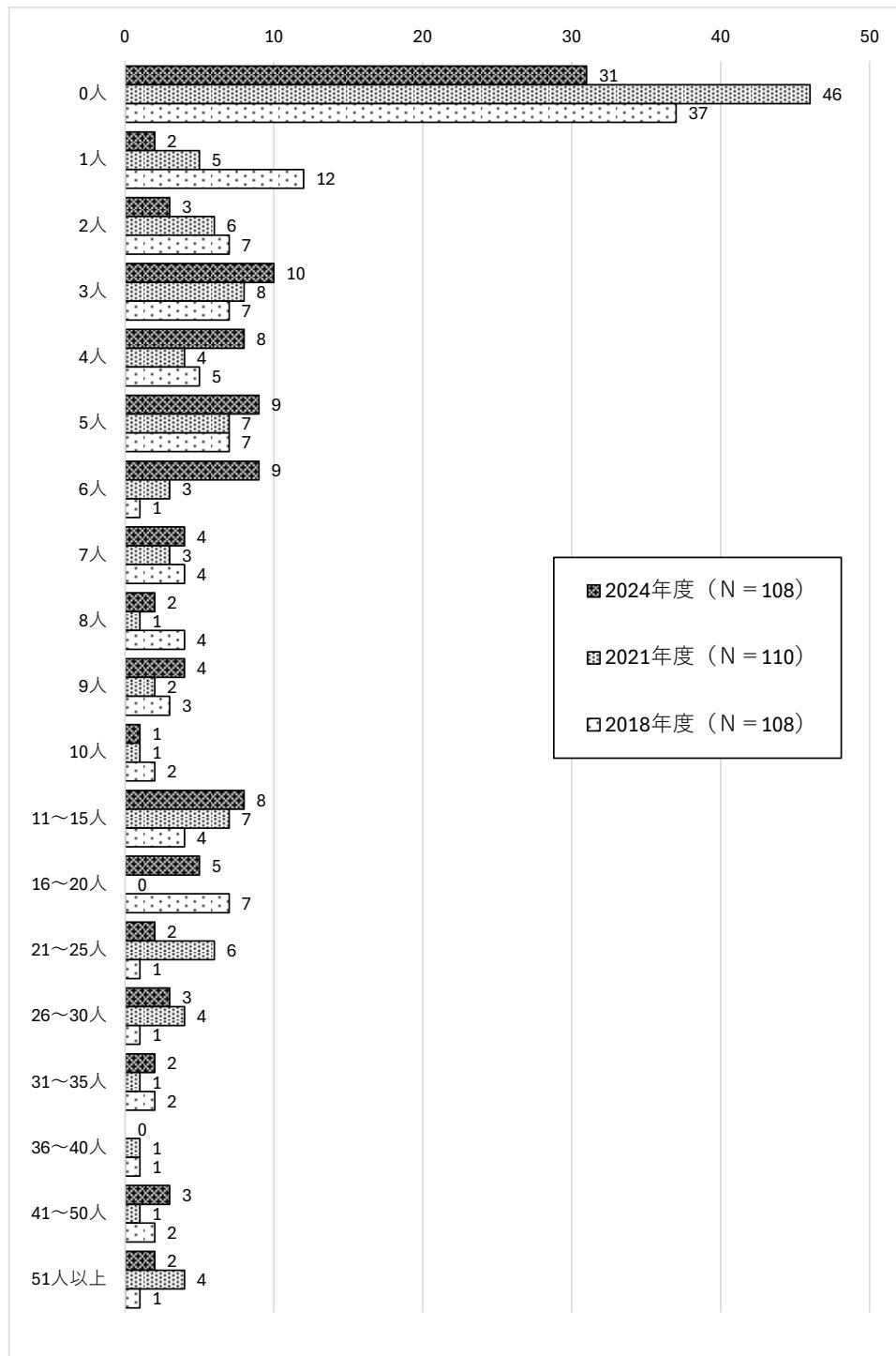
	年度	施設数	指導者数		
			平均値	最大値	最小値
合 計	2024年度	77	12.2	94	1
	2021年度	64	13.6	75	1
	2018年度	71	9.8	55	1
内 訳	正規雇用者	2024年度	5.5	26	1
		2021年度	5.6	20	1
		2018年度	4.8	24	1
	契約／嘱託職員	2024年度	3.3	14	1
		2021年度	3.6	21	1
		2018年度	3.1	14	1
出向	2024年度	2.0	3	1	
	2021年度	1.0	1	0	
	2018年度	3.0	3	0	
アルバイト	2024年度	11.8	57	1	
	2021年度	14.1	51	1	
	2018年度	10.2	35	1	
その他	2024年度	6.5	13	1	
	2021年度	7.8	19	1	
	2018年度	6.6	22	1	

注)1 人以上の有給または有償のスポーツ指導者を有する施設が対象。

障害者専用・優先スポーツ施設における有給または有償のスポーツ指導者数の合計人数をみると、「0人」が31施設で最も多かった(図表2-10-3)。1人以上の指導者がいる施設は77施設で、そのうち、「3人」が10施設で最も多く、ついで「5人」「6人」の9施設だった。

2021年度と比較すると、「0人」は15施設、「1人」「2人」は3施設減少した一方、3~9人の施設は増加しており、これまで指導者のいなかった施設や指導者が1~2人しかいなかった施設において、3人以上の指導者を配置するようになったと推察できる。

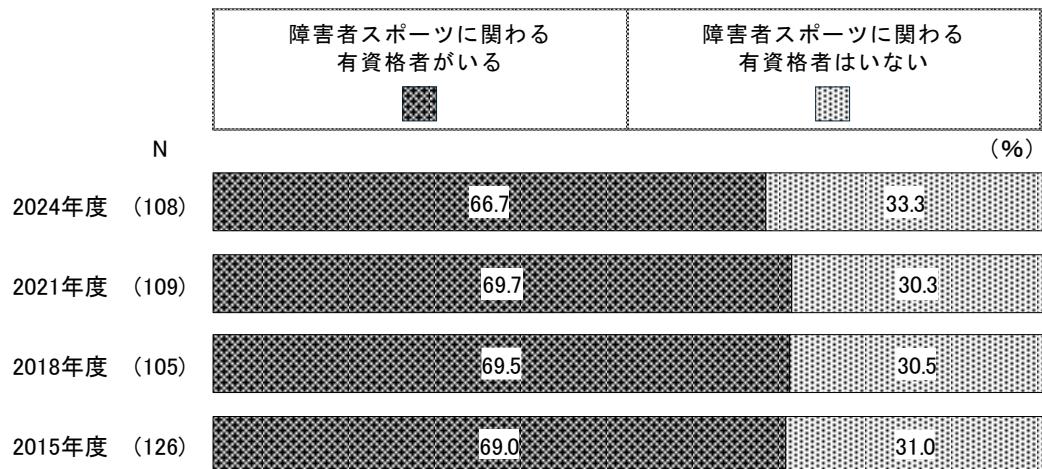
図表2-10-3 障害者専用・優先スポーツ施設における有給または有償のスポーツ指導者数



(2) 障害者スポーツ指導に関する有資格者

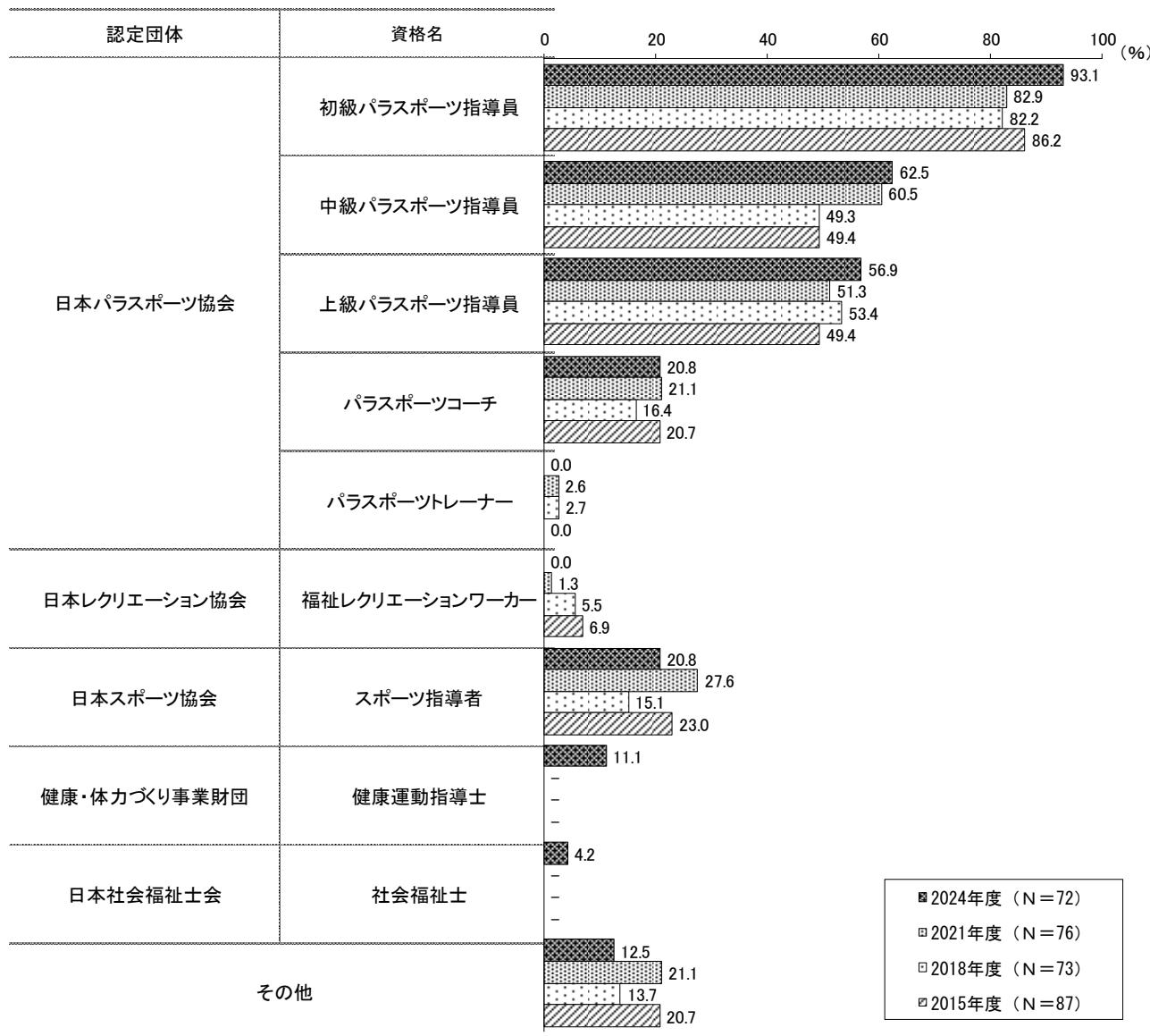
障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ指導に関する有資格者の配置有無をみると、「障害者スポーツに関する有資格者がいる」のは 66.7% だった（図表 2-10-4）。

図表 2-10-4 障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ指導に関する有資格者の配置有無



障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ指導に関する資格の取得状況をみると、「初級パラスポーツ指導員」が 93.1% で最も多く、ついで「中級パラスポーツ指導員」(62.5%)、「上級パラスポーツ指導員」(56.9%)、「パラスポーツコーチ」、「スポーツ指導者」(ともに 20.8%) だった(図表 2-10-5)。初級・中級・上級のパラスポーツ指導員は、2021 年度からいずれも増加した。

図表 2-10-5 障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ指導に関する資格の取得状況(複数回答)



注1)2021 年度調査より「日本障がい者スポーツ協会」は「日本パラスポーツ協会」に変更となった。

注2)2024 年度調査より「健康運動指導士」と「社会福祉士」の項目を追加した。

障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ指導に関する有資格者の平均人数をみると、「初級パラスポーツ指導員」が4.3人で最も多く、ついで「上級パラスポーツ指導員」(2.9人)、「中級パラスポーツ指導員」(2.7人)、「スポーツ指導者」(2.5人)、「健康運動指導士」(2.4人)だった(図表2-10-6)。過去調査と比較しても、大きな変化はみられなかった。

図表2-10-6 障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ指導に関する有資格者の平均人数

認定団体	資格名	2015年度		2018年度		2021年度		2024年度	
		施設数	平均人数	施設数	平均人数	施設数	平均人数	施設数	平均人数
日本パラスポーツ協会	初級 パラスポーツ指導員	75	4.0	60	3.0	63	3.7	67	4.3
	中級 パラスポーツ指導員	43	2.7	36	3.1	46	2.5	45	2.7
	上級 パラスポーツ指導員	43	3.0	39	3.1	39	2.8	41	2.9
	パラスポーツ コーチ	18	1.8	12	1.5	16	1.4	15	1.4
	パラスポーツ トレーナー	0	0.0	2	1.0	2	2.0	0	0.0
日本レクリエーション協会	福祉レクリエーション ワーカー	6	1.5	4	1.0	1	1.0	0	0.0
日本スポーツ協会	スポーツ指導者	20	1.9	11	1.5	21	1.8	15	2.5
健康・体力づくり事業財団	健康運動指導士	-	-	-	-	-	-	8	2.4
日本社会福祉士会	社会福祉士	-	-	-	-	-	-	3	1.0
その他		18	3.9	10	3.5	16	6.6	9	2.8

注1)2021年度調査より「日本障がい者スポーツ協会」は「日本パラスポーツ協会」に変更となった。

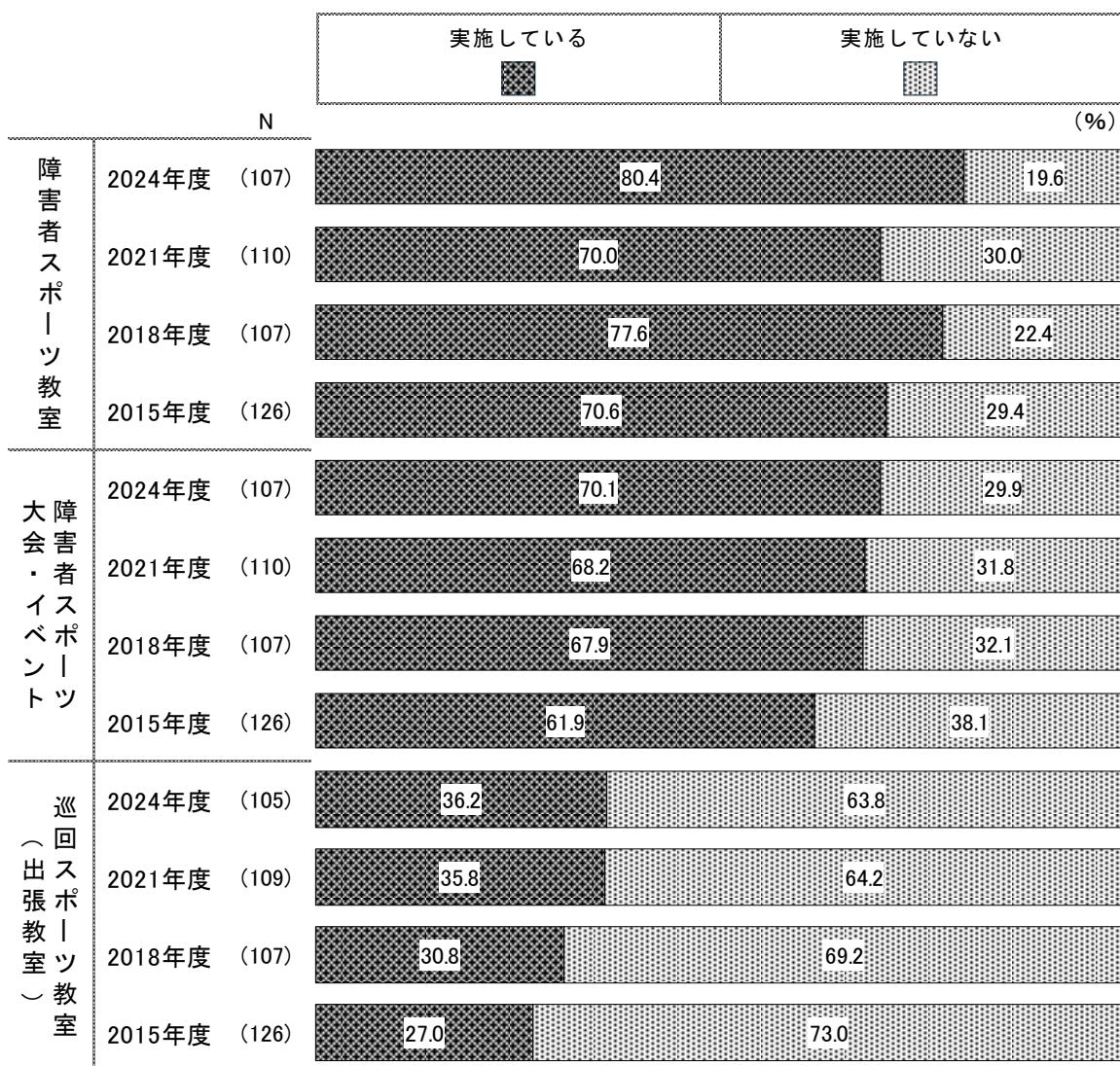
注2)2024年度調査より「健康運動指導士」と「社会福祉士」の項目を追加した。

11. 障害者専用・優先スポーツ施設の実施事業

(1) 実施事業

障害者専用・優先スポーツ施設における実施事業をみると、「障害者スポーツ教室」を実施している施設は 80.4% で、2021 年度から 10.4 ポイント増加した(図表 2-11-1)。一方で、「障害者スポーツ大会・イベント」を実施している施設は 70.1%、「巡回スポーツ教室(出張教室)」を実施している施設は 36.2% で、2021 年度から大きな変化はみられなかった。

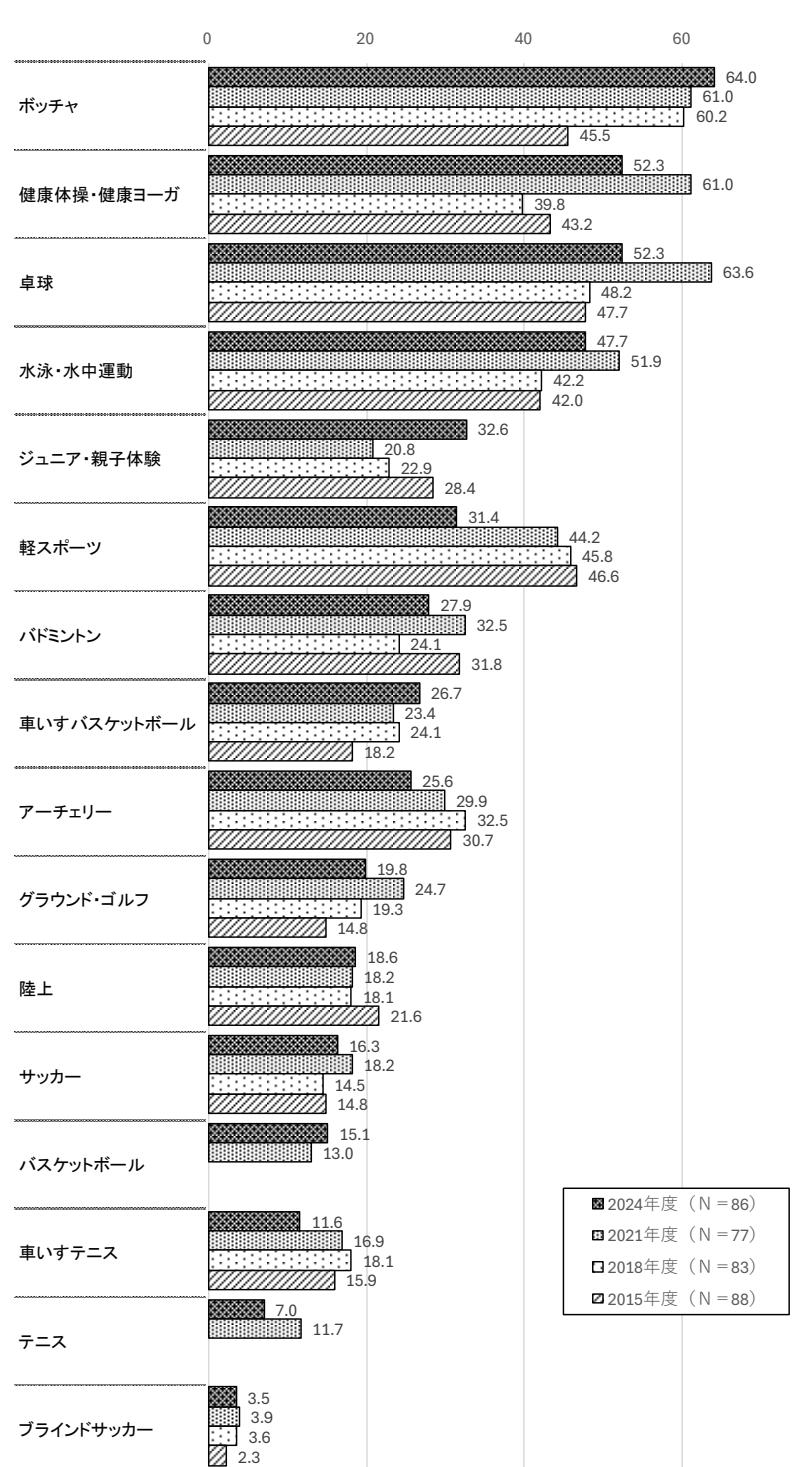
図表 2-11-1 障害者専用・優先スポーツ施設の実施事業



(2) 障害者スポーツ教室の実施状況

障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ教室の実施種目をみると、「ボッチャ」が64.0%で最も多く、ついで、「健康体操・健康ヨーガ」「卓球」(ともに52.3%)、「水泳・水中運動」(47.7%)だった(図表2-11-2)。2021年度と比べると、上位4種目のうち、「ボッチャ」を除く3種目(「健康体操・健康ヨーガ」「卓球」「水泳・水中運動」)で大きく減少、全体でも11種目が減少した。

図表2-11-2 障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ教室の実施種目



注)2021年度調査より「バスケットボール」と「テニス」の項目を追加した。

障害者専用・優先スポーツ施設における障害種別の障害者スポーツ教室への参加状況をみた(図表 2-11-3)。「肢体不自由」と「知的障害」の参加が多く、参加が 100% だった教室は、「肢体不自由」の「車いすバスケットボール」「車いすテニス」「テニス」、「知的障害」の「サッカー」「バスケットボール」だった。参加が 8 割を超えていたのは、「肢体不自由」で 12、「知的障害」で 8、「聴覚障害」で 1 あった。「視覚障害」「内部障害」「精神障害」「発達障害」では参加が 8 割を超えていた教室はなく、「視覚障害」で最も参加が多かったのは「健康体操・健康ヨーガ」(64.4%)、「内部障害」では「グラウンド・ゴルフ」(58.5%)、「精神障害」では「水泳・水中運動」(73.2%)、「発達障害」では「サッカー」(71.4%) だった。

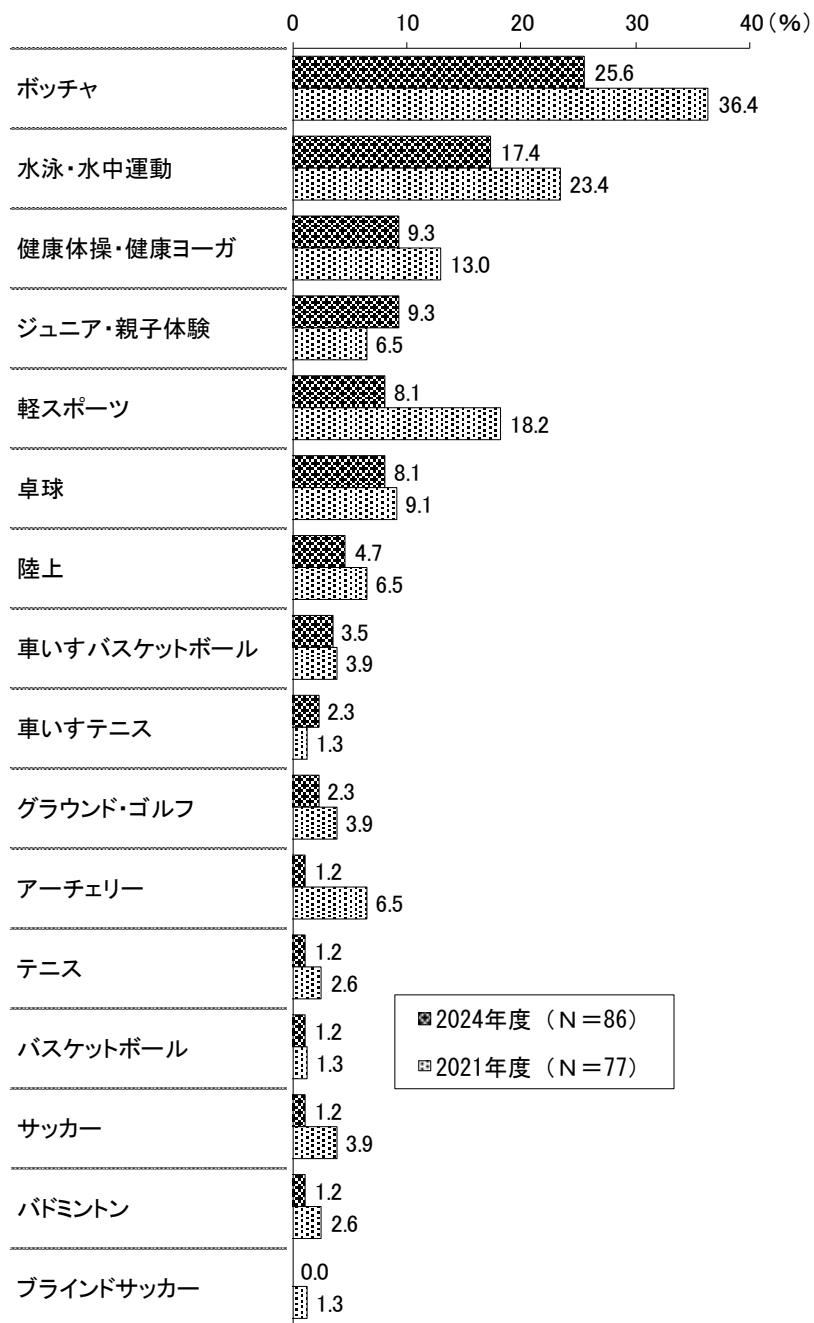
図表 2-11-3 障害者専用・優先スポーツ施設における障害種別の
障害者スポーツ教室への参加状況

(%)

実施している 主な教室内容	施 設 数	障害種別参加状況						
		肢 体 不 自 由	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	内 部 障 害	知 的 障 害	精 神 障 害	発 達 障 害
ボッチャ	55	92.7	21.8	45.5	36.4	80.0	52.7	36.4
健康体操・健康ヨーガ	45	93.3	64.4	44.4	53.3	62.2	57.8	35.6
卓球	45	91.1	40.0	51.1	44.4	82.2	66.7	48.9
水泳・水中運動	41	97.6	58.5	46.3	53.7	90.2	73.2	65.9
ジュニア・親子体験	28	60.7	17.9	17.9	17.9	96.4	32.1	67.9
軽スポーツ	27	85.2	44.4	40.7	33.3	77.8	55.6	59.3
バドミントン	24	87.5	8.3	45.8	25.0	87.5	58.3	54.2
車いすバスケットボール	23	100.0	8.7	17.4	21.7	52.2	30.4	30.4
アーチェリー	22	95.5	18.2	59.1	54.5	40.9	36.4	13.6
グラウンド・ゴルフ	17	82.4	41.2	64.7	58.8	58.8	35.3	29.4
陸上	16	81.3	50.0	37.5	18.8	81.3	50.0	50.0
サッカー	14	28.6	14.3	7.1	7.1	100.0	50.0	71.4
バスケットボール	13	15.4	—	—	—	100.0	30.8	53.8
車いすテニス	10	100.0	—	20.0	20.0	30.0	20.0	10.0
テニス	6	100.0	33.3	83.3	50.0	66.7	66.7	50.0
ブラインドサッカー	3	33.3	33.3	—	—	33.3	—	—

障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ教室の重度障害者の参加状況をみた。「ボッチャ」が 25.6% で最も多く、ついで「水泳・水中運動」(17.4%)、「健康体操・健康ヨーガ」、「ジュニア・親子体験」(ともに 9.3%) だった(図表 2-11-4)。2021 年度と比較すると、「ボッチャ」で 10.8 ポイント、「軽スポーツ」で 10.1 ポイント減少した。

図表 2-11-4 障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ教室の重度障害者の参加状況

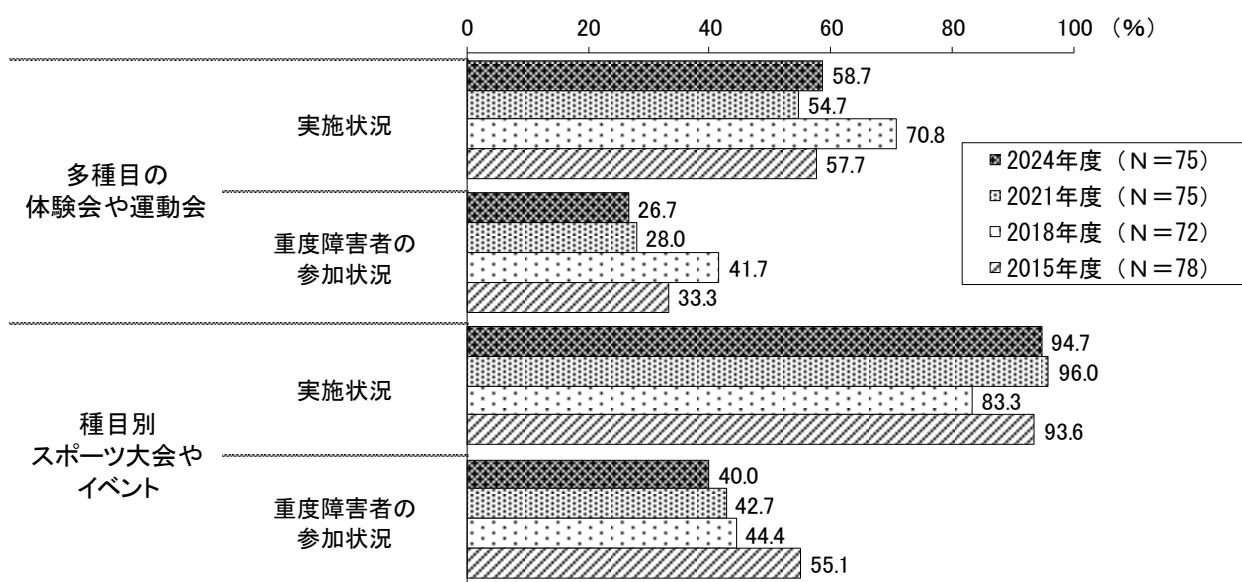


(3) 障害者スポーツ大会・イベントの実施状況と重度障害者の参加状況

障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ大会やイベントの実施状況をみた。「多種目の体験会や運動会」を実施している施設は 58.7%、重度障害者が参加している施設は 26.7% だった(図表 2-11-5)。2021 年度と比べて大きな変化はみられなかった。

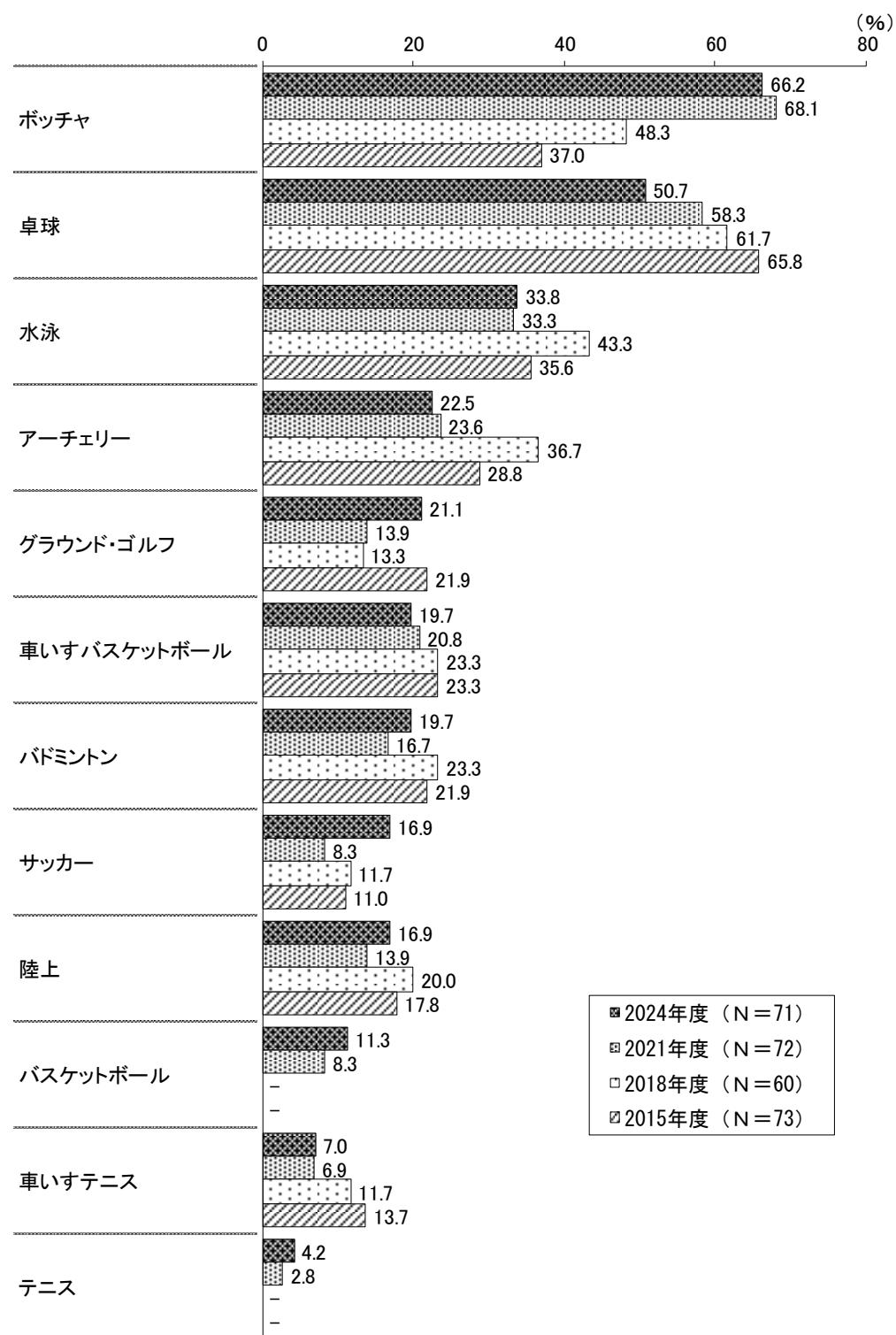
「種目別スポーツ大会やイベント」を実施している施設は 94.7%、重度障害者が参加している施設は 40.0% だった。2021 年度と比べて、「多種目の体験会や運動会」同様、大きな変化はみられなかった。

図表 2-11-5 障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ大会やイベントの実施状況と重度障害者の参加状況



障害者専用・優先スポーツ施設における種目別スポーツ大会やイベントの実施内容をみると、「ボッチャ」が 66.2% で最も多く、ついで「卓球」(50.7%)、「水泳」(33.8%)、「アーチェリー」(22.5%) だった(図表 2-11-6)。「卓球」は 2015 年度をピークに減少傾向、「水泳」「アーチェリー」は 2018 年度をピークに減少傾向にある。

図表 2-11-6 障害者専用・優先スポーツ施設における種目別スポーツ大会やイベントの実施内容



注)2021 年度調査より「バスケットボール」と「テニス」の項目を追加した。

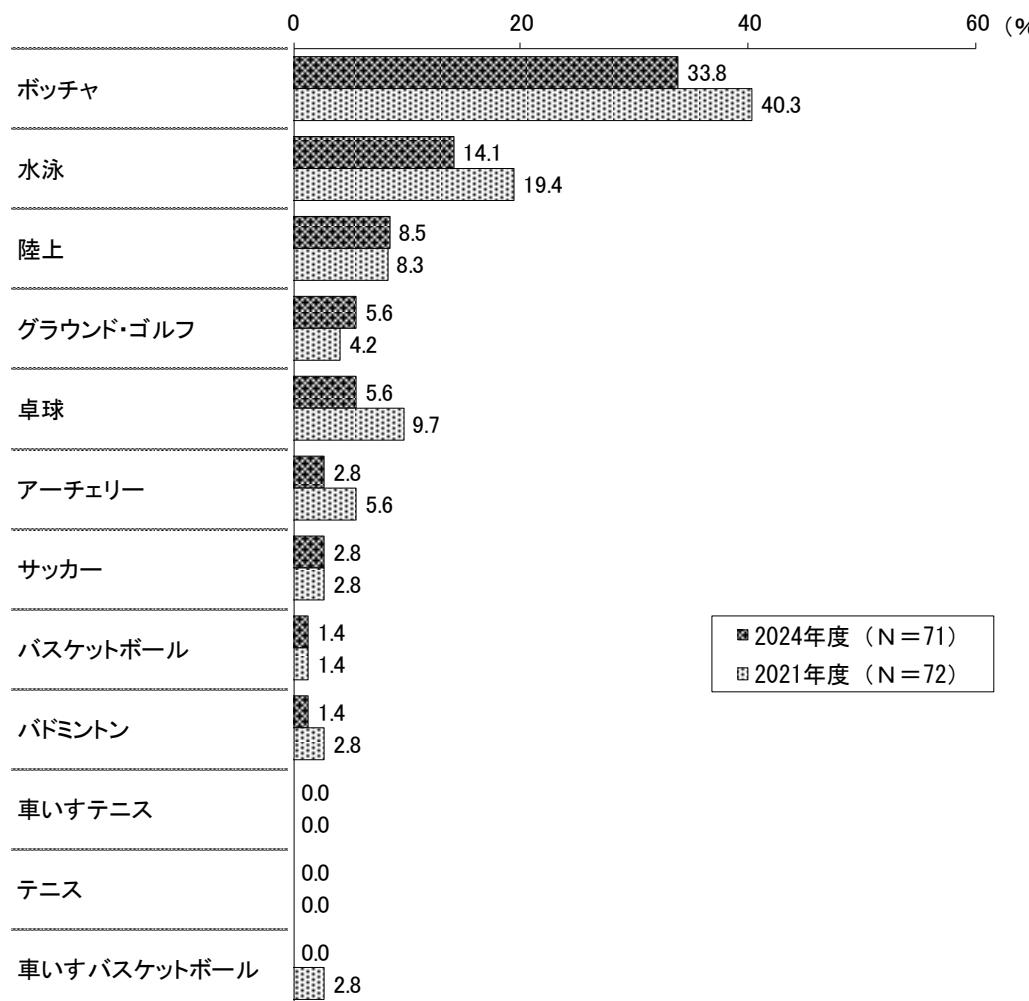
障害者専用・優先スポーツ施設における種目別スポーツ大会やイベント内容の参加状況を障害種別にみた(図表 2-11-7)。参加が 100% だった種目別スポーツ大会やイベントは、「知的障害」の「陸上」「バスケットボール」だった。参加が 8 割を超えていたのは、「肢体不自由」で 9、「知的障害」で 5、「視覚障害」「聴覚障害」「精神障害」でそれぞれ 1 あった。「内部障害」「発達障害」では参加が 8 割を超えていた大会・イベントではなく、「内部障害」で最も参加が多かったのは、「陸上」(66.7%)、「発達障害」では「バドミントン」(71.4%) だった。

図表 2-11-7 障害者専用・優先スポーツ施設における種目別スポーツ大会や
イベント内容ごとの障害種別参加状況

実施している 主な大会・イベント内容	施 設 数	障害種別参加状況							(%
		肢 体 不 自 由	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	内 部 障 害	知 的 障 害	精 神 障 害	発 達 障 害	
ボッチャ	47	95.7	27.7	48.9	51.1	76.6	57.4	46.8	
卓球	36	86.1	38.9	66.7	50.0	83.3	72.2	47.2	
水泳	24	83.3	66.7	70.8	58.3	83.3	75.0	66.7	
アーチェリー	16	93.8	6.3	68.8	56.3	18.8	31.3	12.5	
グラウンド・ゴルフ	15	93.3	40.0	73.3	60.0	60.0	33.3	13.3	
車いすバスケットボール	14	92.9	14.3	14.3	14.3	35.7	21.4	14.3	
バドミントン	14	85.7	–	42.9	35.7	85.7	71.4	71.4	
サッカー	12	50.0	41.7	25.0	16.7	75.0	58.3	41.7	
陸上	12	91.7	83.3	91.7	66.7	100.0	83.3	66.7	
バスケットボール	8	25.0	12.5	25.0	12.5	100.0	37.5	50.0	
車いすテニス	5	80.0	–	–	20.0	–	–	–	
テニス	3	33.3	66.7	–	33.3	66.7	33.3	33.3	

障害者専用・優先スポーツ施設における種目別スポーツ大会やイベント内容ごとの重度障害者の参加状況をみると、「ボッチャ」が 33.8% で最も多く、ついで「水泳」(14.1%)、「陸上」(8.5%)、「グラウンド・ゴルフ」、「卓球」(ともに 5.6%) だった(図表 2-11-8)。2021 年度と比較すると、「ボッチャ」は 6.5 ポイント、「水泳」は 5.3 ポイント減少した。

図表 2-11-8 障害者専用・優先スポーツ施設における種目別スポーツ大会や
イベント内容ごとの重度障害者の参加状況

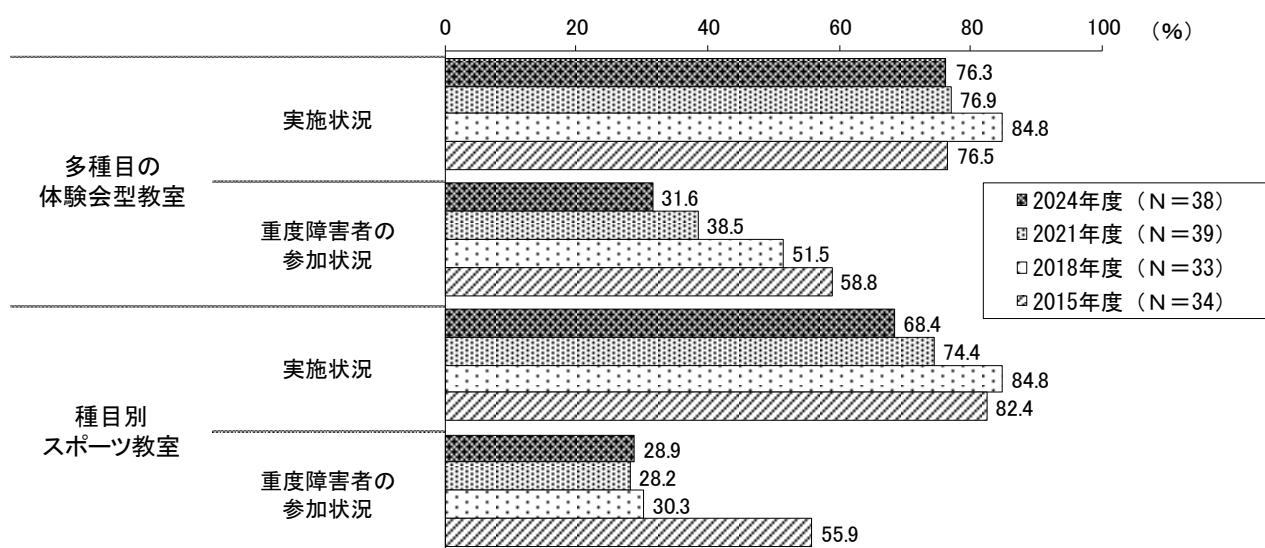


(4) 巡回スポーツ教室(出張教室)の実施状況と重度障害者の参加状況

障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の実施状況をみた。「多種目の体験型教室」を実施している施設は 76.3%、重度障害者が参加している施設は 31.6%だった(図表 2-11-9)。2021 年度と比べて、実施状況に大きな変化はみられなかつたが、重度障害者の参加状況は、2015 年度をピークに減少傾向にある。

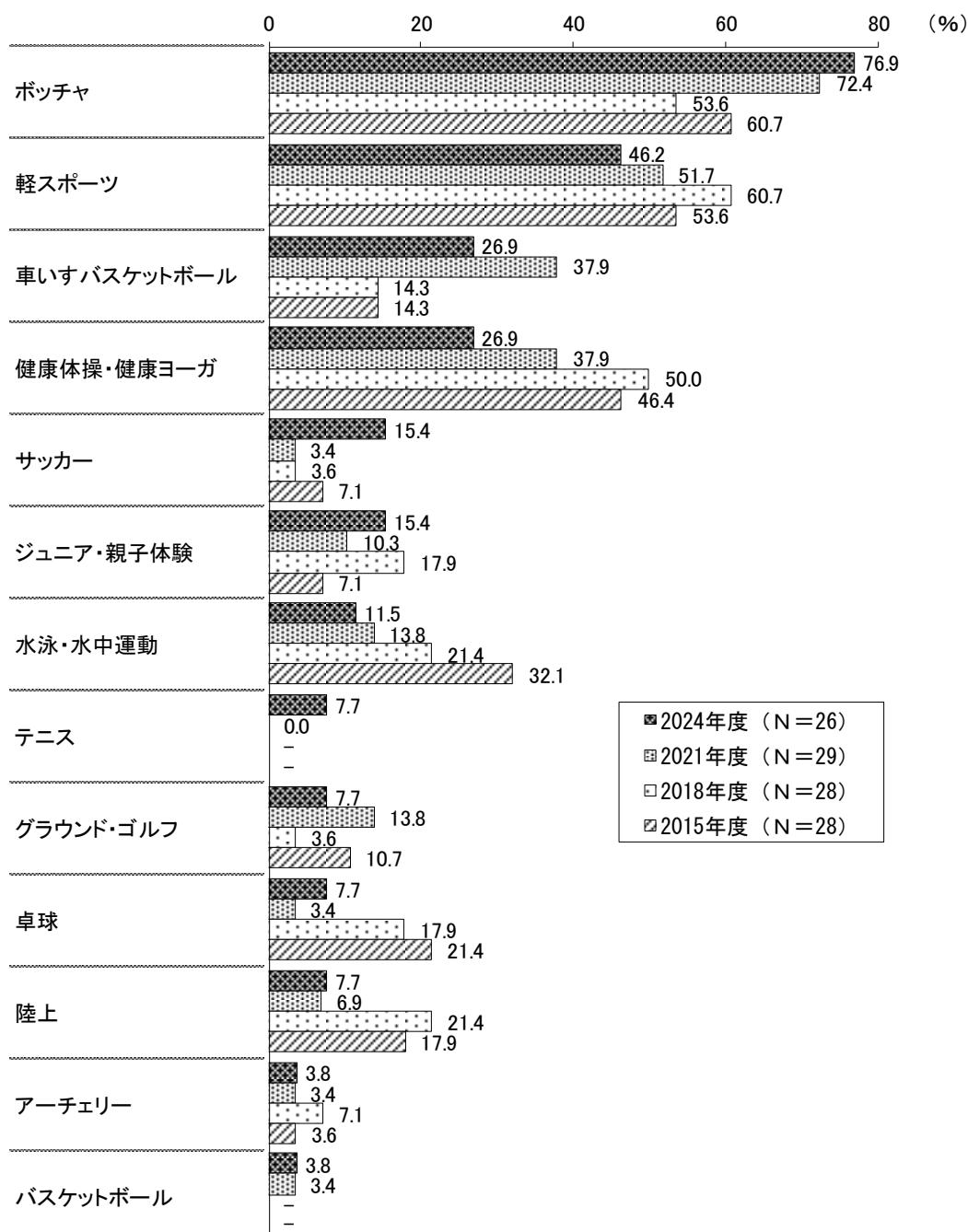
「種目別スポーツ教室」を実施している施設は 68.4%、重度障害者が参加している施設は 28.9%だった。実施状況は 2018 年度をピークに減少傾向、重度障害者の参加状況は 2018 年度以降、大きな変化はみられなかつた。

図表 2-11-9 障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の実施内容と重度障害者の参加状況



障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の種目別スポーツ教室の実施内容をみると、「ボッチャ」が76.9%で最も多く、ついで「軽スポーツ」(46.2%)、「車いすバスケットボール」、「健康体操・健康ヨーガ」(ともに26.9%)だった(図表2-11-10)。2021年度と比べると、全体では「ボッチャ」を含めた8種目で増加した一方、上位4種目のうち、「ボッチャ」を除く3種目(「軽スポーツ」「車いすバスケットボール」「健康体操・健康ヨーガ」)で減少した。サンプル数が少ないため参考に図示する。

図表2-11-10 障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の種目別スポーツ教室の実施内容



注)2021年度調査より「バスケットボール」と「テニス」の項目を追加した。

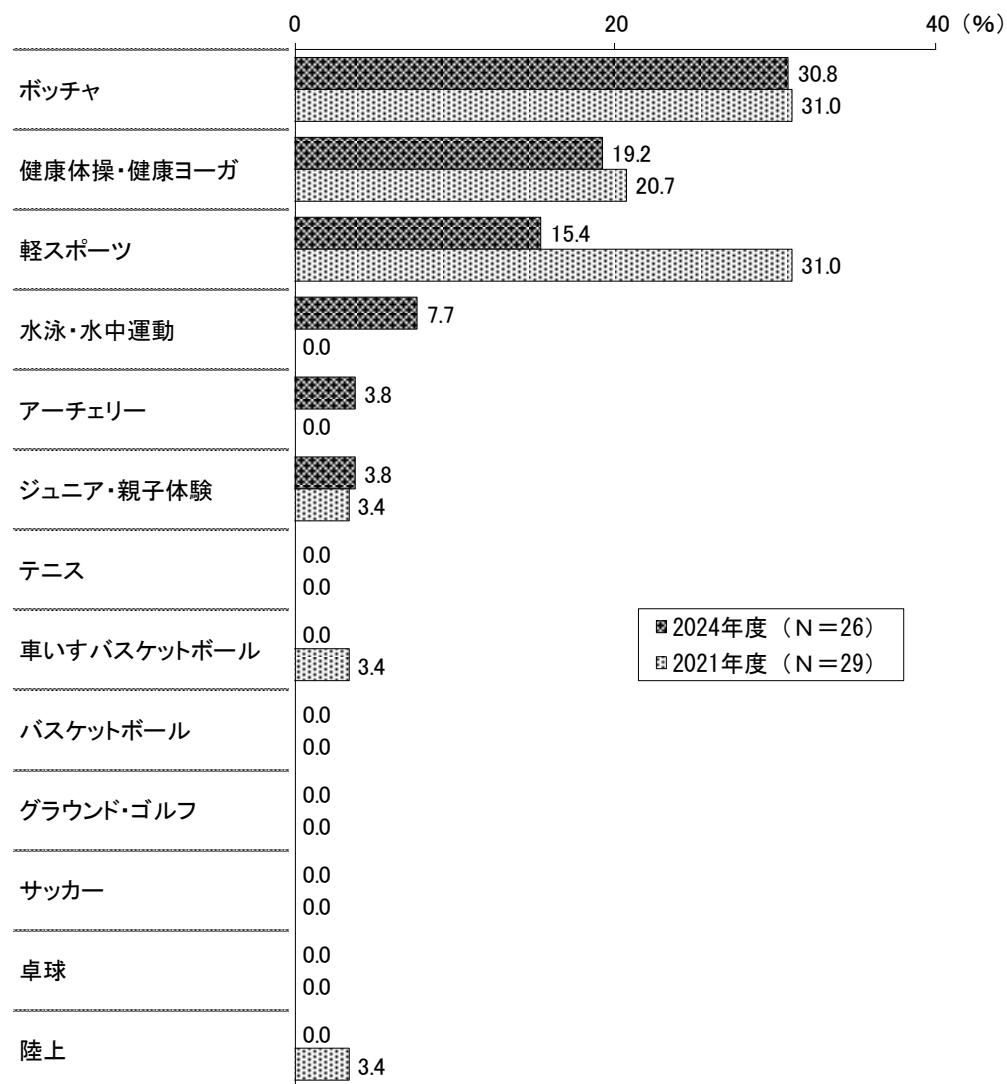
障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の参加状況を障害種別にみた(図表 2-11-11)。参加が 100%だった巡回スポーツ教室は、「肢体不自由」の「軽スポーツ」「健康体操・健康ヨーガ」「水泳・水中運動」「テニス」「グラウンド・ゴルフ」「卓球」「アーチェリー」、「視覚障害」の「グラウンド・ゴルフ」、「聴覚障害」の「水泳・水中運動」「グラウンド・ゴルフ」「卓球」「アーチェリー」、「内部障害」の「健康体操・健康ヨーガ」「グラウンド・ゴルフ」「卓球」、「知的障害」の「健康体操・健康ヨーガ」「サッカー」「ジュニア・親子体験」「水泳・水中運動」「卓球」「陸上」「アーチェリー」「バスケットボール」、「精神障害」の「健康体操・健康ヨーガ」「テニス」「卓球」「アーチェリー」、「発達障害」の「健康体操・健康ヨーガ」「ジュニア・親子体験」「水泳・水中運動」「卓球」「アーチェリー」だった。参加が 8 割を超えていたのは、「知的障害」で 9、「肢体不自由」で 8、「発達障害」で 6、「聴覚障害」で 5、「精神障害」で 4、「内部障害」で 3、「視覚障害」で 2 あった。サンプル数が少ないと参考に図示する。

図表 2-11-11 障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の障害種別参加状況

実施している 主な巡回スポーツ教室 (出張教室)の内容	施設数	障害種別参加状況							(%)
		肢 体 不 自 由	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	内 部 障 害	知 的 障 害	精 神 障 害	発 達 障 害	
ボッチャ	20	80.0	30.0	40.0	35.0	70.0	45.0	50.0	
軽スポーツ	12	100.0	58.3	50.0	58.3	91.7	66.7	91.7	
車いすバスケットボール	7	71.4	—	—	—	14.3	14.3	14.3	
健康体操・健康ヨーガ	7	100.0	85.7	85.7	100.0	100.0	100.0	100.0	
サッカー	4	50.0	50.0	50.0	50.0	100.0	75.0	75.0	
ジュニア・親子体験	4	50.0	25.0	50.0	25.0	100.0	50.0	100.0	
水泳・水中運動	3	100.0	66.7	100.0	66.7	100.0	66.7	100.0	
テニス	2	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	100.0	50.0	
グラウンド・ゴルフ	2	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	
卓球	2	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
陸上	2	50.0	50.0	50.0	50.0	100.0	50.0	50.0	
アーチェリー	1	100.0	—	100.0	—	100.0	100.0	100.0	
バスケットボール	1	—	—	—	—	100.0	—	—	

障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の重度障害者の参加状況は、「ボッチャ」が30.8%で最も多く、ついで「健康体操・健康ヨーガ」(19.2%)、「軽スポーツ」(15.4%)、「水泳・水中運動」(7.7%)だった(図表2-11-12)。2021年度と比べると、「ボッチャ」「健康体操・健康ヨーガ」には大きな変化がみられなかった一方、「軽スポーツ」は15.6ポイント減少した。サンプル数が少ないため参考に図示する。

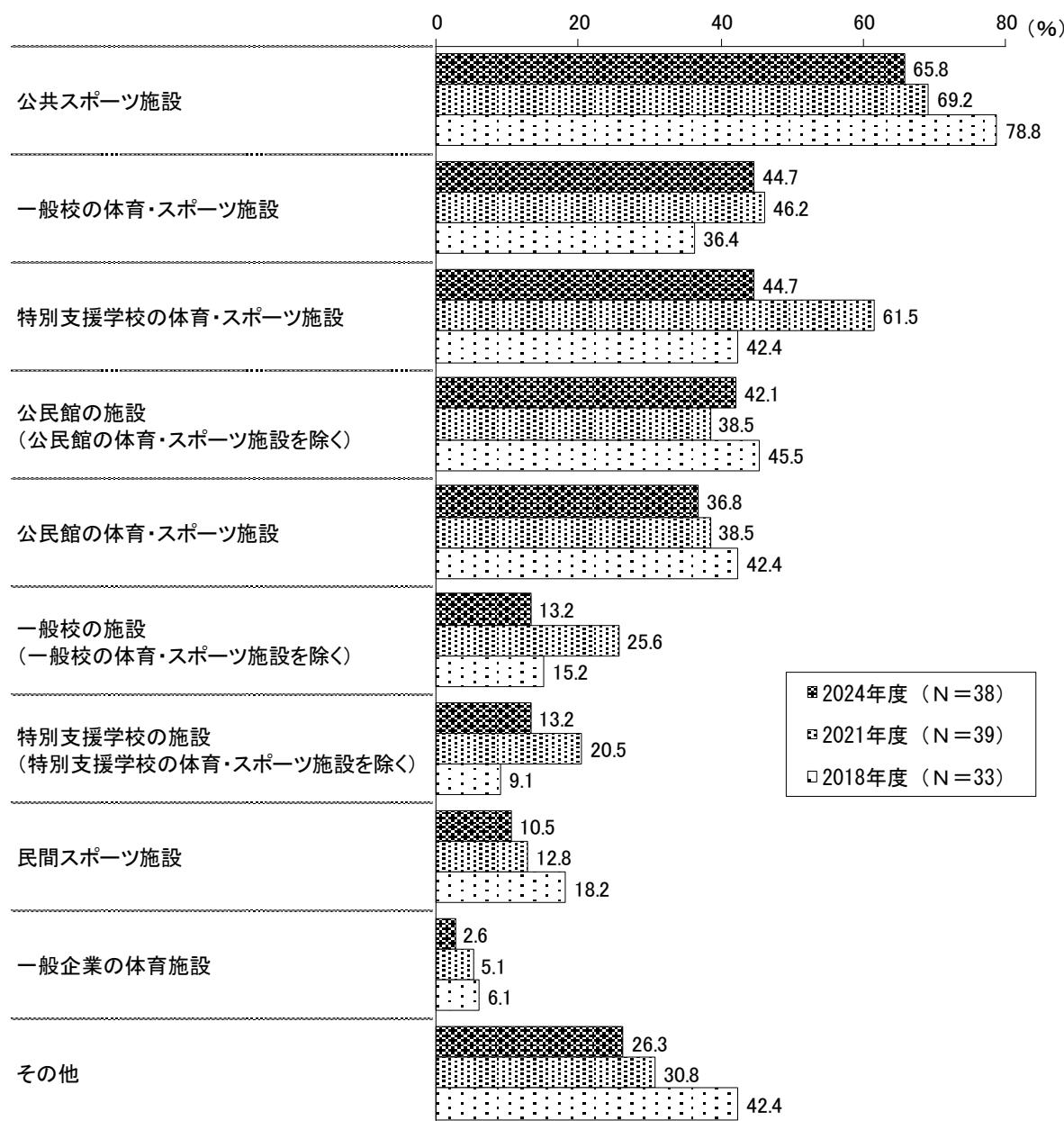
図表2-11-12 障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の重度障害者の参加状況



(5) 巡回スポーツ教室(出張教室)の実施場所

障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の実施場所をみると、「公共スポーツ施設」が 65.8% で最も多く、ついで「一般校の体育・スポーツ施設」(44.7%)、「特別支援学校の体育・スポーツ施設」(44.7%)、「公民館の施設(公民館の体育・スポーツ施設を除く)」(42.1%) だった(図表 2-11-13)。2021 年度と比較すると、「特別支援学校の体育・スポーツ施設」「一般校の施設(一般校の体育スポーツ施設を除く)」「特別支援学校の施設(特別支援学校の体育・スポーツ施設を除く)」は、それぞれ 16.8 ポイント、12.4 ポイント、7.3 ポイント減少した。

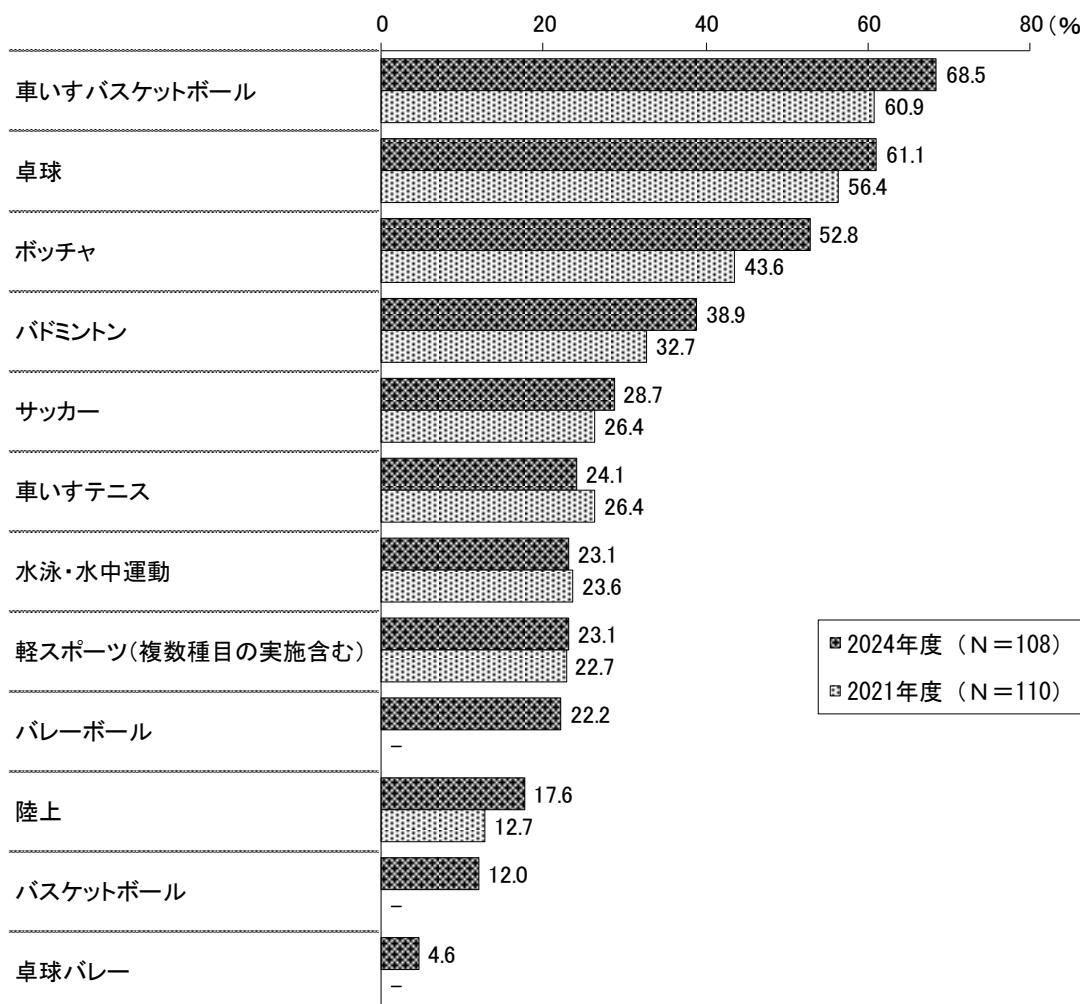
図表 2-11-13 障害者専用・優先スポーツ施設における巡回スポーツ教室(出張教室)の実施場所(複数回答)



12. 障害者専用・優先スポーツ施設を利用するサークル・クラブ・競技団体

障害者専用・優先スポーツ施設を利用する障害者スポーツのサークル・クラブ・競技団体をみると、主に特定の障害種の参加者で構成される活動団体では、「車いすバスケットボール」(68.5%)が最も多く、ついで「卓球」(61.1%)、「ポッチャ」(52.8%)、「バドミントン」(38.9%)だった(図表 2-12-1)。2021 年度と比較すると、「ポッチャ」は 9.2 ポイント、「車いすバスケットボール」は 7.6 ポイント増加した。

図表 2-12-1 障害者専用・優先スポーツ施設における主に特定の障害種の参加者で構成される活動団体の施設利用状況



注)2024 年度調査より「バレーボール」、「バスケットボール」、「卓球バレー」の項目を追加した。

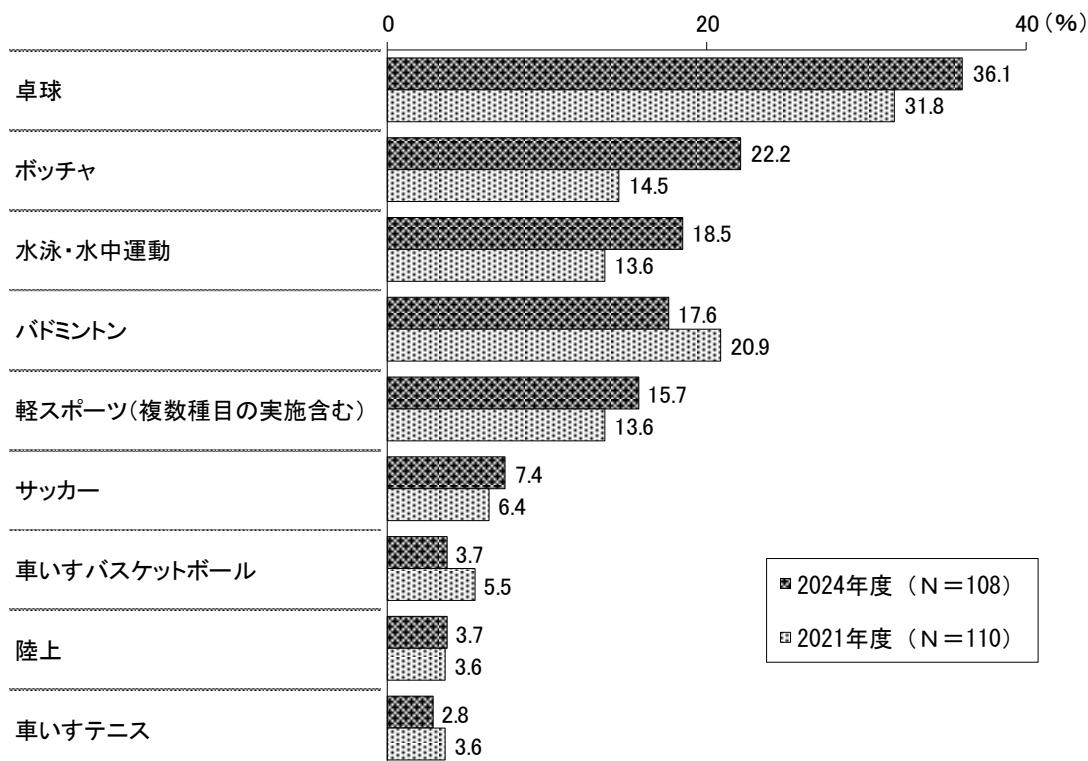
障害者専用・優先スポーツ施設を利用する障害者スポーツのサークル・クラブ・競技団体を障害種別にみると、主に特定の障害種の参加者で構成される活動団体では、多くの種目で「肢体不自由」の利用が多かった(図表 2-12-2)。「視覚障害」では「卓球」(40.9%)の利用が多く、「聴覚障害」「精神障害」は「バレーボール」(58.3%、45.8%)、「内部障害」は「軽スポーツ(複数種目の実施含む)」(16.0%)、「知的障害」「発達障害」は「水泳・水中運動」(96.0%、48.0%)の利用が多かった。1施設あたりの平均団体数では「水泳・水中運動」が13.8団体で最も多く、ついで「軽スポーツ(複数種目の実施含む)」(11.3団体)、「陸上」(7.3団体)だった。

図表 2-12-2 障害者専用・優先スポーツ施設における主に特定の障害種の参加者で構成される活動団体の障害種別利用状況

種目名	施設数	障害種別								(単位合計/団体数)	(1単位平均施設/団体あたりの団体数)
		肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	内部障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他		
車いすバスケットボール	74	100.0	-	-	1.4	4.1	1.4	-	-	187	2.7
卓球	66	68.2	40.9	30.3	10.6	43.9	18.2	16.7	1.5	175	2.9
ボッチャ	57	96.5	-	1.8	5.3	28.1	12.3	17.5	1.8	144	2.8
バドミントン	42	52.4	-	35.7	11.9	45.2	19.0	16.7	-	72	1.8
サッカー	31	38.7	16.1	3.2	-	71.0	32.3	29.0	3.2	74	2.4
車いすテニス	26	100.0	-	-	3.8	-	3.8	-	-	30	1.2
水泳・水中運動	25	68.0	32.0	8.0	12.0	96.0	16.0	48.0	4.0	346	13.8
軽スポーツ (複数種目の実施含む)	25	56.0	12.0	4.0	16.0	68.0	32.0	44.0	-	270	11.3
バレーボール	24	4.2	8.3	58.3	-	33.3	45.8	8.3	-	38	1.8
陸上	19	36.8	26.3	10.5	5.3	73.7	10.5	26.3	-	139	7.3
バスケットボール	13	-	-	23.1	-	84.6	15.4	-	-	20	1.5
卓球バレー	5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	7	1.8

障害者専用・優先スポーツ施設を利用する障害者スポーツのサークル・クラブ・競技団体をみると、異なる障害種の参加者で構成される活動団体では、「卓球」が 36.1% で最も多く、ついで「ボッチャ」(22.2%)、「水泳・水中運動」(18.5%)、「バドミントン」(17.6%) だった(図表 2-12-3)。2021 年度と比較すると、「ボッチャ」は 7.7 ポイント、「水泳・水中運動」は 4.9 ポイント、「卓球」は 4.3 ポイント増加した一方、「バドミントン」は 3.3 ポイント減少した。

図表 2-12-3 障害者専用・優先スポーツ施設における異なる障害種の参加者で構成される活動団体の施設利用状況



障害者専用・優先スポーツ施設を利用する障害者スポーツのサークル・クラブ・競技団体を障害種別にみると、異なる障害種の参加者で構成される活動団体では、「肢体不自由」と「知的障害」が参加者に含まれている種目が多くかった(図表 2-12-4)。合計団体数では「軽スポーツ(複数種目の実施含む)」が 192 団体で最も多く、ついで「卓球」(172 団体)、「水泳・水中運動」(110 団体)だった。【軽スポーツ(複数種目の実施含む)】では、「肢体不自由」「知的障害」「発達障害」「精神障害」の参加が多く、【卓球】では、「肢体不自由」「知的障害」「精神障害」、【水泳・水中運動】では「肢体不自由」「知的障害」「発達障害」の参加が多くかった。1 施設あたりの平均団体数をみると、【軽スポーツ(複数種目の実施含む)】が 11.3 団体で最も多く、ついで「水泳・水中運動」(5.5 団体)、「卓球」(4.7 团体)だった。

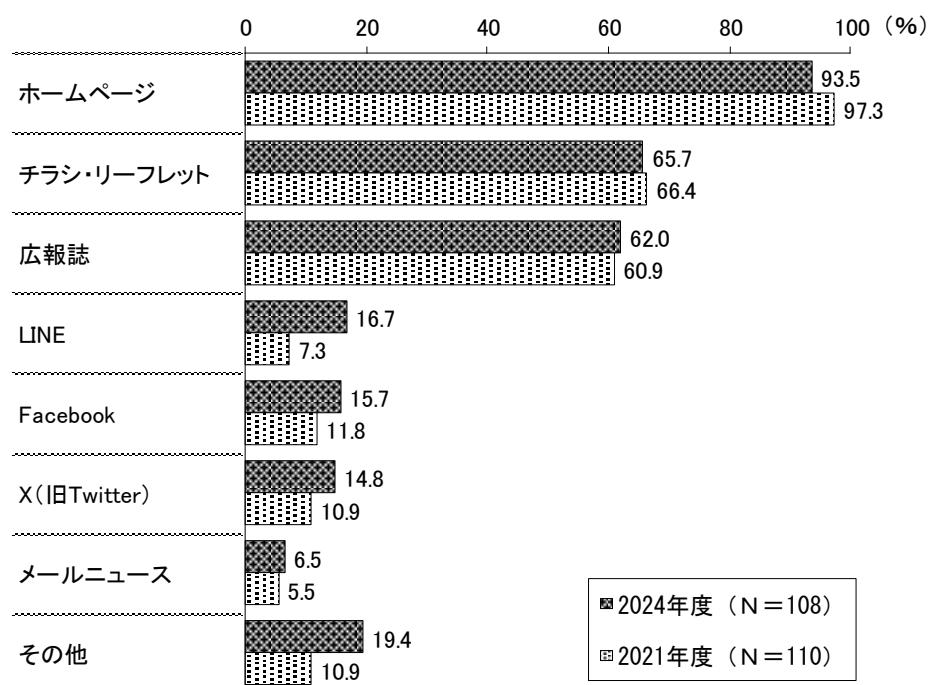
図表 2-12-4 障害者専用・優先スポーツ施設における異なる障害種の参加者で構成される活動団体の障害種別利用状況

種目名	施設数	障害種別								(単位/合計団体数)	(単位/平均団体数)
		肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	内部障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他		
卓球	39	94.9	7.7	38.5	41.0	76.9	66.7	41.0	-	172	4.7
ボッチャ	24	95.8	16.7	37.5	50.0	79.2	50.0	29.2	-	31	1.4
水泳・水中運動	20	95.0	40.0	20.0	10.0	85.0	20.0	55.0	-	110	5.5
バドミントン	19	94.7	-	36.8	26.3	89.5	47.4	31.6	-	25	1.4
軽スポーツ (複数種目の実施含む)	17	82.4	17.6	23.5	35.3	94.1	52.9	64.7	-	192	11.3
サッカー	8	37.5	-	-	25.0	75.0	50.0	50.0	12.5	12	1.5
車いすバスケットボール	4	100.0	-	-	25.0	25.0	25.0	25.0	-	5	1.3
陸上	4	100.0	25.0	50.0	50.0	100.0	-	50.0	-	5	1.3
車いすテニス	3	100.0	-	33.3	33.3	-	33.3	-	-	3	1.0

13. 障害者専用・優先スポーツ施設の情報発信

障害者専用・優先スポーツ施設の情報発信媒体の利用状況をみると、「ホームページ」が93.5%で最も多く、ついで「チラシ・リーフレット」(65.7%)、「広報誌」(62.0%)だった(図表 2-13-1)。2021 年度と比較すると、「LINE」は 9.4 ポイント増加した。「その他」には、Instagram、YouTube、近隣町会掲示板などがあった。

図表 2-13-1 障害者専用・優先スポーツ施設の情報発信媒体の利用状況



注)「X(旧 Twitter)」は 2021 年度調査では「Twitter」としていた。

障害者専用・優先スポーツ施設の情報発信の内容をみると、「施設の利用情報」の発信は【ホームページ】(96.0%)が最も多かった(図表 2-13-2)。「イベント情報」の発信は【メールニュース】(100.0%)、【LINE】(94.4%)、【X(旧 Twitter)】(93.8%)、【広報誌】(92.5%)が多かった。

図表 2-13-2 障害者専用・優先スポーツ施設の情報発信の内容

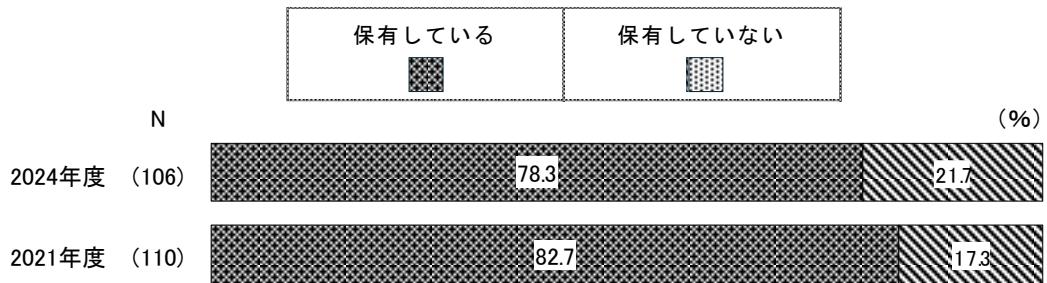
媒体種別	施設数	施設の利用情報	イベント情報	クラブ・サークル情報	近隣のバリアフリー(施設)情報	近隣のバリアフリー(アクセス)情報	近隣のスポーツ施設情報	(%)	
								運動・スポーツ動画	自宅でできる
ホームページ	101	96.0	77.2	19.8	4.0	8.9	7.9	15.8	
チラシ・リーフレット	71	84.5	73.2	11.3	-	1.4	4.2	-	
広報誌	67	67.2	92.5	23.9	-	-	1.5	7.5	
LINE	18	83.3	94.4	11.1	-	-	5.6	16.7	
Facebook	17	88.2	88.2	5.9	-	-	5.9	11.8	
X(旧Twitter)	16	75.0	93.8	12.5	-	-	6.3	12.5	
メールニュース	7	28.6	100.0	14.3	-	-	-	-	
その他	21	76.2	81.0	19.0	-	-	4.8	38.1	

14. 障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ用具の保有・貸出状況

(1) 用具の保有状況

障害者専用・優先スポーツ施設における貸出用の障害者スポーツ用具の保有状況をみると、「保有している」施設は78.3%だった(図表2-14-1)。2021年度と比較すると、「保有している」は4.4ポイント減少した。

図表2-14-1 障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ用具の保有状況



(2) 用具の貸出状況

障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ用具の貸出状況をみると、「貸出あり」は「ボッチャ／ボッチャボールセット」、「卓球／用具(ラケット／ボール等)」(ともに 84.3%)が最も多く、ついで「バドミントン／ラケット／シャトル」「フライングディスク／用具(フライングディスク、アキュラシーゴール、ディスグッター等)」(ともに 79.5%)だった(図表 2-14-2)。2021 年度と比較すると、「貸出あり」は「卓球／バリアフリーモデル卓球台」で 15.5 ポイント増加した。

「施設内のみ」で使用できる用具では「卓球／集球ネット／卓球マシン(自動球出し機)」が 97.4% で最も多く、ついで「卓球／バリアフリーモデル卓球台」(96.1%)、「バドミントン／ラケット／シャトル」(86.2%)だった。2021 年度と比較すると、「シッティングバレーボール／用具(ボール／支柱／ネット等)」で 9.5 ポイント、「アーチェリー／用具(弓／矢／的等)」で 7.5 ポイント増加した。

「施設内外」で使用できる用具では「車いす競技／チェアスキー／バイスキー」が 90.0% で最も多く、ついで「車いす競技／車いすバスケットボール競技用車いす」(84.8%)、「車いす競技／陸上競技用車いす(レーサー)」(84.6%)だった。2021 年度と比較すると、「車いす競技／車いすバスケットボール競技用車いす」で 15.2 ポイント、「ボッチャ／ボッチャランプ」で 14.6 ポイント増加した。

図表 2-14-2 障害者専用・優先スポーツ施設における障害者スポーツ用具の貸出状況

(%)



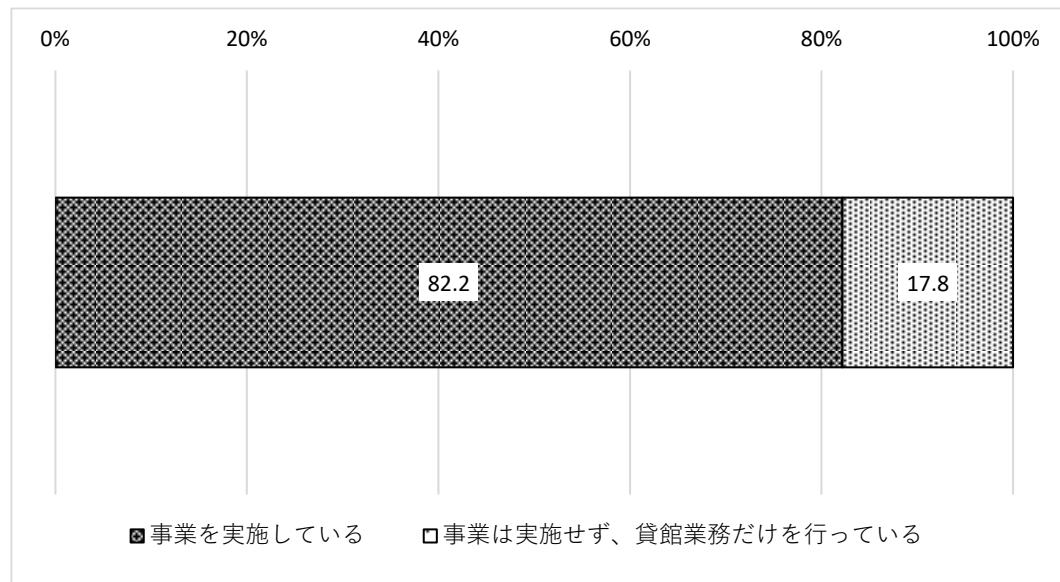
障害者スポーツ用具	年度	施設数	貸出あり	施設数	施設内のみ	施設内外
ボッチャ／ボッチャボールセット	2024年度	83	84.3	69	24.6	75.4
	2021年度	91	82.4	75	26.7	73.3
ボッチャ／ボッチャランプ	2024年度	83	67.5	55	21.8	78.2
	2021年度	91	60.4	55	36.4	63.6
卓球／バリアフリー・モデル卓球台	2024年度	83	63.9	51	96.1	3.9
	2021年度	91	48.4	44	97.7	2.3
卓球／用具(ラケット／ボール等)	2024年度	83	84.3	66	81.8	18.2
	2021年度	91	85.7	78	84.6	15.4
卓球／集球ネット／卓球マシン(自動球出し機)	2024年度	83	47.0	39	97.4	2.6
	2021年度	91	41.8	38	94.7	5.3
バドミントン／ラケット／シャトル	2024年度	83	79.5	65	86.2	13.8
	2021年度	91	72.5	66	84.8	15.2
フライングディスク／用具 (フライングディスク、アキュラシーゴール、ディスゲッター等)	2024年度	83	79.5	66	31.8	68.2
	2021年度	91	76.9	70	32.9	67.1
陸上競技／投げ用具 (ジャベリックスロー／ビーンバッグ／砲丸等)	2024年度	83	37.3	31	29.0	71.0
	2021年度	91	34.1	31	29.0	71.0
車いす競技／陸上競技用車いす(レーサー)	2024年度	83	32.5	26	15.4	84.6
	2021年度	91	22.0	20	15.0	85.0
車いす競技／ 車いすバスケットボール競技用車いす	2024年度	83	56.6	46	15.2	84.8
	2021年度	91	50.5	46	30.4	69.6
車いす競技／車いすテニス競技用車いす	2024年度	83	36.1	28	25.0	75.0
	2021年度	91	30.8	28	32.1	67.9
車いす競技／チェアスキー／バイスキー	2024年度	83	13.3	10	10.0	90.0
	2021年度	91	12.1	11	18.2	81.8
グラウンド・ゴルフ／用具 (クラブ／ボール／ゴール等)	2024年度	83	49.4	41	43.9	56.1
	2021年度	91	50.5	46	41.3	58.7
ブラインドサッカー／用具 (ボール／アイマスク等)	2024年度	83	26.5	22	27.3	72.7
	2021年度	91	22.0	20	40.0	60.0
ゴールボール／用具(ボール／アイシェード等)	2024年度	83	38.6	32	25.0	75.0
	2021年度	91	36.3	33	30.3	69.7
シッティングバレー／用具 (ボール／支柱／ネット等)	2024年度	83	41.0	34	64.7	35.3
	2021年度	91	31.9	29	55.2	44.8
アーチェリー／用具(弓／矢／的等)	2024年度	83	31.3	26	84.6	15.4
	2021年度	91	38.5	35	77.1	22.9

15. 障害者専用・優先スポーツ施設における施設管理者の事業展開

(1) 事業展開

障害者専用・優先スポーツ施設における施設管理者の事業展開の有無みると、「事業を実施している」施設は 82.2%、「事業は実施せず、貸館業務だけを行っている」施設は 17.8%だった（図表 2-15-1）。

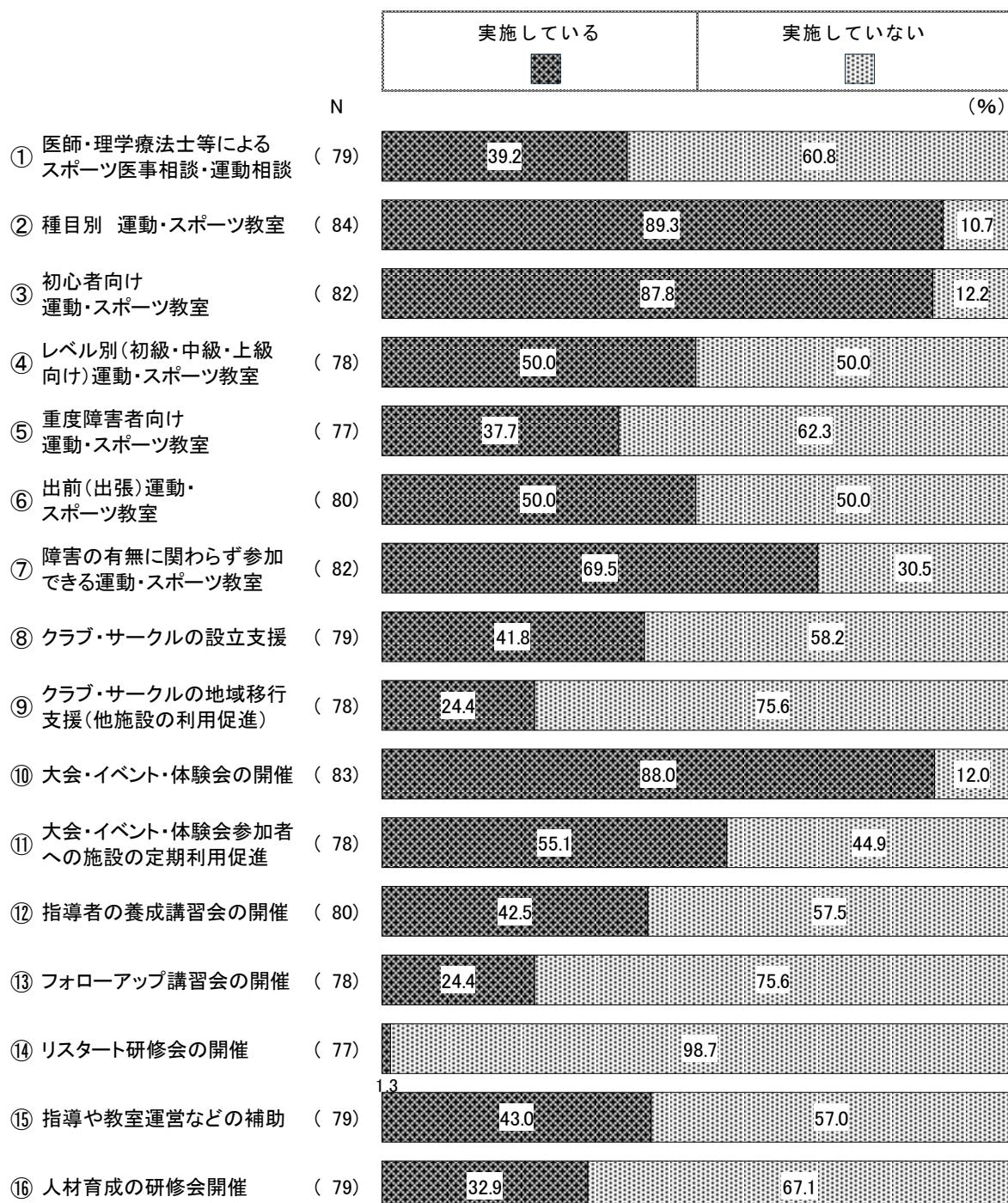
図表 2-15-1 障害者専用・優先スポーツ施設における施設管理者の事業展開(N=107)



(2) 事業の実施状況

障害者専用・優先スポーツ施設における施設管理者の事業実施状況をみると、「種目別運動・スポーツ教室」が 89.3% で最も多く、ついで「大会・イベント・体験会の開催」(88.0%)、「初心者向け運動・スポーツ教室」(87.8%) だった(図表 2-15-2)。

図表 2-15-2 障害者専用・優先スポーツ施設における施設管理者の事業実施状況



III. クロス集計結果

障害者専用・優先スポーツ施設を JPSA パラスポーツセンター協議会に加盟している施設（以下、「ハブ施設」と称する）と未加盟施設（以下、「サテライト施設」と称する）の二群に分け、クロス集計を行った。統計解析は変数の特徴にあわせ、 χ^2 検定、Fisher の直接確率検定、t 検定を行い、ハブ施設とサテライト施設の差を検証した。統計処理には IBM SPSS Statistics(ver.29)を使用した。いずれも統計学的有意差は 5% 未満とした。

1. ハブ施設とサテライト施設の利用者数

SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」（2022）では、2018～2021 年度までの総利用者数と障害者利用者数を集計している。コロナ禍を挟んでの利用状況をみるために、本研究の利用者数をあわせて図表 3-1-1 にまとめた。

総利用者数の平均値をみると、コロナ禍前の 2018～2019 年度は、ハブ施設では 13 万人、サテライト施設で 6 万人を超えていた。2020～2021 年度は、ハブ施設で 4 万人台、サテライト施設で 3 万人台に落ち込んだ。2022 年度には回復傾向となり、2023 年度にはハブ施設で 9 万人を超え、サテライト施設でも 4 万 5,000 人を超えた。

障害者利用者数の平均値をみると、コロナ禍前の 2018～2019 年度は、ハブ施設では 6 万人、サテライト施設では 1 万人を超えていた。2020～2021 年度は、ハブ施設では 2 万人台、サテライト施設では 6,000 人台まで落ち込んだ。2022 年度には回復傾向を示し、2023 年度にはハブ施設では 4 万人を超え、サテライト施設でも 1 万人に迫った。

ハブ施設・サテライト施設別に総利用者数と障害者利用者数の平均値の差について t 検定を行った。総利用者数では、2018 年度、2019 年度はハブ施設の利用者数が有意に高かった ($p<0.01$)。2020～2022 年度はハブ施設、サテライト施設ともに利用者数が落ち込んだこともあり有意差はみられなかったが、2023 年度はハブ施設の利用者数が有意差に高かった ($p<0.05$)。障害者利用者数は、コロナ禍問わず、2018～2023 年度、いずれの年度においてもハブ施設の利用者数が有意に高かった ($p<0.01$)。

図表 3-1-1 ハブ施設・サテライト施設別の利用者数

	施設分類						有意 確率 (p)	
	ハブ施設			サテライト施設				
	度数	平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差		
総利用者数								
2018年度	26	139,942	99,127.56	75	65,178	125,136.35	**	
2019年度	26	130,851	90,169.92	78	60,549	120,329.36	**	
2020年度	26	44,671	33,425.14	81	31,660	63,483.96		
2021年度	28	49,680	40,200.77	73	33,328	64,550.80		
2022年度	28	73,065	53,519.39	76	41,243	81,818.01		
2023年度	28	90,443	66,022.19	77	45,818	84,239.79	*	
障害者利用者数								
2018年度	26	69,724	58,609.09	58	12,082	12,624.82	**	
2019年度	26	65,732	53,661.08	59	11,930	11,717.65	**	
2020年度	26	22,555	16,907.43	62	6,425	7,127.34	**	
2021年度	28	23,296	18,481.56	58	6,610	6,018.02	**	
2022年度	28	35,629	30,822.50	60	8,779	8,341.25	**	
2023年度	28	43,597	37,291.19	60	9,928	8,680.28	**	

* : $p < 0.05$, ** : $p < 0.01$.

注) 2018~2021 年度の数値は、SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」から引用。

2. ハブ施設とサテライト施設の実施事業

ハブ施設・サテライト施設別に主な実施事業（障害者スポーツ教室、障害者スポーツ大会・イベント、巡回スポーツ教室（出前教室））の有無について Fisher の直接確率検定を行った（図表 3-2-1）。いずれの事業においてもハブ施設での事業実施が有意に高かった（p<0.01）。

同様に、具体的な実施事業の有無について、 χ^2 検定、Fisher の直接確率検定を行った（図表 3-2-2）。実施事業のうち、「医師・理学療法士等によるスポーツ医事相談・運動相談」「レベル別（初級・中級・上級）運動・スポーツ教室」「重度障害者向け運動スポーツ教室」「出前（出張）運動・スポーツ教室」「クラブ・サークルの設立支援」「大会・イベント・体験会参加者への施設の定期利用促進」「指導者の養成講習会の開催」「人材育成の研修会開催」はハブ施設での実施が有意に高かった（p<0.01）。「初心者向け運動・スポーツ教室」「障害の有無に関わらず参加できる運動・スポーツ教室」「大会・イベント・体験会の開催」「フォローアップ講習会の開催」「指導や教室運営などの補助」においてもハブ施設での実施が有意に高かった（p<0.05）が、「種目別運動・スポーツ教室」「クラブ・サークルの地域以降支援（他施設の利用促進）」「リ・スタート研修会の開催」では有意差はみられなかった。

図表 3-2-1 ハブ施設・サテライト施設別の実施事業

	施設分類				p値
	ハブ施設(n=28)		サテライト施設(n=80)		
	施設数	%	施設数	%	
3事業すべて（①～③）					
実施している	23	82.1	13	16.3	**
実施していない	5	17.9	67	83.8	
①障害者スポーツ教室					
実施している	28	100.0	58	72.5	**
実施していない	0	0.0	21	26.3	
②障害者スポーツ大会・イベント					
実施している	28	100.0	47	58.8	**
実施していない	0	0.0	33	41.3	
③巡回スポーツ教室（出張教室）					
実施している	23	82.1	15	18.8	**
実施していない	5	17.9	65	81.3	

n=108

Fisherの直接法 * : p<0.05, ** : p<0.01.

図表 3-2-2 ハブ施設・サテライト施設別にみる実施事業(詳細)

	施設分類				p値	
	ハブ施設		サテライト施設			
	施設数	%	施設数	%		
医師・理学療法士等によるスポーツ医事相談・運動相談						
実施している	21	77.8	10	19.2	** χ	
実施していない	6	22.2	42	80.8		
種目別運動・スポーツ教室						
実施している	27	100.0	48	84.2	F	
実施していない	0	0.0	9	15.8		
初心者向け運動・スポーツ教室						
実施している	27	100.0	45	81.8	* F	
実施していない	0	0.0	10	18.2		
レベル別(初級・中級・上級)運動・スポーツ教室						
実施している	24	88.9	15	29.4	** F	
実施していない	3	11.1	36	70.6		
重度障害者向け運動・スポーツ教室						
実施している	17	65.4	12	23.5	** χ	
実施していない	9	34.6	39	76.5		
出前(出張)運動・スポーツ教室						
実施している	25	92.6	15	28.3	** F	
実施していない	2	7.4	38	71.7		
障害の有無に関わらず参加できる運動・スポーツ教室						
実施している	24	88.9	40	72.7	* F	
実施していない	3	11.1	35	63.6		
クラブ・サークルの設立支援						
実施している	18	69.2	15	28.3	** χ	
実施していない	8	30.8	38	71.7		
クラブ・サークルの地域以降支援(他施設の利用促進)						
実施している	7	28.0	12	22.6	χ	
実施していない	18	72.0	41	77.4		
大会・イベント・体験会の開催						
実施している	27	100.0	46	82.1	* F	
実施していない	0	0.0	10	17.9		
大会・イベント・体験会参加者への施設の定期利用促進						
実施している	21	84.0	22	41.5	** F	
実施していない	4	16.0	31	58.5		
指導者の養成講習会の開催						
実施している	18	69.2	16	29.6	** χ	
実施していない	8	30.8	38	70.4		
フォローアップ講習会の開催						
実施している	13	52.0	6	11.3	** χ	
実施していない	12	48.0	47	88.7		
リ・スタート研修会の開催						
実施している	1	4.2	0	0.0	F	
実施していない	23	95.8	53	100.0		
指導や教室運営などの補助						
実施している	16	61.5	18	34.0	* χ	
実施していない	10	38.5	35	66.0		
人材育成の研修会開催						
実施している	18	69.2	8	15.1	** χ	
実施していない	8	30.8	45	84.9		

F : Fisherの直接法 * : p < 0.05, ** : p < 0.01.

χ : χ^2 検定 * : p < 0.05, ** : p < 0.01.

3. ハブ施設とサテライト施設の事業展開

ハブ施設・サテライト施設別に事業展開(事業を実施している、事業は実施せず、貸館業務だけを行っている)について、Fisher の直接確率検定を行った(図表 3-3-1)。すべてのハブ施設で事業を実施していた一方、サテライト施設では、24.1%が事業を実施せず、貸館業務のみを行っていた。

図表 3-3-1 ハブ施設、サテライト施設別にみる施設の事業展開

事業形態	施設分類				p値	
	ハブ施設(n=28)		サテライト施設(n=79)			
	施設数	%	施設数	%		
事業を実施している	28	100.0	60	75.9	**	
事業は実施せず、貸館業務だけを行っている	0	0.0	19	24.1		

n=107

Fisherの直接法 * : p < 0.05, ** : p < 0.01.

4. ハブ施設とサテライト施設の福祉サービス・地域活動

ハブ施設・サテライト施設別に福祉サービスや地域活動の利用有無をみると、すべてのハブ施設において、「移動支援や同行援護の福祉サービス」「放課後等デイサービス／日常的な活動」での利用があった。福祉サービスや地域活動の利用有無について Fisher の直接確率検定、 χ^2 検定を行った結果、「移動支援や同行援護の福祉サービス」「放課後等デイサービス／日常的な活動」「放課後等デイサービス／イベント」では、ハブ施設での利用が有意に高かった(図表 3-4-1)。一方、総合型地域スポーツクラブの活動においては、有意差がみられなかった。

図表 3-4-1 ハブ施設・サテライト施設別の福祉サービス・地域活動

	施設分類				p値
	ハブ施設(n=27)		サテライト施設(n=75)		
	施設数	%	施設数	%	
移動支援や同行援護の福祉サービス					
利用者がいる	27	100.0	51	68.0	** F
利用者を把握していない	0	0.0	24	32.0	
放課後等デイサービス／日常的な活動					
利用者がいる	27	100.0	50	66.7	** F
利用者を把握していない	0	0.0	25	33.3	
放課後等デイサービス／イベント					
利用者がいる	21	77.8	34	45.3	** χ
利用者を把握していない	6	22.2	41	54.7	
総合型地域スポーツクラブ／日常的な活動					
利用者がいる	8	29.6	18	24.0	χ
利用者を把握していない	19	70.4	57	76.0	
総合型地域スポーツクラブ／イベント・大会など					
利用者がいる	6	22.2	9	12.0	χ
利用者を把握していない	21	77.8	66	88.0	
小・中・高等学校の運動部活動／日常的な活動					
利用者がいる	15	55.6	40	53.3	χ
利用者を把握していない	12	44.4	35	46.7	
小・中・高等学校の運動部活動／イベント・大会など					
利用者がいる	10	37.0	9	12.0	** χ
利用者を把握していない	17	63.0	66	88.0	

n=102

F : Fisherの直接法 * : p < 0.05, ** : p < 0.01.

χ : χ^2 検定 * : p < 0.05, ** : p < 0.01.

5. ハブ施設とサテライト施設の有給／有償のスポーツ指導者と有資格者

ハブ施設・サテライト施設別に有給・有償のスポーツ指導者数、および有資格者数の平均値の差についてt検定を行った(図表3-5-1)。「有給／有償のスポーツ指導者」は、ハブ施設の平均指導者数23.5人に対して、サテライト施設の平均指導者数は6.1人だった。2021年度に引き続き、ハブ施設の指導者数が有意に高かった($p<0.01$)。ハブ施設の有給・有償のスポーツ指導者数の平均値は26.4人(2021年度)から23.5人(2024年度)に減少、サテライト施設は、3.4人(2021年度)から6.1人(2024年度)に増加した(図表3-5-2)。

有資格者数をみると、「日本パラスポーツ協会／初級パラスポーツ指導員」の平均指導者数は、2021年度と比べると、ハブ施設で減少(5.8人→5.3人)、サテライト施設で増加(2.3人→3.6人)、有意差はみられなかった。「日本パラスポーツ協会／中級パラスポーツ指導員」の平均指導者数は、2021年度と比べると、ハブ施設で減少(3.5人→3.4人)、サテライト施設で増加(1.3人→1.9人)、ハブ施設の指導者数が有意に高かった($p<0.05$)。「日本パラスポーツ協会／上級パラスポーツ指導員」の平均指導者数は、2021年度と比べると、ハブ施設で減少(3.6人→3.5人)、サテライト施設で増加(1.1人→1.9人)、ハブ施設の指導者数が有意に高かった($p<0.05$)。「日本パラスポーツ協会／パラスポーツコーチ」の平均指導者数は、2021年度と比べると、ハブ施設(1.2人→1.5人)、サテライト施設(0.8人→1.0人)で増加、ハブ施設の指導者数が有意に高かった($p<0.01$)。「日本スポーツ協会／スポーツ指導者」の平均指導者数は、2021年度と比べると、ハブ施設(1.7人→3.6人)、サテライト施設(1.4人→1.6人)で増加、有意差はみられなかった。「健康・体力づくり事業財団／健康運動指導士」では有意差はみられなかった。

図表3-5-1 ハブ施設・サテライト施設別の指導者数

	施設分類						有意確率 (p)	
	ハブ施設			サテライト施設				
	度数	平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差		
有給／有償のスポーツ指導者数	27	23.5	20.57	50	6.1	5.96	**	
有資格者								
日本パラスポーツ協会／初級パラスポーツ指導員	27	5.3	4.28	40	3.6	6.09		
日本パラスポーツ協会／中級パラスポーツ指導員	25	3.4	2.40	20	1.9	1.63	*	
日本パラスポーツ協会／上級パラスポーツ指導員	26	3.5	2.76	15	1.9	1.13	*	
日本パラスポーツ協会／パラスポーツコーチ	13	1.5	0.52	2	1.0	0.00	**	
日本スポーツ協会／スポーツ指導者	7	3.6	2.23	8	1.6	0.92		
健康・体力づくり事業財団／健康運動指導士	5	1.8	1.30	3	3.3	3.21		

* : $p<0.05$, ** : $p<0.01$.

図表 3-5-2 【参考】ハブ施設・サテライト施設別の指導者数(2021年度)

	施設分類						有意確率 (p)	
	ハブ施設			サテライト施設				
	度数	平均値	標準偏差	度数	平均値	標準偏差		
有給／有償のスポーツ指導者数	24	26.4	19.66	69	3.4	5.88	**	
有資格者								
日本パラスポーツ協会／初級障がい者スポーツ指導員	25	5.8	3.78	38	2.3	1.51	**	
日本パラスポーツ協会／中級障がい者スポーツ指導員	25	3.5	2.06	23	1.3	0.75	**	
日本パラスポーツ協会／上級障がい者スポーツ指導員	25	3.6	1.96	16	1.1	0.72	**	
日本パラスポーツ協会／障がい者スポーツコーチ	13	1.2	1.01	8	0.8	0.46		
日本パラスポーツ協会／障がい者スポーツトレーナー	6	0.5	1.22	3	0.3	0.58		
日本レクリエーション協会／福祉レクリエーションワーカー	5	0.0	0.00	3	0.3	0.58		
日本スポーツ協会／スポーツ指導者	11	1.7	1.79	14	1.4	0.74		

* : p < 0.05, ** : p < 0.01.

注) SSF「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」から引用のため名称は当時のまま。

6. ハブ施設とサテライト施設の貸出用具の保有

ハブ施設・サテライト施設別に貸出用用具の保有状況について Fisher の直接確率検定を行ったが、有意差はみられなかった（図表 3-6-1）。

図表 3-6-1 ハブ施設・サテライト施設別の貸出用用具の保有状況

	施設分類				p値
	ハブ施設(n=28)		サテライト施設(n=77)		
	施設数	%	施設数	%	
貸出用用具の保有状況					
保有している	26	92.9	57	74.0	
保有していない	2	7.1	20	26.0	

n=105

Fisherの直接法 * : p < 0.05, ** : p < 0.01.

7. ハブ施設とサテライト施設の避難所の設置状況

ハブ施設・サテライト施設別に指定避難所設置状況について χ^2 検定を行ったが、有意差はみられなかった（図表 3-7-1）。

図表 3-7-1 ハブ施設、サテライト施設別にみる避難所の設置状況

	施設分類				p値	
	ハブ施設(n=27)		サテライト施設(n=79)			
	施設数	%	施設数	%		
指定避難所						
指定避難所である	11	40.7	42	53.2		
指定避難所ではない	16	59.3	37	46.8		

n=106

χ : χ^2 検定 * : p < 0.05, ** : p < 0.01.

IV. 調査結果(事例調査)

全国の障害者専用・優先スポーツ施設のうち、特徴的な事例についてヒアリング調査を実施した。選定にあたっては、以下 2 点のうち、いずれかを満たす施設とした。

①2018 年度以降に新設、もしくは要件を満たした施設

※2021 年度はコロナ禍で事例調査が実施できなかつたため、事例調査を最後に実施した 2018 年度以降の施設を対象とした。

②日本パラスポーツ協会がパラスポーツセンター協議会の運営規程を改正した 2023 年 12 月以降に協議会に加盟した施設

ヒアリング調査を実施した施設概要は、図表 4-1 の通りである。

図表 4-1 障害者専用・優先スポーツ施設の事例調査施設一覧

NO.	施設名	場所	主な特徴	選定理由
1	川崎市中部リハビリテーションセンター 付属運動施設	神奈川県 川崎市	<ul style="list-style-type: none"> 地域リハビリテーションの理念に基づき、個別支援、施設支援、地域支援を行う スポーツ、リハビリテーション両面から障害者のスポーツ導入機会を提供 	2024年度に要件を満たした施設
2	ラポール上大岡	神奈川県 横浜市	<ul style="list-style-type: none"> 地域の障害者スポーツ・文化活動の新拠点としてサービスを提供 横浜ラポールとの一体的運営により拠点機能が充実 	2020年度に新設された施設
3	総合病院聖隸三方原病院 地域障がい者総合リハビリテーションセンター アリーナ	静岡県 浜松市	<ul style="list-style-type: none"> 病院が設置・運営する障害者専用スポーツ施設を入院・通院患者以外の障害者にも開放 災害時支援を念頭に、災害時には軽症者や障害者対応部門の拠点として機能 	2019年度に新設された施設
4	岐阜県福祉友愛プール 岐阜県福祉友愛アリーナ	岐阜県 岐阜市	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設を集約した「ぎふ清流福祉エリア」のスポーツ施設としてプール・アリーナが隣接 2階建てのアリーナの1階は隣接する特別支援学校の体育館として利用 	2019年度に新設された施設
5	大阪府立稻スポーツセンター	大阪府 箕面市	<ul style="list-style-type: none"> 障害者スポーツ振興の空白地域だった大阪府北部にできた新たな障害者スポーツ拠点 平日は貸館業務、休日は障害者スポーツプログラムを提供するハイブリッドの施設運営 	2024年度に日本パラスポーツ協会パラスポーツセンター協議会に加盟した施設
6	兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター ふれあいスポーツ交流館	兵庫県 たつの市	<ul style="list-style-type: none"> 医療・福祉・介護を含めた地域リハビリテーションサービスの一環で障害者スポーツを提供 隣接する特別支援学校と体育施設を兼用しており、幼少期からの施設利用に寄与 	2024年度に日本パラスポーツ協会パラスポーツセンター協議会に加盟した施設
7	おおむたアリーナ	福岡県 大牟田市	<ul style="list-style-type: none"> 閉館した「サン・アビリティーズおおむた」の障害者スポーツ施設機能を総合体育館に移転 分散していた公共施設の機能を移転統合し、指定避難所としての機能も追加 	2024年度に新設された施設

1. 川崎市中部リハビリテーションセンター付属運動施設

- 地域リハビリテーションの理念に基づき、個別支援、施設支援、地域支援を行う
- スポーツ、リハビリテーション両面から障害者のスポーツ導入機会を提供

(1) プロフィール

【名称】川崎市中部リハビリテーションセンター付属運動施設

【所在地】神奈川県川崎市中原区井田 3-16-1

【開設年月】1981 年 4 月

【改修年月】2022 年 5 月

【設置者】川崎市

【施設管理運営】(直営)川崎市健康福祉局

(2) 施設概要

- 1) 体育館(井田体育館)〈アリーナ、フィットネスルーム、トレーニングルーム〉

利用時間は午前(9~12 時)、午後(13~16 時)、夜間(18~21 時)。夜間利用時は事前に相談が必要。

- アリーナ

バスケットボールコート 1 面分。バドミントン、バレーボール、ソフトテニス、ソフトバレーなどに対応可能。

- フィットネスルーム

フィットネスマラー、トレーニングマットを常備。ヨガ、床運動、ダンスなどに対応可能。

- トレーニングルーム

各種トレーニングマシン(トレッドミル、エアロバイク、レッグプレス、車いすトレーニングマシン)を常設。隣接する相談室で、測定結果の詳細や筋量や体脂肪などの計測が可能。利用者に合った目標を立てたり、効果測定が行える。

- プール(井田プール)〈25m プール、幼児用プール〉

25m プールは一部屋根付、利用は夏季(7 月下旬~8 月下旬で概ね 30 日間以上)のみ。

- グラウンド(井田グラウンド)

約 2,100 m²。利用時間は体育館に準ずる。

- ミーティングルーム(8 人程度収容可能)

体育館内にあるため、利用時間は体育館に準ずる。



川崎市中部リハビリテーションセンター
付属運動施設 井田体育館



川崎市中部リハビリテーションセンター
付属運動施設 井田プール

(3) 施設の特徴

- 1) 川崎市の地域リハビリテーション

川崎市では、すべての地域住民を対象とした「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とする地域包括ケアシステムの構築を進めている。その取組のひとつとして、南部・中部・北部の市内 3 カ所の地域リハビリテーションセンターを中心に、年齢や疾病、障害の種別等で限定しない全世代・全対象型の支援を実施する。

身体機能の回復にとどまらず、食事、入浴、掃除、外出、就労や社会参加等の生活全体をささえる「地域リハビリテーション」に取り組んでいる。

川崎市では、誰もが可能な限り、住み慣れた場所やみずからの望む場所で安心して暮らし続けることのできる地域をつくるため、相談支援体制を3次体制に再編した(図表4-1-1)。1次相談ではニーズのあるすべての人を対象とする。2次相談では、さらに専門的な支援が必要な人を対象とし、1次相談機関をバックアップする。3次相談では、2次相談だけでは対応が難しい医療、リハビリテーション、心理、支援環境、福祉用具、住環境等に関する高度な調整が必要な人を対象として、医師を含む多職種チームの専門的な評価・判定・調整により、2次相談機関をバックアップする。地域リハビリテーションセンターは、官民協働のセンターで行政部門と民間の社会福祉法人等が連携して業務を行う。ケアマネジャーや障害者相談支援専門員等が実施する相談支援において必要となる専門的な評価・判定、サービスを利用する際に必要となる専門的な調整・助言を提供する。区役所や諸機関の活動が適切に行われるよう3次相談機関として支援する。こうした取組を通して、本人や家族の意向や生活状況を的確に把握した上で、ニーズに即した支援を効果的に提供することで、地域における生活の質の向上を目指している。できるだけ身近な場所で専門的な支援を提供するため、市内3カ所に地域リハビリテーションセンターを設置している。

- ・ 北部リハビリテーションセンター(麻生区・多摩区在住者)
- ・ 中部リハビリテーションセンター(宮前区・高津区・中原区在住者)
- ・ 南部リハビリテーションセンター(幸区・川崎区在住者)

図表4-1-1 川崎市が目指す重層的な相談支援体制



出典：第5次かわさきノーマライゼーションプラン改訂版より抜粋

2) 施設改修の経緯

川崎市として障害者スポーツセンターとしての新設を目指していたが、新設場所などの調整がつかず、施設の改修で対応することになった。既存の運動施設で実現できることを関係者間で検討を重ねた結果、既存の体育館2階の物置部分を改装してトレーニング室、相談室、フィットネス室を設置した。物置を1階アリーナ横に移転したため、エレベーターを使わずに用具の出し入れが可能となり、貸出が容易になった。

(4) 運営状況

健康福祉局の行政職員3人が体育館内の事務所に交代で勤務している。施設の利用貸出、用具の貸出に加えて、スポーツ活動支援として、活動を行う際の未経験スポーツの紹介・指導、および引率・介護人不足時の補助を行う。今後、リハビリテーション専門職である作業療法士の意見をもとにスポーツプログラムを提供していく予定である。

(5) 実施事業

2022年5月の施設改修を機に運動支援プログラムを開始した。地域リハビリテーションの理念に基づき、運動機会の提供のみならず、日常生活で運動を開始し、継続できる環境を整えることを目的としている。プログラムは従来の機会提供を目的とした貸館業務やスポーツイベントに加えて、個別支援、施設支援、地域支援の視点での新たな取り組みを行っている。

- ① 運動に対する不安等により運動につながりにくい方への個別支援
- ② 体育館利用事業所を対象としてさらに有意義な運動の取り組みを支援する施設支援
- ③ 支援者育成を推進する地域支援

(6) 川崎市の障害者スポーツ振興体制

川崎市の障害者スポーツ振興の主管課は、市民文化局市民スポーツ室である。一方、市の障害者スポーツ振興の中心的役割を担う川崎市障害者スポーツ協会（公益財団法人川崎市身体障害者協会内）の主管課は健康福祉局障害保健福祉部、同じく拠点施設としての役割を担う中部リハビリテーションセンターの主管課は健康福祉局総合リハビリテーション推進センターである。所管部署が異なることによる連携不足が懸念されるが、実際には、事業実施のたびにコミュニケーションを取っており、川崎市障害者スポーツ協会が購入した用具を利用頻度が高い中部リハビリテーションセンター体育館に保管するなど連携体制を構築している。さらに、障害当事者のスポーツへのアプローチにおいて、スポーツをきっかけにした受入は障害者スポーツ協会、リハビリテーションをきっかけにした受入はリハビリテーションセンターと役割を分担し、最終的には中部リハビリテーションセンター運動施設でのスポーツ実施を促す仕組みが構築されており、地域リハビリテーションの観点から、重層的なアプローチが実現できている非常に先進的な取組である。

中部リハビリテーションセンター内には、総合リハビリテーション推進センター中部地域支援室が設置されており、理学療法士、作業療法士、ソーシャルワーカーなど、多職種間の意見交換を経てまとめた提案を施設内の運動施設に反映できる仕組みを整えている。



川崎市中部リハビリテーションセンター
付属運動施設

2. ラポール上大岡

- 地域の障害者スポーツ・文化活動の新拠点としてサービスを提供
- 横浜ラポールとの一体的運営により拠点機能が充実

(1) プロフィール

【名称】障害者スポーツ文化センター ラポール上大岡
【所在地】神奈川県横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー6~8階
【開設年月】2020年1月
【設置者】横浜市
【施設管理運営】(指定管理者制度)社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

(2) 施設概要

ラポール上大岡は「障害者の社会参加及び福祉の増進並びに障害者、その介護人その他の市民相互の交流を図る(横浜市障害者スポーツ文化センター条例第1条)」を実現するため、「リハビリテーションサービスの向上」「豊かな人生への支援」「共生社会実現への取組」を基軸しながら、横浜市内にあるパラスポーツセンター・横浜ラポール(横浜市港北区)と適切な役割分担を行い、横浜市の障害者スポーツ文化活動支援のため、障害者の多様化するニーズに即した事業を実施する。事業実施にあたり、横浜市リハビリテーション事業団の強みと蓄積してきたノウハウを最大限に活かしたプログラムを展開し、地域資源との連携強化を積極的に進めるとともに、障害者のスポーツ・文化活動に関する情報発信につとめる。

【スポーツ施設】

1) 体育館

331 m²(バレー・ポールコート1面分)。子ども用ボルダリング体験ボードあり。

2) フィットネススタジオ

116 m²。主に、体操、エアロビクス、ダンス等で利用。一部、鏡張り。

3) トレーニング室

187 m²。各種トレーニングマシンを設置。手漕ぎバイクあり。

4) 健康相談コーナー

スタッフによる健康づくりや栄養相談。

【文化施設】

1) 創作エリア

オープン陶芸、絵画などの創作活動の拠点。用具も貸し出す。

2) 多目的室

356 m²の多目的スペース。展示コーナー、展示エリアとしても利用可能。

3) 地域連携室

音響、映像機器を完備している。会議やセミナー等にも使用可能。ヒアリングループ(補聴器の受信音が拡幅される装置)が設置されている。



ラポール上大岡 体育館

(4) 施設の特徴

1) 設立経緯

東京 2020 パラリンピック開催が契機となり、市内の障害者スポーツ関連事業が増加するなか、横浜市では障害者スポーツの専門性をより効果的に発揮するためには、①健康増進拠点、②人材育成拠点、③地域振興拠点、の 3 機能を有する戦略的基地の役割が求められたとした。横浜ラポールはすでに 3 機能を有していたが、③地域振興拠点として市全体を網羅するには地理的制約があり、市南西部における地域振興拠点の設置が必要とされていた。教育、文化、スポーツ、障害者スポーツ関係者間で検討を重ねた結果、市健康福祉局が所管する建物が南西部（港南区）にあり、該当施設の 6～8 階までをラポール上大岡として整備することになり、現在は、ラポール上大岡と横浜ラポールの 2 施設が地域振興拠点となった。

2) 横浜ラポールとの一体運営

ラポール上大岡と横浜ラポールは、それぞれの立地や施設環境などを生かし、機能を補完しながら、①中核拠点機能の充実、②地域での事業展開の促進、③事業運営の効率化等の促進、を基本方針とし、両施設が一体的に運営することで横浜市全体の障害者スポーツ・文化活動の拠点としてサービス提供、および充実を図っている。



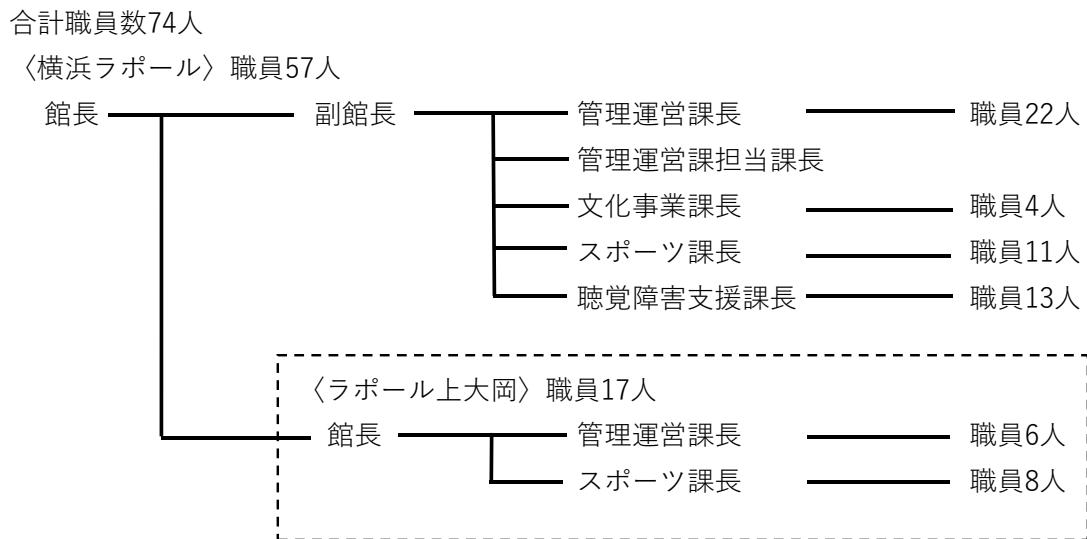
ラポール上大岡 フィットネススタジオ

(5) 運営状況

1) 組織

横浜ラポールとラポール上大岡の職員数の合計は 74 人、内訳は横浜ラポール 57 人、ラポール上大岡 17 人である（図表 4-2-1）。施設の管理体制は、横浜ラポール副館長、ラポール上大岡館長がそれぞれの施設管理を行い、横浜ラポール館長が両施設を統括する。

図表 4-2-1 横浜ラポール・ラポール上大岡の組織図と職員数



出典：令和 6 年 4 月 「横浜ラポール」「ラポール上大岡」の概要より抜粋

2) 利用者数

開設した2020年以降の利用者数は以下の通りである(図表4-2-2)。コロナ禍で、2020年3～5月は閉館、2020年6月からは障害者と介護人のみを利用対象とした時短営業で再開した。以降、同様の形態で運営している。施設の安全管理上、定員枠を設け事前予約制とした。

図表4-2-2 ラポール上大岡・横浜ラポールの利用者数

年度	ラポール上大岡				【参考】横浜ラポール			
	開館日数	利用者数	障害者・ 介護者 人数比率	一日平均 利用数	開館日数	利用者数	障害者・ 介護者 人数比率	一日平均 利用数
2019年	44日	302人	45.4%	6.9人	316日	391,295人	65.2%	1,238人
2020年	247日	10,850人	83.9%	43.9人	252日	105,589人	78.5%	419人
2021年	305日	18,582人	92.1%	60.9人	345日	182,967人	74.5%	530人
2022年	306日	23,655人	90.3%	77.4人	345日	247,550人	74.4%	718人
2023年	307日	27,651人	89.7%	90.0人	346日	298,616人	76.1%	863人

注1) 2019年度のラポール上大岡の利用は2020年1～2月のみ。3月はコロナ禍で閉館。

注2) 2020年度のラポール上大岡の利用は、2020年4～5月はコロナ禍で閉館。6月から時短営業。

出典: 令和6年4月 「横浜ラポール」「ラポール上大岡」の概要より抜粋

(6) 実施事業

ラポール上大岡が重点的に取り組んでいるのは以下の事業である。

- ① 区自立支援協議会や就労支援連絡会等と連携し、障害福祉事業所間のスポーツ交流会を企画・運営
- ② 地域ケアプラザ主催の教室において、近隣の障害福祉事業所利用者への参加支援
- ③ 各区スポーツ推進委員や市スポーツ協会の加盟競技団体指導員を対象としたパラスポーツ指導者研修会の開催
- ④ 横浜市パラスポーツ指導者協議会(BASEL)の指導者を対象としたスキルアップ研修・交流会を定例開催
- ⑤ ラポール上大岡で開催するプログラムを活用したパラスポーツ指導者や学生ボランティアの実践的な研修の場づくり
- ⑥ 情報サイト“for smile”でラポール事業や関連情報を掲載。横浜市スポーツ協会の情報サイト“ハマスポ”で横浜市のパラスポーツ情報コラム「ハマパラ便り」を発信
- ⑦ これからスポーツを始めようと思う人を対象に障害者スポーツ啓発ビデオ「リハビリテーション・スポーツ肢体不自由」を制作



ラポール上大岡 トレーニング室

2023年度のスポーツ関連実施事業を、〈スポーツプログラム〉〈スポーツ・文化合同プログラム〉〈地域支援〉〈共創パートナー事業（スポーツ関連のみ抜粋）で分類してまとめた（図表-2-3、図表4-2-4）。

**図表 4-2-3 ラポール上大岡 2023年度実施事業
(スポーツプログラム、スポーツ・文化合同プログラム)**

〈スポーツプログラム〉

プログラム	内容	回数	参加者数
【健康増進プログラム】 健康づくり相談	障害状況・健康状態・運動習慣を聞き取り、適切なプログラムを案内する	57回	57人
【健康増進プログラム】 体力測定・運動指導・専門相談	運動指導を行うための有酸素運動や柔軟性などを測定し、結果に基づいた運動・生活・栄養指導を実施	464回	675人
【習慣化プログラム】 トレーニング広場	健康増進のために運動不足解消や健康・体力づくり、他の地域施設を利用する前の練習を行う場の提供	1,063回	12,647人
【習慣化プログラム】 みんなとエクササイズ!!!	マシントレーニング以外の運動習慣の定着に向けて、エアロビック、ヨガやフラダンスなどの機会を提供	206回	2,130人
【習慣化プログラム】 みんなとスポーツ!!!	障害のある方を対象にポッチャ等、集団種目を実施し、健康増進のための運動習慣づくりや交流を図る	47回	560人
【習慣化プログラム】 フレッシュエアロビック!	中高生を対象に生活習慣病や健康な生活を送るために運動習慣の定着を図る	46回	435人
【習慣化プログラム】 エンジョイ!!! ジュンピング	発達障害のある小～高校生を対象に、体を動かすことを楽しむ機会を提供し、習慣化を図る余暇支援プログラム（土曜日実施）	103回	832人
【習慣化プログラム】 ぐんぐんフィットネスタイム	小学生の放課後スポーツプログラムとして、様々な道具や器具を使った体操や音楽に合わせて体を動かすことの習慣化を図るプログラム	30回	168人
【習慣化プログラム】 ファミリースポーツDAY!!!	障害のある方が家族や介助者と共に、競技団体や支援団体、近隣遊戯施設の協力のもと、習慣化を図る余暇支援プログラム	9回	136人
【体験プログラム】 なつやすみ!わくわくスポーツ	小学生とその家族を対象とした、ともにスポーツを楽しむことを支援するプログラム	3回	8人
【体験プログラム】 車いすテクニカルセミナー	パラスポーツ普及を目的とした、障害者が楽しめるパラスポーツの体験会	4回	20人
【その他】 高次脳機能障害者支援	若年高次脳障害者を対象としたスポーツ活動の導入と仲間づくり支援（高次脳センターと共同開催）	11回	72人

〈スポーツ・文化合同プログラム〉

プログラム	内容	回数	参加者数
好きなことを見つけタイム！	小学生を対象にスポーツと文化の事業プログラムの体験を通して、施設利用や習い事への参加を支援	28回	109人

出典：令和6年4月「横浜ラポール」「ラポール上大岡」の概要より抜粋

図表 4-2-4 ラポール上大岡 2023 年度実施事業
(地域支援、共創パートナー事業(スポーツ関連のみ抜粋))

〈地域支援〉

プログラム	内容	回数	参加者数
リハビリ教室	中途障害者地域活動センターが実施する横浜市のリハビリテーション教室	73回	674人
リハビリテーション・スポーツ教室	地域の障害者対象のスポーツ教室	26回	251人
フォローアップ	地域で自主的なスポーツ活動を行うサークル等への支援	25回	283人
研修	関係機関からの依頼で実施する利用者、支援者等に向けた研修講師(難病支援、生活教室等)	6回	82人
事業所支援	地域拠点をベースに障害者が身近な環境でスポーツに触れ、楽しむための支援	57回	785人
その他	地域の関係機関等、様々な依頼に対する支援	10回	—

〈共創パートナー事業(スポーツ関連のみ抜粋)〉

プログラム	内容	回数	参加者数
横浜市スポーツ協会 (横浜市卓球協会等)	横浜こどもスポーツ基金による障害児を対象とした卓球プロジェクト、元気力向上セミナー、さわやかスポーツ	81回	1,167人
横浜市リハビリテーション事業団 (戸塚及びよこはま港南地域療育センター)	ピースクラスの園外指導や運動能力評価。 スポーツ初級指導者講習会。	19回	323人
中途障害者地域活動センター (ワークアップ港南)	リハビリテーション教室	7回	71人
横浜市視覚障害者福祉協会	サウンド・テーブル・テニスの体験会及び講習会	4回	60人
横浜市パラスポーツ指導者協議会	障害者スポーツ支援に関する支援方法の検討研修会	1回	13人
障害者支援団体等	障害者のスポーツ・文化・レクリエーションなどを通して社会参加と余暇支援を行っている団体による教室(エアロビ・ヨガ・ポッチャ)	124回	1,806回

出典: 令和 6 年 4 月 「横浜ラポール」「ラポール上大岡」の概要より抜粋

3. 総合病院聖隸三方原病院 地域障がい者総合リハビリテーションセンター アリーナ

- 病院が設置・運営する障害者専用スポーツ施設を入院・通院患者以外の障害者にも開放
- 災害時支援を念頭に、災害時には軽症者や障害者対応部門の拠点として機能

(1) プロフィール

【名称】総合病院聖隸三方原病院 地域障がい者総合リハビリテーションセンター アリーナ

【所在地】静岡県浜松市中央区三方原町 3453

【開設年月】2019年11月

【設置者】社会福祉法人 聖隸福祉事業団 総合病院 聖隸三方原病院

【施設管理運営】(直営)社会福祉法人 聖隸福祉事業団 総合病院 聖隸三方原病院

(2) 施設概要(地域障がい者総合リハビリテーションセンター)

1) コンセプト

医学が進んだ現在においても、未だ誰もが障害者やその家族・支援者となる可能性がある。しかし、たとえ障害を認めても、地域で生活の場が設定でき役割を持てれば、その後の生活の質を再び向上させることができる。そのためには、医療機関・家族・地域社会がともに良き理解者・支援者となることが求められるが、そのような場が少ない現状もある。地域障がい者リハビリテーションセンターは医療の提供を中心に、教育・啓発・支援普及など、さまざまな点で貢献できるよう施設・人材の充実を進め、地域支援の中核を担っていきたいとの考えのもと開設した。

2) 機能概要

●リハビリテーション外来機能

- ・ 一般外来(外来リハビリテーション対象者向け)
- ・ 専門外来(高次脳機能障害など)

●障害者を対象とした支援事業

- ・ 高次脳機能障害者への総合支援
- ・ 障害者スポーツへの支援
- ・ 障害者の就学・就労定着支援
- ・ 災害時の障害者教護支援など

●障害者支援に向けたサポート事業

- ・ 障害者のピアサポート支援
- ・ 家族や支援者へのサポート
- ・ 関連機関・支援者との連携の場
- ・ 障害理解に向けた啓発活動など



地域障がい者総合リハビリテーションセンター

(3) 施設の特徴

リハビリテーションセンターには、リハビリテーション棟とアリーナがある。リハビリテーション棟は外来リハビリテーションを基本として、外来診療室、処置室、観察室、リハビリテーション室、言語療法室、集団コミュニケーション療法室などが設置されている。アリーナは、障害者スポーツに加えて、災害時の軽症、および障害者対応部門として機能する。障害者の障害支援の場としての役割を果たすリハビリテーションに併設する障害者スポーツ専用の施設である。

【スポーツ施設】

●アリーナ：約 903 m² (バレーボールコート 2 面分)。車いすバスケットボール、車いすサッカー、シッティングバレー、ポッチャ、ソフトボール、卓球などで利用される。ステージを使った講演会も実施可能である。

1) 設立経緯とコロナ禍

障害者スポーツや災害時支援を念頭に入れてアリーナを設備した。障害者対応に加えて、さえる家族を含めた支援者へのサポートも図る。日中は、リハビリテーションセンターの外来感謝のみが利用できる。医療の提供に加えて、教育・啓発などの支援普及など、さまざまな活動を担う。

2019 年 11 月に開設されたが、コロナ禍により 2020 年 4 月 9 日～5 月 30 日まで一時閉館、2020 年 11 月 21 日～2023 年 3 月 13 日まで一般貸出を中止した。設立当初から想定通りの運用とはいかず、近隣住民のための新型コロナワクチン接種会場となった。想定外の運用ではあったが、結果として、予防接種のため延べ約 1 万人が来訪し、地域の人々にリハビリテーションセンターの存在を知つもらう機会になった。

(4) アリーナ運営状況

1) 利用時間

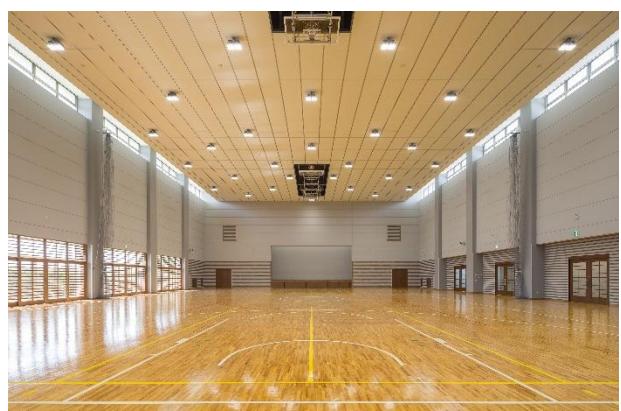
利用時間は午前(9～12 時)、午後(13～17 時)、夜間(18～21 時)の 3 区分である(平日は夜間のみ)。

2) 予約

優先予約と一般予約の 2 種類がある。優先予約は、参加費や入場料を徴収するイベント、行政主催事業など公益性が高くスポーツ振興に寄与することが期待される場合が対象となる。それ以外の練習や試合、日常的な活動は一般予約となる。ホームページから申込を行い、重複した場合は抽選で利用団体・利用者を決定する。

3) 利用方法

初回利用時は、聖隸三方原病院総務課が受付し、利用団体や利用者個人にアリーナの使用説明を兼ねたオリエンテーションを実施する。当日利用時は、聖隸三方原病院総合受付でアリーナのカードキーの受け渡しを行う。



地域障がい者総合リハビリテーションセンター
アリーナ

4) 利用料金

利用料金は予約形態、利用時間、利用面により異なる(図表 4-3-1)。空調設備利用料は、予約形態問わず、1 時間 1,700 円である。

5) 利用状況

車いすバスケットボール、車いすサッカー、ボッチャ、シッティングバレー、ソフトボール、卓球等の団体が利用し、2023 年度は延べ 225 団体、2,103 人が利用した。

図表 4-3-1 聖隸三方原病院地域障がい者総合リハビリテーションセンター アリーナ利用料金

予約形態	利用時間	全面利用	半面利用
優先予約	午前(9:00-12:00)	3,900円	2,400円
	午後(13:00-17:00)	5,200円	3,200円
	夜間(18:00-21:00)	3,900円	2,400円
一般予約	午前(9:00-12:00)	2,400円	1,650円
	午後(13:00-17:00)	3,200円	2,200円
	夜間(18:00-21:00)	2,400円	1,650円

出典：地域障がい者総合リハビリテーションセンター アリーナ ご利用案内(2024.4)より作成

(5) 社会福祉法人聖隸福祉事業団

1) 概要

1930 年、結核患者のお世話から始まった事業が、その後に診療所から病院へと充実した医療機関となった。結核の予防対策として始まった結核検診の仕事が、のちに成人病予防、人間ドック、労働安全衛生、健康増進などの事業を包括した保健事業部へと発展した。さらに、結核療養を終了した人の社会復帰を発端に、福祉領域での事業が発展した。現在は、介護保険対応の入所施設、在宅サービス事業、有料老人ホーム事業など「保健・医療・福祉・介護」サービスを柱とした総合的なヒューマンサービス(保健、医療、福祉、介護などの分野がそれぞれの機能と役割を果たしながら、人々がより良い生活を送るために幅広いサービス)を提供する複合体である。2016 年の改正社会福祉法における社会福祉法人の公益性・非営利性をふまえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規程が以下の通り、創設された。

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うにあたって提供される「福祉サービスであること」
- ②「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること
- ③無料または低額な料金で提供されること

2) 聖隸三方原福祉タウン

現在、聖隸三方原福祉タウンとして、静岡県最大規模の病床数を持つ総合病院 聖隸三方原病院に加えて、聖隸学園が運営するこども園や小中高等学校、聖隸クリストファー大学・大学院、聖隸予防検診センター、介護付有料老人ホーム浜名湖エデンの園、介護老人保健施設三方原ベルテホーム、医療型障害児入所施設・療養介護聖隸おおぞら療育センターなど、医療から福祉に渡り幅広くカバーしている。タウンの一角にある地域障がい者総合リハビリテーションセンター アリーナは、タウンを訪れる人やその家族を中心にスポーツ機会を提供している。

4. 岐阜県福祉友愛プール・岐阜県福祉友愛アリーナ

- 福祉施設を集約した「ぎふ清流福祉エリア」のスポーツ施設としてプール・アリーナが隣接
- 2階建てのアリーナの1階は隣接する特別支援学校の体育館として利用

(1) ぎふ清流福祉エリア

岐阜県は、障害者の暮らしをさまざまな面からささえる「ぎふ清流福祉エリア」として、多くの福祉施設をこのエリアに集約させた。2010年に清流園(障害者の就労支援事業所)、2015年には障害者総合相談センター、こども医療福祉センター、2016年に福祉友愛プール、2019年に福祉友愛アリーナ、特別支援学校、2020年に木育施設をオープンした。

(2) プロフィール

1) 岐阜県福祉友愛プール

【名称】岐阜県福祉友愛プール

【所在地】岐阜県岐阜市鷺山向井 2563-18

【開設年月】2016年12月

【設置者】岐阜県

【施設管理運営】(指定管理者制度)岐阜県障害者スポーツ協会

2) 岐阜県福祉友愛アリーナ

【名称】岐阜県福祉友愛アリーナ

【所在地】岐阜県岐阜市則武 1816-1

【開設年月】2019年6月

【設置者】岐阜県

【施設管理運営】(指定管理者制度)岐阜県障害者スポーツ協会

(3) 施設方針

1) 岐阜県福祉友愛プール

障害者の社会参加の促進、障害者スポーツの推進等を目的とする屋内プール

2) 岐阜県福祉友愛アリーナ

障害者の社会参加の促進、障害者スポーツの推進等を目的とする体育館

(4) 施設概要

1) 岐阜県福祉友愛プール

●メインプール

25m×6コースの日本水泳連盟公認プール(水深1.35m)、水深0.95mの歩行者専用コースあり。スロープを利用して車いすのままで利用可能。

●サブプール

水深0.7mで、子どもが安心して利用できる。

●ジャグジーバス

●トレーニング室

各種トレーニングマシンを配置し、車いすのまま利用できる機器もある。

● サロン

2 階に設置されているため、1 階のプールの観覧が可能。休憩スペースも兼ねる。キッズスペース、畳スペースもあるため、さまざまな目的で利用可能。

2) 岐阜県福祉友愛アリーナ

● アリーナ(2 階)

約 1,131 m²。車いすバスケットボール、ボッチャ、シッティングバレー、ボールをはじめ、パラリンピックや全国障害者スポーツ大会で実施される競技種目等に対応している。国内公式競技会場としても利用できる。1 階部分は、岐阜県希望が丘特別支援学校の体育館として利用している。

● サウンドテーブルテニス(STT) 室

STT は金属が入ったボールを打ち合う視覚障害者向けの卓球である。転がると音がするボールを使用し、その音を頼りにプレーするため、外部の音が入りにくい設計になっている。



岐阜県福祉友愛アリーナ
サウンドテーブルテニス室

(5) 施設の特徴

1) 岐阜県福祉友愛プール

● 特徴

メインプールは日本水泳連盟公認プールで、国内公式競技会場やパラアスリート等の強化練習会場として利用可能。スロープ付きサブプール(水深 70 cm)やジャグジーバス、採暖室を設置。メインプールには、スイミングレーンや歩行専用レーン(水深 95 cm)があり、歩行困難な人や車いす利用者も歩行専用レーンに隣接するスロープから入水可能。2 階にはトレーニング室があり、車いすのまま利用できる機器が設置してある。

● 対象者

障害者、介助者、障害者団体、60 歳以上の人(障害の有無を問わない)。

● 利用者数

日常的な個人利用、クラブ等の団体利用、各種実施事業への参加者を含め、2023 年度の総利用者数は 46,120 人(目標: 39,000 人)で開設以来、最多利用者数を記録した。

● 利用料金

障害者、介助者、障害者団体は無料、60 歳以上の人(障害の有無を問わない)は 410 円、個人利用は登録が必要(アリーナは登録不要)。

● 教室開催

施設職員が指導者のマッチングを行い、実際の指導は外部指導者が行う。2023 年度は、水泳教室を 39 回、トレーニング教室を 12 回実施した。



岐阜県福祉友愛プール

●普及促進事業

〈圏域の日〉

岐阜県福祉友愛プールと遠隔地に住む人の利用促進を図るため、県内 5 圏域（岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨）の日を設定し、各圏域からバスを運行した。2023 年度実績は、岐阜圏域 2 回 23 人、西濃圏域 2 回 19 人、中濃圏域 2 回 12 人、東濃圏域 2 回 20 人、飛騨圏域 1 回 21 人だった。

〈誘客助成事業〉

遠隔地の福祉団体からの依頼を受け、プールまでの移動に伴うバス借り上げ費用を補助し利用促進を図る。2023 年度の実績は 4 件 54 人だった。

●障害者に配慮した設備

【肢体不自由者への配慮】

屋根付き車椅子使用者駐車場完備、全面バリアフリーで手すりや多目的トイレを設置

【視覚障害者への配慮】

玄関、エレベーター、各更衣室前等に音声案内装置を設置、館内各所に触知案内図を設置

【聴覚障害者への配慮】

館内各所に非常時を知らせる赤色回転等、文字表示ができる電光掲示板やテレビモニターを設置。受付、会議室、トレーニング室にヒアリングループを設置

【その他】

異性介助に利用できる家族更衣室を設置

2) 岐阜県福祉友愛アリーナ

●特徴

国内公式競技会場として利用可能である。パラリンピックや全国障害者スポーツ大会等の屋内競技種目（車いすバスケットボール、シッティングバレー、ゴールボール、ボッチャ、バドミントン、卓球、サウンドテーブルテニス、フライングディスク、電動車椅子サッカー、ダンス等）をはじめとした多様なパラスポーツやレクリエーションに対応している。

●対象者

誰でも利用可能（障害者が優先だが、障害のない人も利用可）。

●利用者数

各競技団体、クラブ、障害福祉サービス事業所などを中心に、各種実施事業への参加を含め、2023 年度の総利用者数は 15,865 人（目標：14,500 人）だった。

●利用料金

障害者、介助者、障害者団体は無料、その他の人（一般の人含む）は、アリーナでは 1 時間あたり全面 1,020 円（半面 510 円）、サウンドテーブルテニス室では 1 時間あたり 360 円である。



岐阜県福祉友愛アリーナ

●教室・競技別練習会の開催

障害種別や目的、習熟度に応じて教室・練習会を全 14 競技 58 回実施して、280 人の障害者が参加した。

●相談支援事業

はじめてスポーツに取り組む障害者、および支援者を対象に、障害種別や程度に応じた運動プログラムを計画し、周知した。9 団体からの相談に対し計 16 回実施し、104 人の障害者から相談を受けた。

●普及促進事業

〈圏域別スポーツ教室事業〉

岐阜県福祉友愛アリーナと遠隔地に住む人の利用促進を図るため、県内 5 圏域（岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨）の日を設定し、各圏域からバスを運行した。2023 年度の実績は、岐阜圏域 2 回 10 人、西濃圏域 2 回 26 人、中濃圏域 2 回 19 人、東濃圏域 2 回 26 人、飛騨圏域 2 回 22 人だった。

〈誘客助成事業〉

遠隔地の福祉団体からの依頼を受け、アリーナへの移動に伴うバス借り上げ費用を補助し利用促進を図った。2023 年度の実績は、6 件 70 人だった。

●障害者に配慮した設備

【肢体不自由者への配慮】

屋根付き車椅子使用者駐車場完備、全面バリアフリーで手すりや多目的トイレを設置

【視覚障害者への配慮】

玄関、エレベーター、各更衣室前等に音声案内装置を設置、館内各所に触知案内図を設置

【聴覚障害者への配慮】

館内各所に非常時を知らせる赤色回転等、文字表示ができる電光掲示板やテレビモニター、受付にヒアリングループを設置

【その他】

異性介助に利用できる家族更衣室を設置

(6) 運営状況

岐阜県福祉友愛アリーナに館長と職員 5 人（うち契約職員 4 人）、岐阜県福祉友愛プールに館長と職員 6 人（うち契約職員 4 人）を配置している。これに加えて、看護師（4 人のうちローテーションで 1 人）がプールに常駐している。



岐阜県福祉友愛プール
トレーニング室

(7) 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会

2002年4月1日、(一財)岐阜県身体障害者福祉協会から独立し、岐阜県障害者スポーツ協会を設立した。2012年に開催された第12回全国障害者スポーツ大会「ぎふ清流大会」を契機に、2014年10月15日一般社団法人化した。現在も岐阜県障害者スポーツ協会の会長は、岐阜県身体障害者福祉協会の会長が兼務している。職員数は事務局長を含めて7人(うち1人は県からの現役派遣、3人は契約職員)、主たる事務所は、岐阜県福祉・農業会館5階であり、身体障害者福祉協会の事務所とフロアを共有している。障害者スポーツの主たる担当部局は地域スポーツ課であるが、委託・補助事業を通して、障害福祉課、保健医療課、競技スポーツ課とも協働する機会が多く、複数部局で障害者スポーツ事業を展開する際に陥りがちな事業の分断化を、岐阜県障害者スポーツ協会が仲介役となることで解消している。

5. 大阪府立稻スポーツセンター

- 障害者スポーツ振興の空白地域だった大阪府北部にできた新たな障害者スポーツ拠点
- 平日は貸館業務、休日は障害者スポーツプログラムを提供するハイブリッドの施設運営

(1) プロフィール

【名称】大阪府立稻スポーツセンター
【所在地】大阪府箕面市稻 6-15-26(あいあいプラザ内)
【開設年月】1996年4月
【設置者】大阪府
【施設管理運営】(指定管理者制度)公益財団法人フィットネス21事業団
【行政の所管部署】大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課
※名称は「スポーツセンター」だが、当時から障害者優先のスポーツ施設である。

(2) 施設方針

障害者の社会参加を促進するため障害のある方をはじめ、広く人々の交流を図り、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動の場と機会を提供する。

(3) 施設概要

【スポーツ施設】

1) 体育館

約 640 m² (バスケットボールコート1面分)。

2) トレーニング室

約 50 m²。トレーニング講習会受講後に利用可能。

【文化施設】

1) 多目的室

約 43 m²。卓球台(1台)の設置も可能。

2) 会議室

約 43 m²。卓球台(1台)の設置も可能。



大阪府立稻スポーツセンター
体育館

(4) 施設の特徴

1) 設立経緯

大阪府には日本パラスポーツ協会(JPSA)パラスポーツセンター協議会加盟施設、いわゆる障害者スポーツセンターが複数ある。府南部に「ファインプラザ大阪」、政令市の大坂市に「大坂市長居障がい者スポーツセンター」「大坂市舞洲障がい者スポーツセンター」、同じく政令市の堺市に「堺市健康福祉プラザ」がある。大阪府全体では府北部に障害者スポーツの拠点施設がなく、府の障害者スポーツ振興において長年の課題であった。2024年7月に公表されたスポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ最終報告書において、障害者スポーツセンターの在り方について言及された。報告書の発表を契機に、北部の拠点整備を検討し、大阪府立稻スポーツセンターをJPSAパラスポーツセンター協議会に登録申請し、2024年4月に加盟が認められた。

(5) 運営状況

1) 組織

職員数は5人で、内訳は正職員2人（中級パラスポーツ指導員1人、初級パラスポーツ指導員1人）、嘱託職員3人（上級パラスポーツ指導員の所長、初級パラスポーツ指導員1人等）である。アルバイトは5人おり、主な業務は受付と教室運営支援である。

2) 利用者の実態

利用者数は2023年度で約2.8万人。知的障害が約8割を占める。障害種別まで把握できるのは教室参加者のみで、団体利用の利用者数は把握できない。それらをふまると、年間利用者数は約3万人と想定している。障害者団体は車いすバスケットボール、ブラインドテニス、放課後等デイサービス事業所などが利用している。

3) 利用料金

利用形態は個人利用と専用利用（団体貸切利用）がある。個人利用は、障害者、および介護者は利用料免除、一般利用は1人1回につき大人430円、小人220円である。専用利用は図表4-5-1の通りである。障害者団体は一般団体の半額である。

図表4-5-1 大阪府立稻スポーツセンター利用料金（体育館）

利用施設	利用時間	障害者団体		一般団体	
		過半数大人	過半数小人	過半数大人	過半数小人
体育館	午前(10:00-12:00)	1,550円	1,300円	3,100円	2,600円
	午後(13:00-16:00)	2,400円	2,100円	4,800円	4,200円
	夜間(17:00-20:00)	3,300円	2,450円	6,600円	4,900円
	午前-午後(10:00-16:00)	4,000円	3,450円	8,000円	6,900円
	午後-夜間(13:00-20:00)	5,750円	4,600円	11,500円	9,200円
	終日(10:00-20:00)	7,300円	5,950円	14,600円	11,900円
	超過利用（1時間）	700円	550円	1,400円	1,100円

出典：大阪府立稻スポーツセンター利用料金表より作成

4) ハイブリッドの施設運営

平日は貸館業務、休日は障害者のためのスポーツプログラムを提供している。貸館業務とプログラム提供業務をハイブリッドで行う施設は全国的に珍しい。休日は、施設スタッフが提供する障害者スポーツプログラムで施設を利用するため、団体は休日の施設利用可能枠が少ない。

(6) 実施事業

主な実施事業は以下の通りである（図表4-5-2）。その他、特別支援学校への出前教室事業も実施している。



大阪府立稻スポーツセンター

図表 4-5-2 大阪府立稻スポーツセンター実施事業

《スポーツ事業》

障害者にスポーツの場と機会を提供し、社会参加の促進と自己実現を目指した取り組みへの支援を行う。

プログラム	教室名	内容
エンジョイスポーツ	エンジョイスポーツ	スポーツの楽しさを体験する初心者向けプログラム
	エンジョイダンス	
	ダンスレッスン	
	チャレンジスポーツ	
スポーツ教室	ジュニアスポーツ	基本的技術の獲得を目指す
	ショートテニス	
	パラスポーツ体験 (車いすバスケットボール、ポッチャ)	
	ポッチャ	
	フライングディスク	
	卓球	
スポーツ練習会	バドミントン練習会	獲得した技術をより確固たるものにするための練習会
	ショートテニス練習会	
	フライングディスク練習会	
	フライングディスクディスタンス練習会	
	卓球マシン練習会	
	卓球スキルアップ（中上級者対象）	
	卓球ステップアップ（初中級対象）	
スポーツサークル	卓球サークル	参加者やボランティアと一緒に楽しむ
	エアロビクスダンス	
	バスケットボールサークル	
	ピームライフル射撃サークル	
キッズクラブ	キッズクラブ	障害のある小学生を対象にしたプログラム
	サマーキッズ	
身体機能の維持	いきいき健康体操	音楽に合わせて行う簡単な身体活動 (手をつなぐ育成会用のプログラム)

《文化事業》

生活に潤いを持たせ、社会参加の促進と自立支援をするため、文化教室プログラムを提供する。

プログラム	教室名	内容
メイク	メイクサービス体験	
音楽教室	おんがくあそび教室	障害のある小学生を対象に、楽器を使ったリズム遊びなど、親子で楽しい時間を過ごす
	音楽クラブ	障害のある中学生～高校生を対象に、様々な楽器を使って音楽に触れあう
	音楽レクリエーション教室	18才以上の障害者を対象に、太鼓や木琴など楽器を演奏したり、懐かしい歌を歌う
おやつづくり	手作りおやつ教室	簡単なおやつ作りに挑戦！
クラフト	クラフト教室	ものづくりに挑戦！
太鼓演奏	和太鼓教室	和太鼓に挑戦！
書き方	書き方教室	手本を見ながらバランスよく単語を書く練習。

《交流事業》

障害をはじめ、府民がスポーツや文化活動を通じて交流する場を提供し、障害者理解への啓発活動を行う。

プログラム	内容
笑いヨガ	中学生以上が対象（障害の有無不問）
ジャンベ(たいこ)クラブ	小学生以上が対象（障害の有無不問）

出典：大阪府立稻スポーツセンター事業案内より作成

(7) 関連団体

1) あいあいプラザ

福祉事務所、子ども発達支援センター青空（児童発達支援）、福祉センター 明光ワークス（生活介護、自立訓練、就労継続支援 B 型）、福祉センター あいあい・ほくせつ（共同生活援助）、大阪 INA 職業支援センター（障害者特別委託訓練施設 パン菓子製造科・園芸科）があり、いずれも大阪府障害者福祉事業団が施設の管理運営を行っている。大阪手をつなぐ育成会が支援センター「いーなグーテン」を運営している。

2) 社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団

1996 年の大阪府立稻スポーツセンター設立当初から施設の運営管理を行い、2019 年まで運営管理した。2020 年から指定管理者はフィットネス 21 事業団に変更になったが、現在も大阪府障害者福祉事業団が実施してきた事業を継続実施している。

3) 公益財団法人フィットネス 21 事業団

1986 年設立。職員数 400 人（初級 28 人、中級 24 人、上級 7 人、スポーツコーチ 1 人（2024 年 8 月現在））。府内の多くの公共スポーツ施設の指定管理者となっている。大阪市では、公共スポーツ施設の指定管理者が、同一施設を長期間、管理運営するケースは少ない。一方で、府内の障害者優先スポーツ施設（ファインプラザ大阪、堺市健康福祉プラザ、大阪府稻スポーツセンター）は、障害者スポーツ施設の管理運営・指導できる団体・組織が関西圏に少ないためにフィットネス 21 事業団が長く管理している。フィットネス 21 事業団が指定管理者になっている公共スポーツ施設の多くは、障害者スポーツ教室を提供している。

6. 兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター ふれあいスポーツ交流館

- 医療・福祉・介護を含めた地域リハビリテーションサービスの一環で障害者スポーツを提供
- 隣接する特別支援学校と体育施設を兼用しており、幼少期からの施設利用に寄与

(1) プロフィール

【名称】兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター ふれあいスポーツ交流館
【所在地】兵庫県たつの市新宮町光都 1-7-1
【開設年月】2006年6月
【設置者】兵庫県
【施設管理運営】(指定管理者制度)兵庫県社会福祉事業団
【所有者】兵庫県教育委員会
【所管部署】兵庫県ユニバーサル推進課

(2) 施設方針

兵庫県における障害者のスポーツ中核拠点施設として、健康と体力づくりからアスリート強化までを担う障害者優先スポーツ施設である。

(3) 施設概要

リハビリテーションセンターは、①リハビリテーション医療を担う「リハビリテーション西播磨病院」、②医療・福祉・介護に携わる人材の育成と福祉用具の情報発信を行う「研修交流センター」、③障害者スポーツの普及に取り組む「ふれあいスポーツ交流館」の3施設で構成されており、地域リハビリテーションサービスを総合的に提供している。ふれあいスポーツ交流館の施設には、アリーナ(体育館)、プール、トレーニング室、芝生広場がある。

1) アリーナ(体育館)

1,235 m² (バスケットボールコート2面分)。収容観客数は約100人。卓球、車いすバスケットボール、ローリングバレー、ローリングバレーなどを行われている。

2) プール

25m×6コース(水深110~140cm)。収容観客数は約100人。

3) サブプール

水深60cm。

4) トレーニング室

111 m²。障害者や高齢者でも簡単に利用できる機器(筋力トレーニングマシン6機種、有酸素系マシン7機種)を設置している。初めて利用する人向けに初回講習会を実施している。

5) 芝生広場

10,000 m²。障害者や高齢者の健康増進や社会参加の促進に賛同するユニバーサルスポーツ愛好団体であれば誰でも利用可能。



兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター ふれあいスポーツ交流館
アリーナ(体育館)

(4) 施設の特徴

施設の基本理念は以下の通りである。

- ・ 障害者等の競技スポーツおよびスポーツを通じたリハビリテーションの全県中核拠点施設として、県下の障害者に対するスポーツの普及・振興を図る。
- ・ 生涯スポーツの獲得支援を通じて、障害者等の健康増進、自立および社会参加の促進に寄与するなど、スポーツおよびリハビリテーションにかかる専門的な知識と技術を提供する。
- ・ スポーツを通じて、障害者等を含むすべての人々が「共に生きる」喜びと心の豊かさを分かち合うことができる交流の場を提供する。



兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター ふれあいスポーツ交流館
芝生広場

(5) 運営状況

1) 組織

正職員 3 人、契約職員 2 人の計 5 人である。そのうち初級パラスポーツ指導員資格保有者は 3 人、中級保有者は 1 人である。アルバイトは 21 人おり、プール監視を主な業務としている。

2) 利用者数

2022 年度、2023 年度の利用者数は約 2 万人

3) 利用料金

利用料金は個人利用、団体利用で異なる。障害者の利用料金は、一般利用の半額、障害者 1 人につき介護者 1 人は無料。高齢者は 70 歳以上が対象となる。団体利用における障害者料金は、障害者の利用人数(介護者除く)が過半数の場合に適用される。利用料金の詳細は図表 4-6-1、および図表 4-6-2 の通りである。芝生広場は無料である。

**図表 4-6-1 西播磨総合リハビリテーションセンターふれあいスポーツ交流館
施設ごとの利用料金(個人利用)**

利用施設	利用時間	障害者	一般
アリーナ	午前(9:00-12:00)	いずれの時間帯も1回につき 大人：200円 小人：100円	いずれの時間帯も1回につき 大人：400円 小人：200円 高齢者：200円
	午後(13:00-17:00)		
	夜間(18:00-21:00)		
プール	午前(9:30-11:30)	いずれの時間帯も1回につき 大人：300円 小人：150円	いずれの時間帯も1回につき 大人：650円 小人：300円 高齢者：300円
	午後1(13:00-15:00)		
	午後2(15:00-17:00)		
	夜間(18:30-20:30)		
トレーニング室	午前(9:00-12:00)	いずれの時間帯も1回につき 大人：200円 小人：100円	いずれの時間帯も1回につき 大人：400円 小人：200円 高齢者：200円
	午後1(13:00-15:00)		
	午後2(15:00-17:00)		
	夜間(18:30-20:30)		

出典：ふれあいスポーツ交流館 パンフレットより作成

**図表 4-6-2 西播磨総合リハビリテーションセンターふれあいスポーツ交流館
施設ごとの利用料金(団体利用)**

利用施設	利用時間	全面利用		半面利用	
		障害者	一般	障害者	一般
アリーナ	午前(9:00-12:00)	2,800円	11,000円	1,400円	5,700円
	午後(13:00-17:00)	4,000円	15,000円	2,000円	8,000円
	夜間(18:00-21:00)	4,500円	18,000円	2,300円	9,200円
	午前-午後(9:00-17:00)	7,000円	28,000円	3,400円	13,000円
	午前-夜間(13:00-21:00)	8,700円	35,000円	4,300円	17,000円
	終日(9:00-21:00)	11,000円	46,000円	5,900円	23,000円

※料金はすべて大人。小人料金はいずれの時間帯も大人の半額。

利用施設	利用時間	1コースの利用につき	
		障害者	一般
プール	午前(9:30-11:30)	550円	2,450円
	午後1(13:00-15:00)	650円	2,750円
	午後2(15:00-17:00)	650円	2,750円
	夜間(18:30-20:30)	850円	3,650円

※料金はすべて大人。小人料金はいずれの時間帯も大人の半額。

出典：ふれあいスポーツ交流館 パンフレットより作成

(6) ボランティア

ふれあいスポーツ交流館が主催する事業への参画および団体・個人への支援を行う団体としてサポートクラブがある。パラスポーツ指導員の資格の有無は問わず、現在 15 人が登録している。主な活動内容は、各種大会・教室等への参画(共催事業の考案等)、各種スポーツ教室、講習会、大会参加者の介助や指導補助、審判等、他のボランティア団体との交流、情報交換、勉強会等である。

(7) 特別支援学校と兼用

隣接する兵庫県立西はりま特別支援学校と体育施設を兼用しており、基本的には支援学校の授業を優先している。施設利用の優先順位は、①西はりま特別支援学校、②リハビリテーションセンター主催の大会・教室、③当事者団体の利用、④一般利用、となる。

(8) 実施事業

主な実施事業は、以下の通りである。

- ・ 障害者・高齢者等を対象としたスポーツ教室の開催
- ・ 障害者スポーツ大会の開催
- ・ 予防的リハビリテーションの普及
- ・ 障害者スポーツの指導者・ボランティアの育成
- ・ スポーツを通じた地域住民との交流事業の実施



兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター ふれあいスポーツ交流館
プール

具体的な内容は、図表 4-6-3 の通りである。その他、出前教室として、障害者団体、高齢者団体、学校（一般校）、障害福祉サービス事業所などを対象に指導員を派遣。卓球バレー、ふうせんバレー、フライングディスク、ボッチャ、車いすバスケットボール、ゴールボールなどを指導している。

図表 4-6-3 西播磨総合リハビリテーションセンターふれあいスポーツ交流館主な実施事業

《大会・交流会》

大会名	対象者	参加費	定員
主催事業			
ふれあいスポーツ交流館 卓球大会	障害児・者、中高齢者、健常者（参加者との交流を希望する方）	500円	60名
パラカヌ一体験交流会	障害児・者、中高齢者、健常者（参加者との交流を希望する方）	500円	10名
グラウンドゴルフ大会	障害児・者、中高齢者、健常者（参加者との交流を希望する方）	500円	100名
地域交流フライングディスク大会	障害児・者、中高齢者、健常者（参加者との交流を希望する方）	500円	100名
ふれあいボッチャ大会		500円	60名
ふれあい卓球大会	障害児・者、中高齢者、健常者（参加者との交流を希望する方）	500円	60名
西播磨総合リハセンリハフェスタ施設開放	どなたでも参加可能	無料	
協力事業			
スプリングフェア施設開放日	どなたでも参加可能	無料	

《アーニナ教室》

教室名	対象者	参加費	定員
ピラティス教室	参加を希望する方	1,500円	20名
ソフトエアロ教室	参加を希望する方	1,500円	20名
ヨガ教室	参加を希望する方	1,500円	25名
初心者卓球教室	障害児・者、中高齢者	1回200円	10名
にこにこ運動広場	障害児とその家族（小学生以下）	1回200円	10名
みんなでスポーツ	参加を希望する方	1回200円	15名

《プール教室》

教室名	対象者	参加費	定員
かに（水慣れ）（知的発達障害児親子水泳教室）	水慣れ～顔付けバタ足の練習を希望する小学生以下の知的発達障害児及び家族	1,200円	3組
らっこ（泳力向上）（知的発達障害児親子水泳教室）	基礎練習から25m完泳を目指す小学生以下中学生以下の知的発達障害児及び家族	1,200円	3組
にこにこスイミング（知的発達障害児親子水泳教室）	中学生以上の知的発達障害者及び介護者1名	1,200円	6組
チャレンジスイミング（身体障害児水泳教室）	顔付けや浮き身練習を希望する小学生以下の身体障害児及び介護者1名	1回300円	3組
はじめての水泳	身体障害者・中高齢者（概ね40歳以上）	1回300円	10名
はつらつ水中ウォーク	身体障害者・中高齢者（概ね40歳以上）	1回300円	20名
バーチンソン水中運動教室	西播磨総合リハビリテーションセンター入院患者	1回300円	10名

《トレーニング教室》

教室名	対象者	参加費	定員
いきいき予防リハ	意思から運動を勧められている障害者・中高齢者（通院者含む）	1,000円	10名

《芝生広場》

教室名	対象者	参加費	定員
ノルディックウォーキング教室	参加を希望する方	800円	10名
芝生であそぼう	障害児・者、中高齢者、健常者（参加者との交流を希望する方）	500円	20名

《講習会》

教室名	対象者	参加費	定員
スポーツボランティアフォローアップ講習会	受講希望者及びボランティア希望者	無料	20名
陸上・フライングディスク強化練習会	兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への出場者	無料	20名

出典：ふれあいスポーツ交流館 パンフレットより作成

(9) 定期利用のスポーツクラブ

ふれあいスポーツ交流館では、スポーツクラブが競技力の向上と交流の場として活動している。定期利用している主なスポーツクラブは以下の通りである。

- ・ 光都スポーツクラブ：競泳選手育成、全国大会出場を目指す
- ・ 光都フレスコクラブ：多種目実施型の総合型地域スポーツクラブ
- ・ 光都卓球クラブ：初心者育成、全国障害者スポーツ大会への参加を目指す
- ・ 兵庫ろうあ女子バレーボールクラブ：聴覚障害者向けのバレーボールクラブ
- ・ 兵庫県知的障害者水泳連盟：身体障害、知的障害問わず安全な水泳指導。県大会、全国大会出場を目指す。各種事業の企画を立案、実施する。

(10) 兵庫県社会福祉事業団

1964年設立、県内55箇所78施設を運営している(2024年4月現在)。運営施設を大別すると、総合リハビリテーションセンター、西播磨総合リハビリテーションセンター、障害児者施設・児童施設、高齢者施設、保養施設となる。ふれあいスポーツ交流館(兵庫県たつの市)と障害者スポーツ交流館(神戸市西区)を保有し、それぞれが障害者優先スポーツ施設として県内の拠点となっている。両施設間での情報交換を行い、利用状況によっては、障害者スポーツ交流館の利用者が、ふれあいスポーツ交流館を利用することもある。

7. おおむたアリーナ

- 閉館した「サン・アビリティーズおおむた」の障害者スポーツ施設機能を総合体育館に移転
- 分散していた公共施設の機能を移転統合し、指定避難所としての機能も追加

(1) プロフィール

- 【名称】大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ)
【所在地】福岡県大牟田市宝坂町 2-92
【開設年月】2024年4月
【設置者】大牟田市
【施設管理運営】(指定管理者制度)特定非営利活動法人大牟田市体育協会

(2) 基本コンセプト

スポーツや運動を通じてひとを健康に、まちを元気にする緑に囲まれた総合体育館

(3) 施設概要

【スポーツ施設】

- 1) アリーナ: 約 1,713 m² (バレー ボールコート 3 面分)。観客席 1,524 席 (車椅子席 12 席含む)。
- 2) 多目的ホール: 約 1,284 m² (バレー ボールコート 2 面分、ボッチャコート 8 面分)。観客席 226 席 (車椅子席 3 席含む)。障害者が優先的に利用できる。
- 3) 卓球室: 約 341 m² (卓球コート 10 面分)。
- 4) 柔道場: 約 545 m²。
- 5) 剣道場: 約 527 m²。可動間仕切りあり。
- 6) キッズルーム: 約 61 m²。
- 7) 相談室: 約 32 m² (最大 18 人)
- 8) トレーニング室: 約 172 m²。

【文化施設】

- 1) 会議室 (9 室): 1 室 (会議室 7) は防音設備があり、障害者が優先的に利用できる。サウンドテーブルテニスを実施することが多い。

(4) 施設の特徴

1) 施設概要

おおむたアリーナの基本的な設立方針は、以下の通りである。

●スポーツ拠点機能の更なる拡充

これまでのスポーツ活動に加え、更なるトップレベルの大会誘致や新たなスポーツ施策の展開



大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ)

●市民（特に高齢者）の健康づくり、体力づくりの拠点

健康面や体力面に効果のある運動ができる拠点

●運動・スポーツのきっかけづくりの発信地

楽しみながら気軽に参加できる運動・スポーツを体験できる場

●多目的利用による新たな交流の場（障害者、市民活動）

障害者をはじめ、さまざまな市民活動が集うことで、それぞれの理解や活動の拡がりにつながる

●延命公園の魅力向上

動物園や絵本美術館、延命公園などと連携した取組による交流人口の拡大

2) 設立経緯

従来のスポーツ拠点機能に加え、分散していた他の公共施設での市民活動の場を取り込み、スポーツをはじめ、さまざまな活動を通じて交流するスポーツ拠点施設を目標とした。大牟田市公共施設維持管理計画に基づき、中長期的な視点に立った規模の適正化と他施設機能の複合化による機能整理を進め、効果的な管理運営を目指した。

3) 施設の複合化

図表 4-7-1 の通り、おおむたアリーナに機能移転した既存施設をまとめた。サン・アビリティーズおおむたは、アリーナ、研修室、音楽室、多目的室、相談室の機能が移転した。

図表 4-7-1 おおむたアリーナに機能移転した既存施設機能一覧

既存施設			新施設
形態	施設名	機能	
屋内体育施設	市民体育館	アリーナ、柔道場、剣道場、卓球場（多目的運動室）、トレーニング室	おおむたアリーナ
	第二市民体育館	アリーナ、柔道場、剣道場	
障害者福祉施設	サン・アビリティーズおおむた	アリーナ、研修室、音楽室、多目的室、相談室	
文化共育施設	労働福祉会館	中ホール、会議室、研修室	

出典：おおむたアリーナ担当者ヒアリングをもとに作成

既存施設の機能を移転統合した上で、3機能に集約した。

①競技・健康増進機能

メインアリーナ、柔道場・剣道場、卓球場（多目的運動室）、トレーニング室

②コミュニティ施設機能

多目的ホール、談話・交流・休憩スペース、会議室・控室、キッズルーム・授乳室

③防災施設機能

防災対応施設（指定避難所）

4) 施設複合化のメリット

統合による施設複合化により期待できるメリットは、以下の通りである。

①総合体育館と他公共施設を複合化することで、これまで接点が少なかった施設間の交流や新しい連携が生まれるなどの相乗効果が期待できる。

②多機能化により総合体育館の充実を図ることで、多様なニーズに対応できる魅力ある施設づくりが可能になる。

③地域における市民活動の拠点形成を促し、活気や賑わいの創出が期待できる。

④公共施設の効率的かつ効果的な管理運営が可能になり、維持管理費の削減が期待できる。



大牟田市総合体育館(おおむたアリーナ)
多目的ホール

(5) 運営状況

1) 組織

大牟田市障害者協議会の正職員 4 人と嘱託職員 1 人の計 5 人で対応している。サン・アビリティーズおおむたでは、障害者スポーツ事業の実施に加えて、施設の受付業務、予約調整業務などもあったが、おおむたアリーナ移転後は、これらの業務はすべて指定管理者の大牟田市体育協会が担うため、業務量自体は減少した。一方、サン・アビリティーズおおむたでは月 4 日だった休館日が月 2 回に減少したため、職員の出勤調整を行いながら、これまで同様のサービスを 5 人で提供している。

2) 利用者の送迎

サン・アビリティーズおおむたは大牟田市北部、おおむたアリーナは大牟田市南部に位置している。施設移転によってサン・アビリティーズおおむたを利用していた障害者のスポーツ機会が減少するのを防ぐため、これまでも提供していた利用者の送迎サービスを施設移転後も継続している。

3) 所管部署と事業実施

1984 年開館のサン・アビリティーズおおむたは、障害者の文化体育施設、および障害者と健常者の交流の場として、共に生きる地域づくりの貴重な活動の場を提供してきたが、2024 年 3 月 31 日に閉館した。サン・アビリティーズおおむたは、大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課が所管、大牟田市障害者協議会が指定管理者として施設の管理運営を行い、施設の管理・運営業務の一環として、スポーツ教室を提供していた。一方、おおむたアリーナは、大牟田市市民協働部スポーツ推進室が所管、指定管理者は大牟田市体育協会であるが、障害者スポーツ関連事業は、現在も大牟田市障害者協議会が保健福祉部福祉支援室福祉課からの業務委託で実施している。

4) 施設利用

他の利用団体と同様、大牟田市体育協会に利用申請を行い、障害者が優先利用できる多目的ホールの利用を調整する。おおむたアリーナの多目的ホールが、これまでのサン・アビリティーズおおむたのアリーナと同等の役割を果たしている。

5) 利用料

施設の利用料減免は、これまでのサン・アビリティーズおおむた同様、障害者手帳保有者、または、これらと同様の状態にあると市長が認めた利用者については全額免除である。

(6) 実施事業

2024 年度におおむたアリーナで実施した主な障害者スポーツ事業は以下の通りである(図表 4-7-2)。実施内容はサン・アビリティーズおおむたと同様である。

図表 4-7-2 おおむたアリーナでの障害者スポーツ実施事業(2024 年度)

事業名	実施場所	従事者人数	参加者数
ふれあい卓球大会	おおむたアリーナ	5人	91人
ふれあい軽スポーツ講座（前期）	おおむたアリーナ	5人	118人
ふれあい軽スポーツ講座（後期）	おおむたアリーナ	5人	81人
ふれあいソフトバレーボールサークル交流会	おおむたアリーナ	5人	50人
ふれあいフットサルサークル交流会	おおむたアリーナ	5人	40人
ふれあいふうせんバレーボール大会	おおむたアリーナ	5人	30人
交流インドアーケードゲーム大会	おおむたアリーナ	5人	16人
ふれあいニュースポーツ大会	おおむたアリーナ	5人	22人

(障害者社会参加支援事業)

ふれあいパラサンまつり	おおむたアリーナ	約60人	約150人
-------------	----------	------	-------

出典: 大牟田市障害者協議会 令和 5 年度事業報告書より作成

V. まとめと考察

当財団では、2010 年度より障害者専用・優先スポーツ施設に関する調査を実施しており、2012 年度以降、3 年周期で継続し、本調査は 6 回目となる。本報告書では、公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下、JPSA）「パラスポーツセンター協議会」に加盟している 29 施設を含め、国内に 161 の障害者専用・優先スポーツ施設があることを明らかにした。障害者専用・優先スポーツ施設の要件として、1. JPSA パラスポーツセンター協議会加盟施設、もしくは 2. 体育館、プールのいずれかを所有しており、利用を希望する個人、および団体に施設を貸し出している（障害者の個人利用と団体利用がある）公共施設としている。

1. 障害者専用・優先スポーツ施設の概観（図表 2-1-1、2-1-2、2-3-1、2-5-1）

障害者専用・優先スポーツ施設の特徴として明らかになったのは以下である。

- 161 施設のうち 92 施設が 1990 年代以前に設置。
- 施設の廃止、機能移転、新設が進む。2021 年度以降に新設されたのは 5 施設。
- 付帯施設は、「体育館」が 88.9% と最も多く、「トレーニング室」「プール」が続く。

2. 新たな知見

（1）避難所指定状況（図表 2-7-2）

障害者専用・優先スポーツ施設における避難所の指定状況についてみた。避難所のうち、要配慮者の受入を想定しているのが福祉避難所である。ただ、一般避難所においても生活に支障が生じる可能性がある人は受け入れる。

- 避難所の指定を受けていたのは半数で、そのうち指定福祉避難所が 12.3%、協定等により確保している福祉避難所が 15.1%。

（2）事業展開（図表 2-15-1、図表 3-3-1）

- 事業を実施している施設は 82.2%、貸館業務のみを行っている施設は 17.8%。
- すべてのハブ施設は事業を実施、サテライト施設は 24.1% が事業は実施せず、貸館業務のみを行っていた。

（3）ハブ施設・サテライト施設別にみる事業実施（図表 3-2-1、3-2-2）

- 障害者スポーツ教室、障害者スポーツ大会・イベント、巡回スポーツ教室（出張教室）の 3 事業すべてを実施しているハブ施設は 82.1%、サテライト施設では 16.3%。
- 多くのハブ施設で実施しており有意差がみられた事業は、以下の 7 事業であった。これらの 7 事業は、ハブ施設の必須事業と言えるだろう。

①医師・理学療法士等によるスポーツ医事相談・運動相談

→利用したいと思った障害者が安全・安心を得た上で事業に参加するためには、相談機会があることは重要である。

②レベル別（初級・中級・上級）運動・スポーツ教室／③重度障害者向け 運動・スポーツ教室

→レベル別、重度障害者向けの運動・スポーツ教室は、利用者の多様なニーズに対応するために豊富な教室を準備している証拠と言える。

④出前（出張）運動・スポーツ教室

→ハブ施設まで来られない人にとって事業の意義は非常に大きく、地域の拠点となるハブ施

設にとっては、遠隔への機会提供は重要である。

⑤クラブ・サークルの設立支援

→施設提供事業とは別に、ハブ施設がクラブやサークルを通じて運動・スポーツ機会を提供することは、選択の幅が広がることになる。利用者の自立を促す上ではクラブ・サークルの存在は重要である。

⑥指導者の養成講習会の開催／⑦人材育成の研修会開催

→人材を育成することは、ささえ手の確保に繋がり、持続可能なスポーツ環境の提供になる。

- ハブ施設・サテライト施設別で有意差がみられなかった事業は、以下の3事業であった。クラブ・サークルの地域移行支援やリ・スタート研修会の開催は、ハブ施設・サテライト施設問わず実施している施設は少なかった。

⑧種目別運動・スポーツ教室

→ハブ施設・サテライト施設問わず、多くの施設で実施していた。

⑨クラブ・サークルの地域移行支援(他施設への利用促進)

→ハブ施設・サテライト施設問わず実施施設は少なく、他施設への利用促進の難しさが明らかになった。

⑩リ・スタート研修会の開催

→1施設のみで実施。JPSA公認パラスポーツ指導員の資格を取得後、ブランクを経て活動再開する人の不安解消のために設けられている機会だが、障害者専用・優先スポーツ施設が主催する事業としては浸透していなかった。

(4) 施設の廃止と機能移転

新設の施設は5施設で、そのうち2施設は老朽化により施設を廃止し、同時期に新設された総合体育館に機能を移転した。「おおむたアリーナ」(94ページ参照)は、これまで大牟田市の障害者スポーツ振興の拠点であった「サン・アビリティーズおおむた」が閉館し、分散していた公共施設の移転統合を進めるなかで、新設される「おおむたアリーナ(大牟田市総合体育館)」に障害者スポーツ施設の機能を移転した。サン・アビリティーズおおむたの時に提供していた利用者への送迎サービスを現在も継続し、施設移転後の利用者の機会確保につとめている。

同様に、下関市障害者スポーツセンターも2024年6月末に老朽化に伴い閉館した。2024年8月に開館した下関市総合体育館(J:COMアリーナ)に機能を移転し、「下関市パラスポーツサポートセンター」として事業を再開した。障害者スポーツ教室・大会の開催、講習会や交流事業、出前教室の実施など、機能移転前と同規模の事業を展開している。

今後も日本の人口減少が続くことを考えると、公共施設の老朽化に伴う移転統合は、より一層進んでいくと考えられる。図表2-3-1で示した通り、障害者専用・優先スポーツ施設の多くは1970～1990年代に設置されており、老朽化に伴う移転統合は多くの自治体で議論されることになる。その際、移転前と同様の事業(サービス)の提供、同規模のスポーツ機会の確保が重要となる。また、機能移転にあたっては、事前ワークショップの開催など、当事者の声が届くような仕組づくりが必須となる。

3. 経年変化

(1) 施設分類(図表 2-2-1)

2010 年度より、障害者専用・優先スポーツ施設の対象は、主に身体障害者福祉センター、旧勤労身体障害者教養文化体育施設(サン・アビリティーズ)、旧勤労身体障害者体育施設であった。一方で、施設の老朽化が進み、施設の修繕・廃止、機能移転などに伴い、前述の対象以外の「その他」施設が増加した。「その他」施設には、総合福祉センター、スポーツセンター、障害者優先体育館などが該当し、2024 年度では約 3 分の 1 となる 52 施設が「その他」に分類された。次回調査では、施設分類の再検討が必要となる。

(2) 指定管理者(図表 2-8-1、2-8-2、2-8-3)

2015 年度以降、障害者専用・優先スポーツ施設の管理運営は、約 9 割が指定管理者によるものであり、その割合に大きな変化はなかった。指定管理者の事業形態では、いまだ「単独で指定管理者」が 8 割を占めるが、「共同事業体として指定管理者」が徐々に増加しており、2024 年度では 18.6% と、これまでで最も多い割合だった。内訳では、社会福祉法人、社会福祉協議会がこれまで同様に多かったが、障害者スポーツ協会、施設管理公社などが増加した。利用者の多様なニーズへの対応、施設の効率的な管理運営など、指定管理者に求められる役割も高度化している。地域の実情や課題などにあわせて、それぞれの団体・組織の専門分野の分担、ノウハウの共有など、共同事業体として指定管理者になる施設は増える可能性がある。

(3) 平均利用者数と集計方法(図表 2-9-1、2-9-2)

- 1施設あたりの平均利用者数は 2012 年度から 7~8 万人で推移していたが、コロナ禍(2020~2021 年度)には 4 万人を下回るまで減少した。収束に向かい始めた 2022 年度に約 5 万人、2023 年度に 5 万 7,000 人を超え、コロナ禍前の状況に戻りつつある。
- 1施設あたりの障害者の平均利用者数は 2012 年度から 2 万人台で推移していたが、コロナ禍(2020~2021 年度)に半減した。2023 年度には 2 万人を超える、総利用者数同様、コロナ禍前の状況に戻りつつある。
- 障害種別の利用者数も同様の傾向をみせており、2020 年度、2021 年度で減少した利用者数が 2022 年度、2023 年度と徐々に回復傾向をみせている。
- 利用者の集計方法では、「利用施設ごとの利用者のべ人数を集計している」が 2018 年度(40.2%)、2021 年度(44.4%)、2024 年度(49.0%)と徐々に増加している。コロナ禍で、施設内でも利用施設ごとに利用者を管理する施設が増加したと推察できる。

障害者専用・優先スポーツ施設の利用者数は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など、新型コロナウイルス感染症拡大により、施設の一時閉鎖や利用制限などが利用者数に影響を及ぼしたが、徐々に回復傾向を示した。

(4) 指導者(図表 2-10-1、2-10-2、2-10-5、2-10-6、3-5-1)

- 障害者専用・優先スポーツ施設における有給・有償のスポーツ指導者がいる施設は 2021 年度(58.2%)から 2024 年度(71.3%)と増加した。正規雇用者、契約／嘱託職員、アルバイトなどで増加した。
- 有給・有償のスポーツ指導者の平均人数は 2021 年度(13.6 人)から 2024 年度(12.2 人)に減少、正規雇用者、契約／嘱託職員、アルバイトでも同様に減少した。
- ハブ施設の有給・有償のスポーツ指導者数の平均人数は 2021 年度(26.4 人)から 2024

年度(23.5人)に減少、サテライト施設では、2021年度(3.4人)から2024年度(6.1人)に増加した。

- 有資格者の配置状況では、パラスポーツ指導員を配置している施設は、初級、中級、上級と、それぞれ増加した。
- ハブ施設では初級が減少、サテライト施設では初級、中級、上級のいずれも増加した。

有給・有償のスポーツ指導者がいる施設は、2021年度から増加したが、指導者の平均人数は2021年度(13.6人)から2024年度(12.2人)にかけて減少した。ハブ施設・サテライト施設別の平均人数をみると、ハブ施設は減少、サテライト施設で増加したことから、有給・有償のスポーツ指導者が増加したのは主にサテライト施設だったと推察できる。

(5) 実施事業と重度障害者の利用(図表2-11-1、2-11-2、2-11-4、2-11-5、2-11-6、2-11-8、2-11-9、2-11-10)

- 障害者スポーツ教室を実施する施設は増加
- 実施種目は、「ボッチャ」「ジュニア・親子体操」「車いすバスケットボール」で増加した一方、「健康体操・健康ヨーガ」「卓球」「水泳・水中運動」「軽スポーツ」などで減少した。
- 重度障害者の参加では、「ボッチャ」「水球・水中運動」「健康体操・健康ヨーガ」「軽スポーツ」で減少した。

施設内で開催される障害者スポーツ教室は、施設側と利用者側の双方にメリットがある。障害者スポーツ教室の参加者は、日頃から施設を利用している人が多いため健康状態の把握が容易であり、コロナ禍で教室を運営するにあたっては非常に効果を発揮した。利用者は、日常的に感染症対策を講じている場所であることを自身の目で確認しているため、安全・安心を把握した上で教室に参加できた。そのため、重症化リスクの高い重度障害者でもコロナ禍前と変わらずに参加していたと考えられていたが、コロナ禍明けの2024年度に重度障害者の利用が減少した。ボッチャを実施する施設が増加する一方、重度障害者の参加は減少した。ボッチャは重度脳性麻痺者や四肢に重度の障害がある人向けに考案されたスポーツであるが、現在では、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、すべての人が一緒に競い合えるスポーツとして普及しており、重度障害に限らず、多くの人が参加することができる競技になっている。

- 障害者スポーツ大会・イベントの実施施設に大きな変化なし
- 多種目の体験会や運動会、種目別スポーツ大会・イベントの実施状況に大きな変化はみられなかった。いずれも重度障害者の参加は減少傾向にあった。
- 実施種目は、「グラウンド・ゴルフ」「サッカー」「バスケットボール」で増加、「卓球」「アーチェリー」「車いすバスケットボール」などで減少した。
- 重度障害者の参加は、「ボッチャ」「水泳」「卓球」「アーチェリー」で減少した。

実施状況に大きな変化はなかったが、多種目の体験会や運動会、種目別スポーツ大会やイベントのいずれにおいても重度障害者の参加が減少した。実施内容の上位3位を占めるボッチャ、卓球、水泳は重度障害者の参加が減少、前述の障害者スポーツ教室における重度障害者の参加減少を考慮すると、施設での教室、大会、イベントにおける重度障害者の参加は減少傾向にあると言えるが、コロナ禍後の施設運営状況や重度障害者の社会参加の状況などを鑑み、引き続き、注視していく必要がある。

- 巡回スポーツ教室(出前教室)を実施する施設に大きな変化なし
 - 多種目の体験型教室の実施状況では大きな変化はみられなかつたが、重度障害者の参加状況は、減少傾向が続いている。
 - 種目別スポーツ教室の実施状況は減少した。実施種目は、「ボッチャ」「サッカー」で増加、「軽スポーツ」「車いすバスケットボール」「健康体操・健康ヨーガ」「水泳・水中運動」で減少した。重度障害者の参加は、「軽スポーツ」で半減した。

東京 2020 大会で注目を集めたボッチャは、パリ 2024 大会での活躍もあり、2021 年度より増加した。ボッチャは、重度障害者への参加状況についても大きな変化はみられず、前述の教室、イベント・大会における重度障害者参加傾向とは異なる結果となつた。一方、東京 2020 大会で銀メダルを獲得した「車いすバスケットボール」は、パリ 2024 大会への出場を逃したことが影響してか、巡回スポーツ教室(出張教室)での実施が減少した。

- 巡回スポーツ教室(出張教室)は多くの実施場所で減少
 - 「公共スポーツ施設」「特別支援学校の体育・スポーツ施設」「一般校の施設(一般校の体育・スポーツ施設を除く)」「特別支援学校の施設(特別支援学校の体育・スポーツ施設を除く)」「民間スポーツ施設」で減少、利用が大きく増加した施設はなかつた。

東京 2020 大会を契機に、スポーツ庁のオリンピック・パラリンピック教育推進事業の展開や国際パラリンピック委員会(IPC)公認教材『I'mPOSSIBLE』日本版が全国の小中高、特別支援学校に配布されたことなどが追い風となり、出張教室の会場として、2021 年度に、一般校、特別支援学校問わず、学校施設の使用が増加傾向になつた。東京 2020 大会終了から 3 年が過ぎた 2024 年度には、多くの実施場所は減少傾向となつた。

(6) サークル・クラブ・競技団体の利用(図表 2-12-1、2-12-2、2-12-3、2-12-4)

- 主に特定の障害種の参加者で構成される活動団体が増加
 - 「車いすバスケットボール」「卓球」「ボッチャ」「バドミントン」「サッカー」などで増加。
 - 1施設あたりの平均団体数は、「水泳・水中運動」が 13.8 団体で最も多く、「軽スポーツ(複数種目の実施含む)」(11.3 団体)、「陸上」(7.3 団体)が続く。
- 異なる障害種の参加者で構成される活動団体が増加
 - 「卓球」「ボッチャ」「水泳・水中運動」「軽スポーツ(複数種目の実施含む)」「サッカー」などで増加。
 - 1施設あたりの平均団体数は、「軽スポーツ(複数種目の実施含む)」が 11.3 団体で最も多く、「水泳・水中運動」(5.5 団体)、「卓球」(4.7 団体)が続く。

4. 実施事業からみる既存施設のハブ施設化の可能性

本研究では、障害者専用・優先スポーツ施設の主な実施事業として、以下 16 事業の実施状況をたずねた。

- 1) 医師・理学療法士等によるスポーツ医事相談・運動相談
- 2) 種目別 運動・スポーツ教室
- 3) 初心者向け 運動・スポーツ教室
- 4) レベル別(初級・中級・上級向け)運動・スポーツ教室
- 5) 重度障害者向け 運動・スポーツ教室
- 6) 出前(出張)運動・スポーツ教室
- 7) 障害の有無に関わらず参加できる運動・スポーツ教室
- 8) クラブ・サークルの設立支援
- 9) クラブ・サークルの地域移行支援(他施設の利用促進)
- 10) 大会・イベント・体験会の開催
- 11) 大会・イベント・体験会参加者への施設の定期利用促進
- 12) 指導者の養成講習会の開催
- 13) フォローアップ講習会の開催
- 14) リ・スタート研修会の開催
- 15) 指導や教室運営などの補助
- 16) 人材育成の研修会開催

障害者専用・優先スポーツ施設を JPSA パラスポーツセンター協議会に加盟している施設(以下、ハブ施設)と未加盟施設(以下、サテライト施設)の二群に分け、クロス集計を行った結果、平均事業数はハブ施設で 10.9 事業、サテライト施設で 4.0 事業だった。ハブ施設の平均事業数がサテライト施設の倍以上となっており、多事業実施はハブ施設の特徴の一つであることが改めて確認できた(図表 5-1)。主な実施事業(16 事業)のうち、過半数(8 事業以上)の実施施設はハブ施設で 89.3%、サテライト施設で 17.5% だった(図表 5-2)。

図表 5-1 ハブ施設・サテライト施設の実施事業数の平均値・最大値・最小値

	施設数	実施事業数		
		平均事業数	最大事業数	最小事業数
合計	108	5.8	15	0
ハブ施設	28	10.9	15	3
サテライト施設	80	4.0	13	0

図表 5-2 ハブ施設・サテライト施設における過半数(8 事業以上)の事業を実施している施設の実施状況

	施設数	実施事業数(過半数)	
		施設数	%
合計	108	39	36.1
ハブ施設	28	25	89.3
サテライト施設	80	14	17.5

サテライト施設で過半数の事業を実施している 14 施設(以下、潜在的ハブ施設)とハブ施設の実施事業状況を分析した。統計解析は変数の特徴にあわせ、 χ^2 検定、Fisher の直接確率検定を行い、ハブ施設と潜在的ハブ施設の差を検証した(図表 5-3)。統計処理には IBM SPSS Statistics(ver.29)を使用した。いずれも統計学的有意差は 5%未満とした。ハブ施設における実施事業上位 8 位までをみると、ハブ施設の実施が有意に高かったのは、以下 3 事業であった。

- 1) 医師・理学療法士等によるスポーツ医事相談・運動相談
- 4) レベル別(初級・中級・上級向け)運動・スポーツ教室
- 6) 出前(出張)運動・スポーツ教室

図表 5-3 ハブ施設・潜在的ハブ施設における事業実施状況(ハブ施設の上位 8 位)

順位	実施事業	ハブ施設 (N=27)	潜在的 ハブ施設 (N=14)	p 値
1	2) 種目別 運動・スポーツ教室	100.0	100.0	
2	3) 初心者向け 運動・スポーツ教室	100.0	100.0	
3	10) 大会・イベント・体験会の開催	100.0	100.0	
4	6) 出前(出張)運動・スポーツ教室	92.6	57.1	0.012 ** F
5	4) レベル別(初級・中級・上級向け)運動・スポーツ教室	88.9	57.1	0.042 * F
6	7) 障害の有無に関わらず参加できる運動・スポーツ教室	88.9	78.6	
7	1) 医師・理学療法士等によるスポーツ医事相談・運動相談	77.8	21.4	0.001 ** χ
8	11) 大会・イベント・体験会参加者への施設の定期利用促進	77.8	100.0	

F : Fisher の直接法 * : p < 0.05, ** : p < 0.01.

χ : χ^2 検定 * : p < 0.05, ** : p < 0.01.

地域の拠点施設であるハブ施設の特徴が顕著になった結果であるが、別の視点でみると、潜在的ハブ施設において、前述の 3 事業が実施可能となれば、ハブ施設と同等の機能を持つ可能性が示唆された。現在のハブ施設(29 施設)と潜在的ハブ施設(14 施設)をあわせた 43 施設を、仮に障害者スポーツセンターとする場合、これまでの 19 都道府県(29 施設)から 23 都道府県(43 施設)に拡大する。

スポーツ庁「スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツワーキンググループ最終報告書」(2024)では、地域の中心となって、障害のある人の身近なスポーツ環境の整備を支援する障害者スポーツ振興の拠点(障害者スポーツセンター)を広域レベル(都道府県レベル、地域の実情に応じて政令市レベル)ごとに 1 つ以上整備する、としている。現在、障害者スポーツセンターがない都道府県・政令市での新設は現実的には難しく、前述した障害者専用・優先スポーツ施設における障害者のスポーツ実施事業や潜在的ハブ施設の既存機能を整理し、可能性の検討が重要である。

5. スポーツ施設から地域拠点となるための避難所機能の追加

指定福祉避難所は、市町村が災害対策基本法の基準をふまえて指定する。内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(2016)によると、想定している対象者は、障害の程度等により、指定一般避難所などでは避難生活が困難な要配慮者で、老人福祉施設、障害者支援施設、保健センターなどの設備や体制が整った施設に避難させることを想定している。

障害者専用・優先スポーツ施設は、当事者や保護者・介助者にとって日頃から慣れ親しんでいる場所であり、多くの施設でバリアフリー化されており設備面での支障はない。さらに、スポーツを通じて安全・安心を提供していることから、障害者専用・優先スポーツ施設が障害当事者にとって精神的な居場所となっていることも多く最適な場所と言えるだろう。障害者専用・優先スポーツ施設としての事情に留意しつつ、日頃から行政と情報交換を行うことにより、人材の確保や備蓄等を準備する体制が整えられる。

図表 2-6-2 で示した通り、障害者専用・優先スポーツ施設では、指定一般避難所(22.6%)、指定福祉避難所(12.3%)、協定等による福祉避難所(15.1%)となっており、合計すると 50% が避難所機能を有していた。障害者にとって設備面で支障のない障害者専用・優先スポーツ施設の利点を生かし、要配慮者向けの福祉避難所に指定することは、地域の障害者にとっての安全・安心につながる。現状を鑑みた上で、内閣府のガイドラインを参考に、障害者専用・優先スポーツ施設を要配慮者のための避難所として活用形態を 3 パターンにまとめた(図表 5-4)。

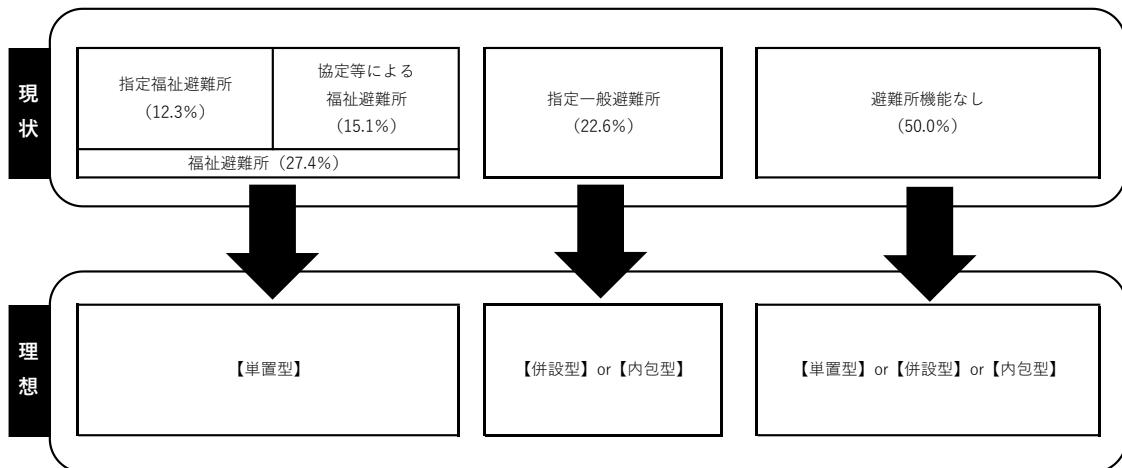
図表 5-4 障害者専用・優先スポーツ施設における要配慮者のための避難所活用形態

	【単置型】	【併設型】	【内包型】
主に障害のない人		指定一般避難所	指定一般避難所
要配慮者 (障害者含む)	指定福祉避難所	指定福祉避難所	指定福祉避難所 or 要配慮スペース

【単置型】は指定福祉避難所や協定等による福祉避難所を指す。本研究では、指定福祉避難所(12.3%)、協定等による福祉避難所(15.1%)の 2 つの避難所形態をあわせた 27.4% の施設が該当する。【併設型】は同施設内で障害の有無に問わずに居住者等を受け入れるが、建物等で区分して、主に障害のない人は一般避難所機能を有する建物、要配慮者は福祉避難所機能を有する建物に誘導し、避難・滞在を想定する。本研究では、指定一般避難所の 22.6% がその可能性を秘めている。施設内を建物等で区分できる場合には、指定福祉避難所機能を追加することで実現できる。施設内を建物等で区分できない場合には、【内包型】として、指定一般避難所内の一部スペース(空き部屋や一部を区切った部屋等)に、生活相談員(要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者)等を配置し、指定福祉避難所の基準に適合すれば、指定福祉避難所としての機能を有することになるので、条件が整えば可能である。

図表 5-5 に現状の障害者専用・優先スポーツ施設の現状と理想の移行形態をまとめた。すでに福祉避難所となっている 27.4% の施設は【単置型】、指定一般避難所となっている 22.6% の施設は【併設型】か【内包型】、現在、避難所機能を有していない 50% の施設は各施設が保有する付帯施設の状況等により【単置型】【併設型】【内包型】のいずれかで検討することができる。

図表 5-5 障害者専用・優先スポーツ施設における移行形態の理想



大規模災害発生時には、多くの要配慮者の避難が必要となり、その際、居住自治体の枠内にとどまらず、広域で移動することから、市町村単位での支援活動に限界がある。例えば、高知県では 4 市町（高知県南国市・香美市・香南市・大豊町）が、広域的支援体制の構築に向けて、知的障害、発達障害児者を対象とした災害時における広域福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している。

秋吉らは「災害時の公共スポーツ施設のあり方」において、災害時の公共スポーツ施設について、指定管理者の選考基準と協定書の視点から現状と課題を明らかにした。そのなかで、指定管理者の選考や協定締結時には自治体と指定管理者における役割分担や費用負担について不明確なケースが一定数あった。さまざまなお期せぬ状況が考えられ容易に明確にできないと推測しながらも、日頃からの備えが非常時の利用者や地域住民への円滑な対応につながるため、自治体（施設所管課、防災担当課）、指定管理者、地域住民との緊密な連携が望ましいとしている。さらに、避難所に指定されていない施設が避難所になるケースがあるとし、現実的に発災時に施設にいる指定管理者は、目の前に避難者がきたら対応せざるを得ないとしている。

公共スポーツ施設に限らず、本研究で対象とした障害者専用・優先スポーツ施設も公共の施設であることを鑑みると、福祉避難所に指定されていなくても、発災時には地域の障害者が避難していく可能性がある。地域の障害者スポーツの拠点となっている障害者専用・優先スポーツ施設には、設置している市区町村に限らず、近隣自治体から利用者が集まる傾向があり、それらをふまると、障害者専用・優先スポーツ施設が避難所機能を持つことは、ひとつの自治体に限らず、広域においてスポーツの枠を超えて人々が集う場となる可能性を秘めている。発災時の予期せぬ状況を考慮すると慎重な対応が求められると認識しつつも、指定管理者の選考基準や協定書の内容など、自治体と指定管理者、地域の障害者との関係性を再検討する時期にきていると言えるだろう。

VI. 参考文献

- ・ 秋吉遼子,舟木泰世(2020). 災害時の公共スポーツ施設のあり方－指定管理者の対応と指定管理者の選考・協定に着目して－. 2019年度笹川スポーツ研究助成.
- ・ 大蔵省(財務省)(1965). 減価償却資産の耐用年数等に関する省令.
- ・ 笹川スポーツ財団(2025). 地域の障害者スポーツ振興における施設ネットワーク実践研究.
- ・ 笹川スポーツ財団(2024). 地域における障害者スポーツ施設運営に関する研究.
- ・ 笹川スポーツ財団(2023). 東京都における障害者スポーツ施設運営に関する研究.
- ・ 笹川スポーツ財団(2022). 障害者スポーツ施設に関する研究 2021.
- ・ 笹川スポーツ財団(2018). 平成29年度スポーツ庁『地域における障害者スポーツ普及促進事業(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)』報告書.
- ・ 笹川スポーツ財団(2017). SSF 政策提言 2017.
- ・ スポーツ庁(2021). 令和3年度体育・スポーツ施設現況調査.
- ・ スポーツ庁(2024). スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ最終報告書.
- ・ 第一法規(2014). 災害救助法 運用と実務
- ・ 内閣府(2021). 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律.
- ・ 内閣府(2016). 福祉避難所の確保・運営ガイドライン.
- ・ 内閣府(2022). 令和4年版防災白書.
- ・ 日本パラスポーツ協会(2025). <https://www.parasports.or.jp/>

障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2024 報告書

2025 年 3 月 発行

発行者 公益財団法人 笹川スポーツ財団

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 3F
TEL 03-6229-5300 FAX 03-6229-5340
E-mail info@ssf.or.jp URL <https://www.ssf.or.jp/>

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本書が出典であることを明記してください。
本事業は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて実施しました。

